

倉敷の歴史

第30号

2020年3月

特集—災害をみつめ直す—

- 特集にあたって (1)
- 真備町域における江戸時代～明治初年の水害治水史 畑 和良 (2)
- 明治二年東高梁川洪水と地域社会 倉地 克直 (22)
- 明治一三年の高梁川水害について 山下 洋 (42)
- 倉敷市における水損公文書修復処置の取り組みについて 山本 太郎 (52)
- 西日本豪雨被災資料救出保全活動の成果と課題 上村 和史 (59)

ノ ー ト

- 倉敷市連島町・宝島寺所蔵「白衣観音像」について 前田 興 (70)
- 玉島出身の茶人・白神宗吾について 井上 秀二 (80)
- 旧倉敷町役場の設計者小林篤二について 山崎真由美 (84)

史料紹介

- 古川古松軒の扇面 中山 薫 (93)

アラカルト

- 由加山に奉納された阿波石工の狛犬 藤原 好二 (103)

展示会記録

- 令和元年度資料展示会 真備の記憶—写真と資料でたどる— (106)

報 告

- 平成30年度歴史資料講座 (124)
- 令和元年度古文書解読講座 (125)

- 新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 コラム 編集後記 (126)

特集にあたって

平成三十年七月五日から八日にかけて、台風第七号や梅雨前線等によって、西日本を中心に記録的な大雨ととなりました。この影響で河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な被害となりました。

倉敷市の真備地区でも小田川およびその支川の堤防決壊等により約三割、千二百ヘクタールが浸水、その深さは約五メートルにも及びました。この災害により、六十人を超える尊い命が失われ、五千七百棟超の住家が全壊・大規模半壊等し、多くの住民が自衛隊・消防・警察等によって屋根から救助されるなど、大災害となりました。

お亡くなりになられた方々には心より哀悼の意を表しますとともに、御家族・関係者の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。

平成三十年七月豪雨による甚大な被害を受けて、『倉敷の歴史』第三十号では災害特集を組みました。江戸時代から明治初期の真備町域の水害治水史、明治二年と十三年の高梁川の水害の具体的状況と地域社会の動向、平成三十年七月豪雨による水損公文書の修復処置、水損歴史資料の救出保全活動を明らかにする論考を掲載しました。

現在、気候変動の影響等により、毎年全国各地で大きな災害が頻発しており、また南海トラフ巨大地震の発生への懸念が高まるなど、大規模災害に備える必要があります。そのためには、過去の災害をみつめ直すことによって、歴史に学ぶことが不可欠です。読者におかれましては、これらの論考を参考に居住地域の自然災害のリスクを把握し、一人一人が危機を認識し、必要な対策を講じていただければ幸いです。

(山本)

真備町域における江戸時代～明治初年の水害治水史

畑 和 良

はじめに

倉敷市真備町域は、古くからの水害常襲地域とされる。『真備町史』（真備町、一九七九年）でも特に水害・治水の項目が割かれており、町域の水害史は同書に依拠して理解されていると思われる。だが、同書における明治以前の水害史叙述はすこぶる曖昧なもので、例示された十数件の水害は全て『岡山県水害史』上（岡山県庁、一九〇一年）に列挙された岡山藩関係の水害事象を抜き出したものに過ぎない。そのため、例示された水害が本当に真備町域と関係するのか、関係するとしても具体的にどのような被害・影響が生じたのか、実情を知ることが難しい。こうした現況を鑑み、本稿では倉敷市総務課歴史資料整備室や真備ふるさと歴史館所蔵の一次史料・

絵図、早くに地域の古文書を集積しこれに基づく治水史を描いた粕谷米夫の成果・収集資料などに依拠し、近世を中心可能な限り真備町域、小田川下流域の水害状況と治水の営為について事実関係の整理を行いたい。

一 江戸時代前～中期の小田川と治水

管見の限り、真備町域の水害・治水に関する一次史料として最も古いのは慶安五年（一六五二）の浸水記録である。岡山藩主池田光政の日記によれば、この年八月に発生した「大水」の影響で川辺村が「水底」に沈んだ。川辺村は山陽道の宿場町で高梁川と山陽道とが交差する物流の要衝であると同時に、下道郡十ヶ村ほか一万三四八石を治める大名伊東甚太郎長治の本拠（陣屋所在地）であった。この大水の際、川辺村上流の岡山藩領内（下原

村か)で高梁川に「堤切候所」が生じたが、ここは岡山藩にとつては「きれ候てもさしてかまいに不成所」で、実害を蒙る川辺村が先代より年々普請を行っていた。しかし、「此度大水」に窮した伊東長治は「甚太郎小身二候へハ、備前より被遊被下候様ニ」と、川辺村上流の高梁川堤防修繕への助力を岡山藩に頼み込んだ。また、高梁川対岸の岡山藩領中島村に川除け石垣が築かれた影響で川辺村が「水底」になったのではないかと疑い、迷惑なので中島村での工事を遠慮してほしいと池田光政に直接書状で訴えた。他藩の工作物の影響で自藩の政庁所在地が水没する事態は看過できず、藩主が直接訴える手段に出たものと思われる。対岸の堤のみが補強されたことにより、増水時の河水がもう一方の川岸へ強く当たるということはあり得る話だが、光政は川辺村上流の堤防修築には助力するが「其方ノ村ヲ助、大身ニ候とて此方之村損亡仕候様ニトハ申付かたく候」と言つて、長治からの中島村川除け石垣建造の中止要請には耳を貸さなかった。川辺村は元禄十五年(一七〇二)七月二十三日にも洪水に遭つて床上一尺余り(三〇cm強)の浸水が生じており、大小の浸水を避けられぬ「水場」を忌避した伊東

氏は、陣屋を岡田村の丘陵地へ移すことになる。⁽⁵⁾

川辺村浸水をめぐつて光政と長治が応酬した二年後、承応三年(一六五四)には備前・備中両国で大規模な水害が発生した。小田川でも洪水が起こり、矢田村(真備町^{やた}筋田のうち、岡山藩領だった部分)一帯で「其里のいたむこと他よりも増れり」という被害が生じ、生活のすべを失つた小百姓が二〇〇人近くに上つた。このとき、矢田村の庄屋土師治兵衛は、稷^{ひえ}一石余りに塩を添えたものを配り、備蓄していた麦二苞全てと米も少し配つて被災民が餓えないよう配慮した。住居が損壊し困っている人には修繕用の縄を作成するための藁を与えた、という。治兵衛の救恤活動は藩主池田光政の知るところとなり、「きとく成慈愛かんし申候」と感動した光政は治兵衛を岡田城へ呼び出し、米一〇俵の褒美を与えている。⁽⁶⁾

これらの水害が発生した十七世紀代の小田川・高梁川の治水状況は、宝永元年(一七〇四)九月二十五日「小田川改修裁許絵図」(以下「宝永絵図」と略す。七頁写真¹)から読みとることができる。当時の小田川の流路は箭田・有井付近で北に向かつて大きく蛇行し、現状とは大きく異なっていた。また、川筋の両岸を固める連続堤防はな

く、川の堆積作用で生じた自然堤防が形成されているのみの、自然河川に近い状態だったようである。一方、川辺村の南方で小田川と合流し酒津・船穂方面へ流下する高梁川には先述の慶安五年浸水記録から堤防が存在したことが判明するが、その先端は小田川との合流地点まで達しておらず、両川のぶつかる地点からは容赦なく河水が溢れる状況にあった。こうした自然条件下にある真備地域では、河川氾濫の直撃を蒙る可能性が高い場所を守るべきものが存在する場合、これを防御することに特化した局所的な水除け堤が個別分散的に設けられていたことが、「宝永絵図」から判断できる。地域で著名な神楽土手や岡田の水除堤防は、こうした局所的堤防の大規模な事例として捉えることができよう(図1)。

神楽土手は当時の史料(後掲史料4)に「村囲土手」と記されている。伊東氏の治世初期に陣屋がおかれ山陽道の宿場として繁栄した川辺の集落全体を、高さ不明(現在残る遺構は高さ2m。三・六mあったとの説もあり)・基底幅一・一m前後の堤防⁽⁸⁾で城壁のように囲い込み、高梁川・小田川から溢れた水流が町場へ浸水することを防いだ。宝永元年以前は高梁川堤防の先端を西へ折り曲げ、集落南

側を保護するように堤をめぐらせて高梁川・小田川合流点方向からの浸水に備える形状であった。その後、上流からの浸水への備えを強化するため、集落北側も含めて集落全体を囲繞する形態に改められた。濃尾地方で見られる「輪中」集落の構造と近似することが指摘されている⁽⁹⁾。この神楽土手は源福寺境内の御霊屋の載る高台・宅地の地盤として部分的に現存する。

岡田水除堤は、元禄十四年(二七〇二)に伊東氏が陣屋を設置し陣屋を核とする新たな町場を形成した岡田の集落を囲繞する高さ二・七m、基底幅六・三〜八mほどの堤防である⁽¹⁰⁾。岡田陣屋成立時以降に構築されたことは確実だが、最初から存在したかはわからない。堤に設けられた出入口前後で道路が複雑に屈折する虎口の様態を示すことから、有事の際に町ぐるみの籠城体制を可能とする物構^{そうがまな}の機能と、洪水時に川辺・辻田^{つじた}方面から差し込んでくる河水の陣屋町流入を防ぐ水防堤の機能をあわせ持つ設備と考えられる。現在も金毘羅宮敷地として利用されている箇所に、土堤遺構が良好に残る。

このように小田川下流域では、河川そのものを護岸的堤防によって固め流水制御するのではなく、陣屋町・宿

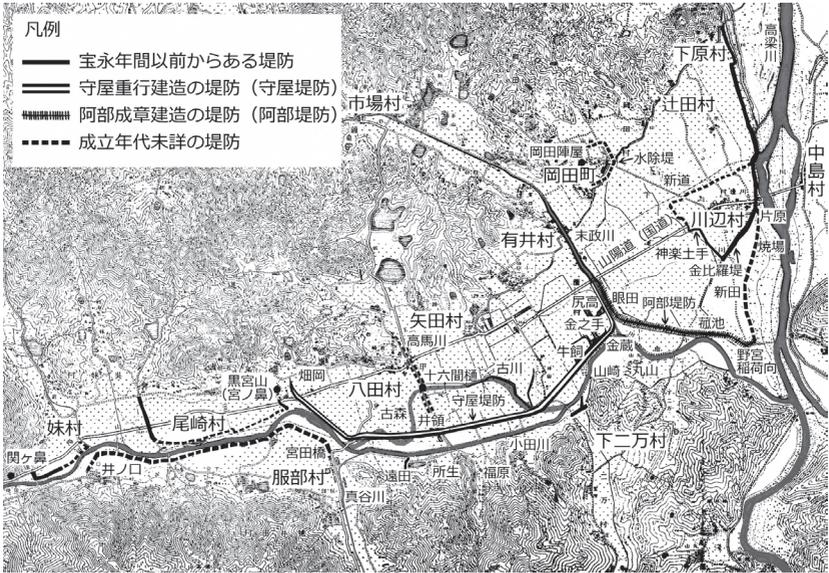


図1 小田川下流域の水害・治水関係地図
 (大日本帝国陸地測量部2万分1地形図「箭田村」「川邊村」明治30年測図に加筆)

場町・一般集落など重要性の高い場所の方を堤防で囲んで防御するという、現在の治水とは逆の発想で洪水に対処していた。これは、堤防で防御されていない流域の広範な平地は、河水があふれて水浸しになるのに任せた状態にあったことを意味する。八田村・有井村も「満水之節八右両村田畑三障り申」という状況に置かれており、宝永元年（一七〇四）に行われた小田川の大規模な河川改修は、この両村からの歎願を領主伊東氏が承認するかたちで行われることになった可能性が高い。

その改修計画を示したのが「宝永絵図」である。同図によって、尾崎の黒宮山くろみやと末政川すえまさとの合流地点の区間で北に向かって複雑に蛇行していた小田川の川筋を、盆地南側の山裾を一直線に流れる形に付け替え、かつ河道の北岸側を連続堤防によって固める計画だったことがわかる。それまでの小田川河岸には、先述のように河岸に土手を連続させ川筋を固定化する堤防はなかったから、画期的な計画といえよう。この改修計画は、伊東氏の配下で土木の才覚で知られた守屋勘兵衛重行もりやかんべえしげゆき（一六四九～一七三〇）が考案したとされており、実際重行は宝永元年正月二十一日、「為川違見分」⁽¹³⁾ 実地を調査している。

工事は同年四月までに始まり、「凡堤長四拾丁余、新川式拾丁程分杭繩張り致シ少々土手形仕候」とあるように計画図に沿って縄張り・杭打ちされ土手の造成に着手していた。⁽¹⁴⁾ 実際の工事は八田村古森の庄屋守屋善太夫・有井村庄屋井上治兵衛が村請し、村民を動員して行ったよう⁽¹⁵⁾で、同年七月一日に両人は岡田陣屋に召し出され、「川工事様子」について家老から尋ねられている。

ところが、八田・有井村での小田川改修工事を知った上流の小田郡内で、工事に反対する声が上がった。下流に計画どおり新堤防ができると、上流に小田川の水が滞留しやすくなり田畑の損害につながる恐れがある、という主張であった。⁽¹⁶⁾ 庭瀬藩領矢掛・横谷・東三成・中村・里山田・小林の六ヶ村が岡田藩領八田・有井村を相手に訴訟を起こし、矢掛町庄屋兼小田郡大庄屋の石井源次郎喜綱が江戸に出府して出訴した。そのため同年七月四日、八田村古森の庄屋善太夫・有井村庄屋治兵衛・川辺村庄屋源太夫が守屋重行と共に江戸へ出張し、幕府評定所の裁許を仰いだ。岡山藩領矢田村は、新堤防の恩恵を受けることから八田・有井村に味方して訴訟に参加した。

下道郡側は、宝永元年時点の川筋が形成される以前、

六十二、三年前まで川筋だった古川があつて、今回の川筋変更はその古川の再掘削に過ぎないこと、古川の岸には古土手跡も少々残っているが、土手跡が消失している場所があつて年々水害を被っているので、その消失箇所⁽¹⁷⁾の堤防修復を行っていることを主張した。つまり、新堤防建設・川筋変更ではなく、旧河川を掘り返し壊れた堤防を修復しているに過ぎないと理論武装し、さらには工事地点から小田郡六ヶ村は三里ほど隔たり地形も高くなっているから実害は及ばない、との主張を展開する。

幕府評定所は川筋の新旧に関して判断を差し控えたが、計画されている川筋を掘りさらうことが出来れば上流の河水が真つすぐに流れ落ちること、計画堤防を築かなかつた場合小田川北岸の地面が低い地域に水損が及ぶことを理由に、宝永元年九月二十五日下道郡二ヶ村での新堤防二七町余りの建造を許諾する判決を下した。そして、裁判結果を証明するため「宝永絵図」の新堤防部分に黒い墨線が入れられ、裁判の経緯と結果を記した裏書が絵図に記入され、裁判を争った双方に渡された。

二 小田川堤防の延伸と嘉永三年洪水

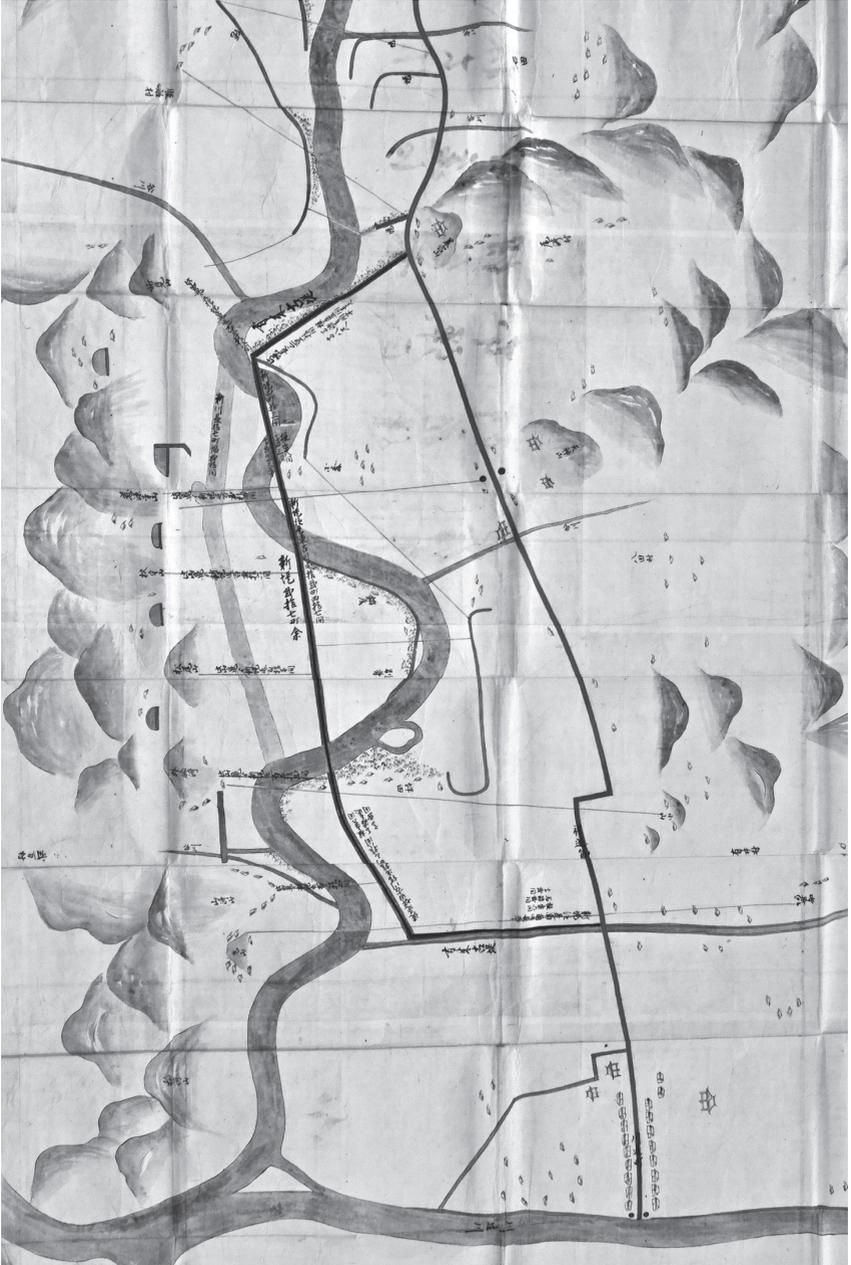


写真1 小田川改修裁許絵図（部分。真備ふるさと歴史館所蔵）

粕谷米夫が見出した「備中国下道郡之内御領分十箇村古今留書」⁽¹⁷⁾によると、守屋重行による小田川改修工事は宝永三年（一七〇六）までに竣功した模様である。しかし、それから十五年後の享保六年（一七二二）閏七月十四日、備中国南部で大水害が発生する。この災害については吉備津神社家の江国掃部永職による実地訪問や知人からの聞き取りに基づく詳細な記録が残っており、藤井駿が貴重な災害記録として紹介している。⁽¹⁸⁾この記録によれば、「吉備の山下より玉嶋・鴨方の辺、川辺の岡田まで、船路ならて外に通路なし」とある通り、真備地域を含む広範囲が湖水と化した。川辺の宿場町は「うつはり」⁽¹⁹⁾ 梁の高さまで水没し、流失家屋こそなかったものの「よわき家長屋門屋など、都而破損の家数百七拾軒」という被害が生じた。宝永元年の小田川改修で活躍した八田村庄屋守屋善太夫の住宅も「床の上四尺ばかり」⁽²⁰⁾ 床上二・二mほど浸水している。この八田村善太夫家は箭田地区の古森にあったことが宝永元年の裁判記録で判明するが、古森集落は自然堤防上の微高地に位置し地盤が周囲の水田より最大で一・七mほど高い。川辺町の町家が梁まで沈んだとの記録も勘案すると、小田川下流域は三m

近い水深をもって水没した可能性がある。岡山藩領矢田村のうち小田川南岸に位置する下手木集落も「水損打続困窮」という有様で、延享二年（一七四五）正月、同地の住民が「下手木と申村名聞へ悪敷候間、福原と改度巨」⁽¹⁹⁾ を岡山藩に願ひ出て許され、地名を福原と改めている。

その後も天保七年（一八三六）には「岡田領分小田川附村々水害甚敷」とされる水害があり、田高一〇八〇石余の川辺村において取米わずか一二石余、畑はほぼ皆損し、⁽²⁰⁾ 下二万・下有井村もこれに準じる被害を受けた。天保十一年（一八四〇）にも陶・服部・妹・尾崎・下二万・川辺・市場・岡田村を巻き込む洪水があり、小田川の河水が八田村古森前の堤防を越え浸水被害が生じている。⁽²¹⁾

宝永元年に築かれた守屋重行の堤防（以下、守屋堤防と略称）は、百年余りを経た文政十二年（一八二九）、老朽化により出水の際に堤防に浸透した河水が所々から噴出する危険な状態になっており、四年がかりで修復工事が実施されている。⁽²²⁾ この守屋堤防じたい、築造範囲は尾崎村黒宮山の先端から末政川合流地点までの区間に限られており、末政川合流地点、高梁川合流地点の区間、川筋南岸はほぼ堤防未整備のまま、川辺・辻田・岡田村は

従来どおり剥き出しの小田川に輪中の局所堤防をもって臨む体制のままだった。そのため、守屋堤防建設以後も小田川下流域は相変わらず水害にさらされ続けていたのである。こうした水害を回避するため、岡田藩は一五〇年ぶりに小田川の新堤防建設に乗り出した。

史料1 嘉永三年大庄屋役日記 十一月十四日条²³

岡田辻田川辺有井四ヶ村立会

有井村金藏方川辺村稲荷向迄一昨申歳逆水除土手

新ニ御普請被 仰付候諸人用割方

(中略)

右御普請去々申十一月方酉年中入用、同暮割方戊

十一月帳面受取

史料2 嘉永三戌年大庄屋役日記 二月十三日条²⁴

一川辺・辻田・岡田・有井四ヶ村立会川辺村字野宮

方有井村字眼田迄逆水除土手、一昨申年新ニ被

仰付候堤、築添并置揚御普請被 仰付候間、御領

内拾村方助夫相願度、尤一昨年村々役介ニ相成候

故、夫米者掛り村より差出可申旨、申出候、

史料3 逆水除土手上置普請願書控²⁵

一川辺村外三ヶ村立会有井村字金藏方川辺村字稲荷

向迄逆水除土手、近年新ニ御普請被 仰付、難有仕合奉存候、然ル所追年川流高埋ニ相成、出水之節土手筋一円水当強、甚危御座候ニ付、万一切込候得者必至難洪可仕候間、御時節柄重々恐多奉存候得共、右場所長七百九拾三間之間上置御普請被 仰付被為候様奉願上候、尤御普請御入用之内四歩方金、亥年方丑年迄三ヶ年割合を以、年々四ヶ村方上納可仕候間、何卒格別之御憐愍を以、右御普請被 仰付被為下候様、偏ニ奉願上候、已上

川辺村組頭

嘉永三年戌三月

同所

孫作 印

同所

茂十郎 印

辻田村組頭

惣平 印

庄屋

疋田源左衛門 印

同所

秀次郎 印

同所

初太郎 印

庄屋

恭藏 印

同所

閑太郎 印

岡田村組頭

甚兵衛 印

同所

弥三郎 印

恒次郎 印

庄屋

有井村組頭

別之御憐愍を以、御普請被 仰付被為下候様、偏ニ
奉願上候、已上

片岡雄七郎 印

政吉 印

川辺村組頭

同所

庄屋

秀次郎 印

忠五平 印

桂右衛門 印

嘉永三年戊二月

同所

榎原弥一右衛門殿

孫作 印

太田卯平太殿

同所

同廿八日加藤様ニ上ル

茂十郎 印

史料 4 川除土手并横土手普請願書控⁽²⁶⁾

奉願上口上覚

一 川辺村下御敷中川除土手字片原方焼場迄、長式百

三拾六間、上置五尺、并服付御普請

一 右片原方村囲土手迄、長式拾間横土手、新ニ御築

立

右者、追年川筋高理ニ相成、出水之節土手一円水当
強、甚危御座候ニ付、万一切込候得者必至難法可仕
候間、御時節柄恐多奉存候得共、右御普請被 仰付
被為下候様奉願上候、尤御普請御入用多分之儀、甚
以奉恐入候間、御入用之内四歩方来亥年方丑年迄
三ヶ年割合を以、年々村方为上納可仕候間、何卒格

榎原弥一右衛門宛

恭蔵 印

太田卯平太

加藤桑太郎様ニ弥一右衛門方上ル

『吉備郡史』卷下は、『蘭村誌』を典拠に「年曆詳かな
らざるも弘化嘉永の頃」岡田藩地方役阿部文二^{あべぶんじ}が地理を
觀察のうえ多年継続して堤防を形成した、とする。阿部
文二（一八〇〇〜五九年）は諱を「成章」といい、備中国
井原村長野氏の次男として出生、妹村阿部一之允章備の
娘登美を娶って阿部氏の跡目を継ぎ、岡田藩に銀百両を
献納して中小姓に取り立てられた人物である⁽²⁷⁾。この治水

については根本史料がみつかつておらず、築堤位置も不明だったが、史料1・2によって嘉永元年（一八四八）に高梁川・小田川合流地点の川辺村字野宮・稲荷向と末政川・小田川合流地点の有井村字眼田・金蔵を結ぶ区間への新堤防建設が下令され、同年十一月から翌年中に施工されたことが判明する。阿部成章が堤防を手掛けたとされる伝承年代と、史料1・2にみえる新堤防成立年とはほぼ一致しており、同一の土木事業を指している可能性が高い。すなわち阿部成章による堤防普請とは、守屋堤防がカバーしなかった区間を補完し有井から高梁川合流地点まで一続きの堤防を構築する事業にほかならず、これが嘉永二年中に成立したものとみなすことができる（以下、この区間の堤防を阿部堤防と略記⁽²⁸⁾）。

また、このころ小田川の河川敷は「川流高埋」⁽²⁸⁾。土砂が堆積して川底が上昇し、出水時には土手に河水が強くなる危険な状態になっていた。このため嘉永三年（二八五〇）三月、川辺・辻田・岡田・有井村の村役人が連名で、金蔵・稲荷向間に前年新造されたばかりの阿部堤防のほぼ全区間に当たる延長七九三間（約一・四km）について、「上置御普請」⁽²⁸⁾。堤防の嵩上げ工事を認可して

くれるよう請願している（史料3）。同時期に、高梁川堤防のうち川辺村字片原・焼場の二二六間（四三〇m）に対する「上置五尺并服付御普請」と、字片原から「村囲土手」⁽²⁸⁾。神楽土手の間に長さ二〇間（三六m）の「横土手」新築の請願が川辺村から出されている（史料4）。

ところが、この直後に大きな水害が小田川下流域に襲いかかる。その様子を当時の大庄屋太田卯平太が業務日誌（史料5・6・7）に詳しく書き付けており、近世の真備町域の水害状況を克明に語る他に類のない史料なので、以下に紙幅の許す範囲で原文を抜粋紹介する。

史料5 嘉永三年大庄屋役日記 六月一日条⁽²⁹⁾

一去ル廿八日廿九日雨天、今朔日晚大洪水ニ相成、川辺・有井新堤続き有井村登り土手長七拾間、今年四ヶ村方置上ヶ可致之処、根付江差支根付後早々と懸り村談示居処、右場所最早危キ趣、有井村役人方掛り村へ申來、晚七ツ半過岡田・辻田・川部方人夫明俵等持参ニ而一同罷出候処、最早押シ切追々出水相嵩、右新土手水底相成、岡田新道江土俵三俵置築立、其外岡田越口六ヶ所夫々手当夜分ハ高張提灯差出人夫等附置、同夜五ツ時頃有

井金之手西江切込、下二万・両八田郷中江あふれ、
同夜郡会所二階を見渡候ハ、下原土手・川部堤・
古地・有井辺數百丁の提灯、或ハカ、リ火夥敷、
同夜同地□柿原堤押切候様承、翌二日朝岡田方船
ニ而川部江渡及見候所、出水下原土手江差込下原
人家江一円ニ押込候趣、川部新ハト方柿木切口ヲ
見受候所、凡三丁余も押切候様相見へ、川部金毘
羅之少シ上之堤拾間斗通り一同大混雜ニ而、郡御
奉行様御本供御地方様御山方様等御出張人夫も市
場・本庄村方差出、朔日夜方二日晚迄ハ岡田新道
御制札之^(軒九)□場江支へ居候処、三日朝ハ四尺斗減シ
廿五年後戌年洪水方ハ壹尺五六寸も高く候様一同
申居候、又三日朝雨天候得とも昼方晚ハ雨も降り
止ミ候得共、同夜五ツ出水川部新波戸危ク御奉行
様方迄御出張、本庄・市場方加勢夫多人数罷越防
キ、同夜川下も安江辺式ヶ所切込、倉敷新田江押
抜キ、町屋在方大洪水、同所植田武右衛門宅座上
六尺余水押込候由、御領分ハ外ニ服部・尾崎前壹
所、尾崎西分沖數ヶ所之大堤破損、

史料6 嘉永三戌年大庄屋役日記 六月七日条(抄出)

一朝五ツ時御代官役所江出席仕候処、川辺村町役
人・村惣代・判頭式人御召出、右之通 両御代官
様方被 仰付候、御下ヶ札写
一米五俵 川辺村町江

此度六十年來之洪水ニ而、新波戸通堤并金毘羅
堤両所危難之砌、村町役人者不及申、荒増之も
の早速駆付、差図行届、小前之もの共一致いた
し手剛相働、禦留候ニ付、被下之、

右御下ヶ札川辺村町江頂戴、大庄屋方難有旨御礼
取次直ニ申上

右御礼廻勤相伺候上 御老寄様已下惣代之ものも
御召連廻勤可然旨申置候

史料7 嘉永三戌年大庄屋役日記 六月八日条(抄出)

一昨七日之所ニ記ス川辺村町役人并一同之ものへ
被下置候米五俵之内、市場村助精夫相願候ニ付、
壹俵御村分仕向、残り四俵之分川辺村祈禱之節、
蒸物ニ致し、小前之もの迄一同行届候様致度、勿
論荒増之者出会御酒杯調、参詣之者江一ツ、為給
申度、右禦方甚以危之所相凌候ハ、全ク神仏之加
護と一同相考候故、左様取計度旨、村役人方伺出

候ニ付、御内々御伺申上候処、可然旨ニ而御聞置

ニ相成候故、早速相達置候、

一市場村の川辺堤助精夫川辺村の仕向方相尋候所、

先年より洪水之節ハ数度相願候得共、市場村構何之仕向も不仕、先例之旨申出候ニ付、市場村出夫二日晝の終日、三日夜通し、都合七拾八人も罷出、本庄村も岡田・川辺江四拾人斗助精相願候旨、両村の承候故、相考候所、此度大川筋切所御普請之節、村々江助夫被 仰付候趣故、右助夫両村江ハ御地方様御手前ニ而御差配御用捨之段、御掛り御代官様江申上候処、可然義と被 仰出、早速御地方様江御掛合被 仰付候事、

一此度洪水ニ付、有井村金蔵并牛飼共二ヶ所大堤切込候処、八田村十六間堰戸致油断、追々水差込候ニ付、尾崎村并井領之ものゝ八田村役人江訴出候ニ付、早速戸蓋持參為致候得共、最早大水ニ而堰戸差入候義不相叶、追々押込、尾崎・畑岡人家迄差込、一同難波之旨、追々承り候ニ付、今八日御掛り様江万一八田村役人御察度等も御座候趣も候ハ、差扣伺セ度旨、此段御内々御含願置候、

但其後御内沙汰有之、八田村役人差扣相伺候所、

御聞届ニ相成、庄屋差扣申尾崎村庄屋請持被 仰付候、委クハ同役日記ニ記ス故略ス、

嘉永三年の大洪水は現代に複数伝わる絵図によつて倉敷から早島にかけての被害が知られているが、実はその前夜、小田川流域で猛威を振るっていたのである。六月一日、二日降り続いた雨で小田川が増水し、川辺く有井間の新堤防とつながる「有井村登り土手」（眼田谷川堤末政川の左岸堤防）が危険な状態になった。ここは川辺・有井・辻田・岡田四ヶ村で堤防に盛土して嵩上げする予定だったが、田植えに支障があるということで田植えが済んでから工事に取り掛かろうと相談して取り決めていた。有井村役人からの急報を受け、岡田・辻田・川辺村から明き俵をかついだ人夫が晩七つ時（午後六時ごろ）に駆けつけたが、すでに手当のしようがない状態で、押し切られた堤防を水嵩を増した河水が乗り越え、あえなく堤防は水底へ沈んだ。

この事態を受け、岡田新道に土俵三俵、その他岡田町への入口六ヶ所に手当をし夜間は高張提灯たかはりてんどんを掲げた人夫を張り付けて、洪水の陣屋町流入に備えた。ところが、

同日の夜五つ時ごろ（午後八時前後）、今度は有井村の金の手西堤防（字金蔵西堤。小田川北堤と末政川西堤の接続部角地）が決壊し、河水が下二万・両八田郷中（岡田藩領八田村と岡山藩領矢田村）にあふれ出た。その日の晩のうちに、柿木村（総社市清音）の高梁川左岸堤防も決壊した。史料5・6・7の筆記者太田卯平太は、その様子を岡田陣屋町入口にあつた郡会所の二階（この記述から郡会所が二階建とわかる）から眺めたが、下原土手・川辺堤・古地・有井一帯に数百の提灯・篝火の光がみえた。

翌朝、卯平太は岡田郡会所を出て、船で川辺へ向かった。すでに一帯が湖水になっていたことがわかる。その途中、洪水が高梁川堤防を越え下原村の人家に押し込んでいる様子がみえた。川辺に辿り着き新波戸堤から望見すると、柿木の高梁川堤防が三町ほど決壊しているのがみえた。川辺村を圍繞する神楽土手の南東辺「金毘羅堤」の上には郡奉行ら岡田藩役人が出張し、堤防防御に助勢するため本庄村（総社市新本）から計四十人、市場村から計七十八人もの人夫が駆け付けて暁から終日活動しており、大混雑の様相だった。一日夜から二日晩まで川辺・岡田周辺は「岡田新道御制札」の軒の高さまで浸水

しており、三日朝には水嵩が四尺ほど減ったが、過去の被害より一尺五、六寸も浸水が深かった、と皆が言っていた。同日昼には雨も止んだが夜に入ってから再び出水し、新波戸堤・金毘羅堤が決壊の危機に瀕した。川辺村の住民は「村町役人」を筆頭にほとんどの者が堤防へ急行し、手際よい指図のもと「小前のもの共一致いたし手剛相働」、市場村・本庄村人夫も夜通し川辺村拳げての水利に協力して、ついに両堤防の決壊を防ぎ止めたのである。高梁川下流の安江堤防が決壊し倉敷周辺が大洪水になったのは同日晩のことで、植田武右衛門宅は座上六尺余りまで水没した。その他、岡田藩領内では服部・尾崎村でも小田川「大堤」が所々決壊し、被害が生じている。六月七日、岡田藩の「兩御代官様」は川辺村町役人・村惣代・判頭二人を役所に呼び、「六十年來之洪水」による危機的狀況下、住民一致協力して堤防を守りきった褒賞として米五俵を下賜した。川辺村町役人は、拝領した米五俵のうち一俵を助勢してくれた市場村に贈った。川辺村の人々は今回危ない狀況を切り抜けられたのは「全ク神仏之加護」と考えていたので、残り四俵は「蒸物」に仕立てて酒などを用意し、村祈禱の際に参詣者につ

づつ配ることで住民一同に褒美の米が行き渡るよう配慮している。また、災害後の堤防復旧工事に際し、水防に助力してくれた市場村・本庄村にかかる人夫役が免除されるよう、川辺村から岡田藩に願い出て許されている。水害に対して神楽土手が一定の機能を果たしていたこと、川辺村と周囲の村々との間に堤防防御について協力関係が構築されていたこと、岡田藩が神楽土手を守りきることに大きな関心を寄せていたことがわかり興味深い。

一方、この水害時に小田川の「金の手」「金蔵」堤防決壊により、守屋堤防と末政・高馬川の堤防に囲まれた窪地状の有井・矢田村は水浸しになるが、この地区の西側を画する高馬川に仕込まれていた「十六間樋」と呼ばれる通水樋をめぐる問題が生じた。宝永の小田川改修時、旧河道（32）古川は八田・尾崎村東部の悪水を矢田村經由で下二万村坪田つぼたから小田川に吐き出す水路に生まれ変わったが、その流路は途中で高馬川に遮られていた。そこで守屋重行は高馬川の河底に悪水路を横断させるために十六間樋を設け、八田村側に堰戸せきどを配した（33）。この堰戸は、洪水時に高馬川東岸の矢田・有井・下二万村が湖水化した際、浸水が十六間樋を通って高馬川西岸の八田・尾崎

村へ逆流することを防ぐ使命を帯びていた。ところが、嘉永三年洪水の際、八田村役人は「油断」して十六間樋の堰戸を閉じず、矢田・有井方面で溢れた河水が樋を伝って高馬川西方へ差し込んだ。八田村井領や尾崎村の住民から堰戸を閉じるよう訴えを受けた八田村役人は、戸蓋を持って十六間樋に向かったが、もはや大水で堰戸に戸蓋を差し込むことはできず、樋門から溢れ出た河水によって尾崎村畑岡はたおかの人家まで浸水することになった。

十六間樋は堰戸の位置からして八田村が自地域の悪水や洪水時の浸水を排出し、矢田・有井村が浸水すれば閉門して自地域への溢水流入を防ぐことに有用な設備であったが、堰戸を閉じれば矢田・有井村を満たす浸水の逃げ場はなくなるから、堰戸の開閉をめぐる地域間に緊張関係が生じていた。日名静一ひなせいいちは大正六年（一九一七）の洪水時にこの樋門の開閉について「血の雨砂の雨を降らした」との伝聞を記す（33）。嘉永三年洪水時になぜ八田村役人が堰戸を閉めなかったのか、文字通りの油断か矢田・有井村への情義か真意は不明だが、自村に被害を招来した責で岡田藩は八田村庄屋を「差扣さじかえ」（34）謹慎処分とし、尾崎村庄屋に八田村を受け持つよう指令している。

三 明治十一年の国道・堤防改修計画

嘉永三年以後も小田川下流域では洪水が頻発し、同五年にも小田川・末政川合流地点周辺で破堤・溢水する被害が出た。⁽³⁴⁾阿部堤防の完成以後は小田川やその支川の治水状況を大幅に改善するような工事はなく、破損箇所のみ復旧に留まっていたが、明治九年（一八七六）十一月に大きな動きがあった。

史料 8 堤防修繕及び道路新設願書⁽³⁵⁾

堤防修繕及び道路新設之御願

本県御管下備中国第十六大区下道郡ニ属スル一等国道之儀ハ、東窪屋郡中嶋村続キ本郡川辺村ヨリ西有井村・矢田村・八田村・尾崎村・妹村ニ至ル六ヶ村ヲ帯ビ、小田郡東三成村ニ出ル路程二里廿町余ノ内、妹村字関ヶ鼻ト称スル山腹ニ上リ二丁下リ壺丁ノ嶮阪有テ、其他ノ地形概ムネ平且ニシテ東京ヨリ長崎へ往来スル沿道ニ御座候処、右六ヶ村悉ク二等小田川西ヨリ東ニ刻流シテ川辺村東面ヲ流ル、二等高粱川ト同村地先浅口郡接堺ノ地ニテ、両流相合ス、其流形漸々変換シテ近来土砂ノ害醸スコト僅一日ノ降

雨ト雖モ河水堤内ニ送入仕、内水ト俱ニ耕地往還一円ニ灑工人馬車夫ノ通行ヲ妨ケ、已ニ近年暴漲破堤ノ節ハ右六ヶ村ハ素ヨリ岡田村・辻田村・下二万村ニ及テ、耕地七百余町・家屋七百四十余戸水底ニ相成、人命ノ危難不能尽書、其景況一郷湖水ナルニ等シク、譬破堤無之共人家ヲ灌ニ至ルコト屢ナリ、之ヲ免ルノ方法自他ニ議スルコト久シテ未得、聊所以ハ偏ニ村民ノ疲弊ニ在リ、此上姑息ニ渉ル時ハ殆ント亡村ト成ルノ勢不堪焦慮候、茲ニ於テ国家ノ利害得失ヲ按定シ永遠不拔ノ幸福ヲ招カント欲スルモノ実地ハ凶面ニ顕然仕候通、字関ヶ鼻嶮阪ヲ同新小脚工変更シ岨路ヲ切開キ、且妹村以東川辺村之間粗連続仕候小田川堤防ヲ修繕シ、予メ破堤ノ難ヲ防キ、堤上ニ新道ヲ修成仕候テ、右体水入不便ノ道路ニ換工通行ニ自由ヲ得セシムル時ハ修道治水而全ノ鳴業国家利達ノ基ト存付、親シク之ヲ村民ト遂協議別紙目論見帳ノ通土工御施行奉願上候、尤前条難洪ノ折柄ニ付、費額ノ内四歩通り民費弁償為仕度奉存候得共、方今疲弊ノ民力ヲ募リ候儀ニ付、一時消却差支候間、右四歩通ノ内半方其年次課出半方八十ヶ年賦

拜借被 仰付度、依之目論見帳并潰地一筆限取調帳
及絵図面相添奉差上ケ候、実地御検査之上前条御採
用奉仰願候也

九年十一月一日 右掛り村々

正副戸長連印

書面願之趣旨、別紙仕様書之通、目論見方ノ内二分
区五千九百四十四銭、官費支給修繕申付候、尤四
分区民費之内半額貸下ケ之儀ハ、難聞届候、旧道之
儀ハ路傍人家稠蜜之場所ヲ除之外、道幅壹間ヲ存置
残地者今般潰地差出候者へ無代価下渡候条、旧道廢
存之反別尚可申立候、総テ起工ノ儀ハ、明治十年第
百三十号公布ニ照準取計、同年八月本県甲第八十一
号及八十四号達ニ照シ村方請負証書差出候上着手、
落成次第可届出事

但潰地処分ノ之儀ハ各村一筆限取調帳へ指令之通
可相心得事

明治十一年五月八日 岡山県令高崎五六

當時の一等国道は、川辺・有井・矢田・八田・尾崎・

妹村を通過しており、妹村の関ヶ鼻せきはなと呼ばれる山腹に登

り二丁・下り一丁の峻険な坂道がある他は、おおむね平
坦なルートであった。しかし、国道沿いの六ヶ村を貫く
小田川は近來土砂の害により一日の降雨でも河水が堤防
内に溢れ、内水と一緒にになって耕地往還一円を浸して人
馬車夫の通行を妨げる状況だった。近年の暴漲破堤の際
は、右の六ヶ村はもとより岡田・辻田・下二万村も含め
耕地七〇〇余町・家屋七四〇余戸が水底に沈み、人命の
危難は書に尽くしがたく「一郷湖水」となるに等しい状
況で、例え破堤しなかったとしても人家を河水が洗い流
すことは度々であった。こうした水害を免れる方法につ
いて六ヶ村は久しく議論してきたが、なかなか結論を得
られなかった。しかし、村民疲弊の状況を放置すれば「殆
ント亡村ト成ルノ勢不堪焦慮」、「茲ニ於テ国家ノ利害得
失ヲ按定シ永遠不拔ノ幸福ヲ招カント欲スル」との見地
から、六ヶ村の正副戸長は村民と親しく協議のうえ、こ
れまでにない治水対策を岡山県にお願いしたのである。

その治水計画とは、「関ヶ鼻嶮阪」を切り下げて妹村
と小田郡東三成村間の国道の難所を改善し、妹村以東川
辺村まで「粗連続仕候小田川堤防ヲ修繕」して「破堤ノ難」
を予防しつつ、「堤上ニ新道」を設けるといふものであつ

た。こうして「水入不便ノ道路」を付け替え通行の自由を確保できれば「修道治水両全ノ鳴業、国家利達ノ基」になると主張している。要するに、国道が水害の影響で「人馬車夫ノ通行ヲ妨ケ」るルート設定になっていることを絡め、国道の安定的な通行維持と水害対策とに強い関連性があることを指摘、小田川北岸の連続堤防を改修強化し堤防上に国道を付け替えることで問題が一度に解決するとの提案を行ったのである。別の史料には、国道と堤防の一体化を行えば事業経費も節約できると書かれており、⁽³⁶⁾ 県や国を動かして堤防の本格的改修を実施するため、知恵を絞ったことが窺える。真備ふるさと歴史館には、この時「目論見帳」に添えて提出された「絵図面」の控と考えられる「備中国下道郡川辺村有井村下二万村箭田村尾崎村妹村志等道路変更御普請ケ所見取図」「道路変更堤防附御普請ケ所野帳」が残されている(以下「絵図面」と略す。⁽³⁷⁾ 川辺宿の東端から延々小田川堤防上を妹村西端まで抜ける計画道路が図示されており、堤防拡幅地点・新規堤防建設地点・支川への架橋も描かれている。それから一年半を経た明治十一年(一八七八)五月、岡山県令高崎五六は小田川下流諸村の求める堤防・国道

改修工事の実施を許可し、目論見金総額八四八四円七三錢四厘のうち有志者からの拠出金三三三九三円八九錢四厘を引いた五〇九〇円八四錢について官費を支給するので、落成次第届け出るよう指令した。これを受け川辺・岡田・尾崎・妹・辻田・有井・下二万の七か村は、同年八月岡山県令代理津田要(岡山県大書記官)に対し、村方で「往還変更・堤防修繕」工事を請け負う旨の請負証を提出、同年十一月三十日までに堅牢に仕上げ、工事中または落成後満一ヶ年内に破損した場合は「村方自費」で急速に再修繕することを誓っている。⁽³⁸⁾

明治十二年(一八七九)十月には工事を請け負った村々が「追々落成」といつて岡山県に費金下付を申請し、⁽³⁹⁾ 堤防工事用の土取りに関する届も出されていることから、⁽⁴⁰⁾ 明治十二年冬までに工事は何らかの進捗をみせていたのではないかと思われる。しかし、前述の「絵図面」に描かれた堤防・道筋を大日本帝国陸地測量部二万分之一地形図「箭田村」「川邊村」(明治三十年測図)と比べると、「絵図面」で新規堤防建設とされている箇所が多く(写真2の尾崎村宮の鼻付近など)が未施工のままとなっていることに気付く。また、小田川堤防上のルートを国道として

表記する地図も見当たらない。付替え後の旧国道敷地は人家稠密の界隈を除き二間幅道路の半分を潰す計画だったが、明治十二年七月工事主体の村々は「旧道之儀ハ雨後出水等ヲ除クノ外、尚近傍通行ノ便宜モ有之候ニ付」との理由を挙げ、元国道の道幅削減計画の撤回・現状維持を請願し、内務省に許されている。結末を明示する史料は見出していないが、結局もともと国道だったルートへの利便性が見直され、かつ翌年発生した大規模な水害の影響もあって、小田川堤防上に国道を通す計画は幻に終わった可能性が高い。

おわりに

かつて堤防もない自然河川だった小田川では、宝永の守屋堤防建設と川筋変更、嘉永の阿部堤防建設を経て、高梁川合流地点まで到達する連続堤

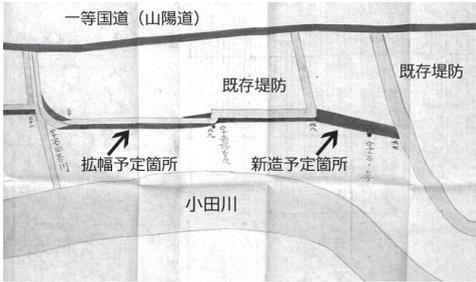


写真2 下道郡川辺村有井村下二万村箭田村尾崎村妹村等道路変更御普請ヶ所見取図
(尾崎村部分に筆者が加筆。真備ふるさと歴史館所蔵)

防が成立し、護岸的堤防で河川の動きを制御する治水形態が整い、現行の河道の原型が出来上がった。明治十一年の国道と一体化した堤防改修計画も、近世成立の連続堤防の存在が前提となっており、宝永以来の地域住民の積み重ねの上に芽吹いた改修構想と言える。だが、この地域の水害は、小田川のみではなく高梁川や支川、地形条件との相互作用で発生する場合が多く、守屋堤防建造後の享保六年の洪水、阿部堤防完成後の嘉永三年の洪水発生の実話が物語るように、小田川の一部流域に絞った土木工事による河川制御には限界があるというのが実情であった。また、水防施設や樋門の存在をめぐる岡山藩(中島村)と岡田藩(川辺村)、岡田藩(八田・有井村)と庭瀬藩(小田郡六ヶ村)、八田村役人と関係諸村との緊張関係から了解できるように、複数の地域をまたぐ河川の治水対策は関係する流域の行政主体・住民間の一致協力や利害調整なくして不可能であった。それら関係河川や環境の整備・関係行政主体や地域的一致統合も含めた総合的な治水対策は、後年の施策に委ねられることになったのである。

このように総合的治水対策が未実施の状況下にある江

戸時代、明治初年の真備地域では、堤防新設・増強の実施とは別に、被災を前提とした準備が行われていた。明治八年（一八七五）成立の『岡田村・辻田村誌書上之写』⁽¹²⁾によると、このころ岡田村には「水害備置船」二艘が、辻田村にも「水災備置船」五艘が常備されていた。そういえば嘉永三年六月の水害時、岡田に滞在していた太田卯平^{なほひ}も船で被災地間を移動していたし、岡田藩士徳田^{とくだ}尚二^{なほじ}もこの洪水に際し五月二十九日から翌月五日まで船で陣屋に出仕している。⁽¹³⁾江戸時代、明治初年ごろ、真備地域の集落には水害で湖水化した地域間を行き来し救難活動を行うための移動手段として、専用の船が用意されていたのである。岡山県立矢掛高等学校生徒による調査によれば、昭和三十年（一九五五）段階でも遠田・所生・福原・丸山等小田川南岸の集落では「田舟」^{たふね}を保有する家があり、井ノ口・所生橋・川中・福原橋・南山橋にも田舟が備え付けられていたという。⁽¹⁴⁾

この時代の真備地域の住民たちは河川を土木的に整備して制御する努力と工夫を重ねる一方、人工物によって自然をコントロールすることの限界をも理解し、河川の越水・堤防破断による地域の湖水化をあらかじめ想定し

た備えを怠りなく行っていた。河川制御の努力と被災時の生命・活動を維持する備えを両輪とする地域防災のあり方は、築堤・制水技術の向上をも凌駕する地球規模の気象変化による災害激甚化に立ち会っている現代人も、多くの示唆を与えてくれるはずである。

註

- (1) 粕谷米夫「小田川改修沿革略誌（上）」（私家版か、一九五五年。真備ふるさと歴史館所蔵）。
- (2) 『池田光政日記』慶安五年八月二十八日条。
- (3) 『吉備郡史』巻中（吉備郡教育会、一九三七年）。
- (4) 注（1）粕谷氏著書所収千石家文書。
- (5) 古川古松軒「古川反古」（『吉備群書集成』第壹輯所収）。
- (6) 『池田光政日記』承応三年霜月十三日条、『備前孝子伝後編』巻四（『吉備郡史』巻下、吉備郡教育会、一九三八年所収）。
- (7) 『岡田文庫所蔵文書』A・70（真備ふるさと歴史館所蔵）。
- (8) 加藤満宏「川辺の神楽土手（輪中）に思う」（『竹の道』真備町閉町記念誌、真備町、二〇〇五年）など。
- (9) 目に入った限りでは、竹野清「川辺橋」（『高梁川』四〇号、一九八三年）が輪中との類似を指摘した見解としては最も早い。
- (10) 「倉敷市所蔵真備支所より移管文書」71・3・1、真備ふるさと歴史館追補資料G・4を参照。
- (11) 注（1）粕谷氏著書所収の宝永元年四月小田郡六ヶ村訴状写。
- (12) 『吉備郡史』巻下（吉備郡教育会、一九三八年）。
- (13) 「節翁公実録」宝永元年正月二十一日条（佐野家文書／『岡

山県史』諸藩史料)。

- (14) 注(11) 所引史料による。
- (15) 注(1) 粕谷氏著書所収の千石家文書による。
- (16) 以下の叙述は、注(7) 所引「宝永絵図」の裏書、関係史料と共に「矢田川替堤論」としてこの裏書を収録する『撮要録』(日本文教出版、一九六五年) に依拠した。
- (17) 粕谷米夫「郷土にちなんだうた」その二十九(『広報まび』一〇四号、一九六九年) 所引「箭田守屋春雄氏所蔵文書」。
- (18) 『吉備津神社文書』江国掃部略日記(『岡山県古文書集』第三輯、思文閣出版、一九八一年)、藤井駿「享保六年の備中大洪水について」(同『吉備地方史の研究』法蔵館、一九七一年)。
- (19) 『撮要録』巻十三地方之部坤三十七村名替(『撮要録』上巻、日本文教出版、一九六五年) による。
- (20) 『太田家文書』9・1。本稿で引用・参照する太田家文書は全て倉敷市総務課歴史資料整備室所蔵(以下「太田家」と略す)。
- (21) 『太田家』5・A・2、5・A・3。
- (22) 『太田家』5・A・3。
- (23) 『太田家』5・A・9。
- (24) 『太田家』5・A・10。嘉永三戌年大庄屋役日記は以下同じ。
- (25) 『太田家』5・B・1・①。
- (26) 『太田家』5・B・1・①。
- (27) 『倉敷市所蔵永山卯三郎宛書簡類』711。
- (28) 粕谷米夫「郷土にちなんだうた」その三十(『広報まび』一〇五号、一九六九年) は、川辺村の石高変化に着目し、享保二・三年ごろ川辺村南方に何らかの堤防が出来ていた可能性を指摘する。有力な異説として紹介し今後の検証に備えたい。
- (29) 『太田家』5・A・9。

(30) 『新修倉敷市史』第四巻近世(下)(倉敷市、二〇〇三年)。

(31) 『備中誌』下(日本文教出版、一九七二年復刻版)。

(32) 日名静一「きよとを飾る守屋勘兵衛」(真備町公民館、刊行年未詳。倉敷市所蔵小作関係書籍等69・1・4・5)。

(33) 日名氏注(32) 所引文献による。

(34) 『太田家』5・A・12。

(35) 『太田家』(未整理分)(明治十一年役用日記)五月二十日条。

(36) 明治十二年十月十一日内務省へ開申(『岡山県明治前期資料』二・十一・十二年)岡山県立記録資料館叢書11、二〇一六年)。

(37) 『岡田文庫所蔵文書』F・9・15道路変換二関スル書類入(真備ふるさと歴史館所蔵)。

(38) 『太田家』25・B・9。

(39) 明治十二年十月十一日内務省へ開申(『岡山県明治前期資料』二・十一・十二年)岡山県立記録資料館叢書11、二〇一六年)。

(40) 『岡山県史料』8県治紀事工業土木1(国立公文書館所蔵)。同史料は国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能。

(41) 注(40) 所引史料。

(42) 『太田家』(未整理分)。

(43) 『大橋紀寛家文書』別4・29・7(嘉永三年)六月五日徳田尚二書状(倉敷市総務課歴史資料整備室寄託)を参照。

(44) 『総合調査研究 小田川下流域誌』I自然篇(岡山県立矢掛高等学校生徒会、一九五六年)による。

(付記) 本稿執筆にあたり、貴重な資料の閲覧・撮影に御協力頂いた真備ふるさと歴史館の皆様、に深甚の御礼を申し上げます。

(はた かずよし) 倉敷市総務課歴史資料整備室

明治二年東高梁川洪水と地域社会

倉地克直

はじめに

江戸時代を通じて東高梁川下流の倉敷村周辺は、たびたび大きな水害に襲われている。そのうち最もよく知られているのは、嘉永三年（一八五〇）の水害で、東高梁川が安江村と四十瀬村で破堤し、左岸側は倉敷周辺から興除新田・箕島辺りまでが一面海のようになった。^① その様子は『新修倉敷市史』でも触れられている。^②

それから二〇年たらず後の明治二年（一八六九）七月五日、ふたたび四十瀬村の堤が決壊し、四〇〇〇町歩の耕地が損害を受ける。ただし、「人畜ノ死失スルモノ」は僅かで、「甚シキ惨状ハ極メサリキ」と、のちに倉敷村の林醇平は伝えている。^③

この時期は徳川幕府が崩壊して廃藩置県が行われるま

での過渡期であったためか、現在では災害があったこともよく知られていない。そこで本稿では、尾崎家文書（倉敷市加須山）の「洪水ニ付諸日記」^④（以下「洪水日記」と記す）によりながら、災害の状況と地域社会の動向について紹介してみようと思う。その際、嘉永三年の洪水との比較に留意する。なお、この史料は、表紙に「加須山村里止」と記されているから、同村庄屋亀五郎が記したものである。^⑤

周知のように、備中国南部の窪屋郡・都宇郡辺りは、幕府領・岡山藩領・鴨方藩領をはじめ、帯江・早島の旗本戸川家知行所などが錯綜していた。それが、幕府崩壊から廃藩置県にいたるまでに、さらに複雑に変化する。そのため、あらかじめ当時の支配関係について整理しておく必要があるだろう。^⑥

慶応三年（一八六七）一月九日の王政復古クーデターによって新政府が発足。翌慶応四年（九月八日に明治と改元）一月の鳥羽伏見の戦いから戊辰戦争が始まる。そのなかで新政府から岡山藩に「松山征討・備中国鎮撫」が命じられると、岡山藩は備中国の諸藩・旗本知行所に対して新政府への恭順の意を示す「勤王証書」の提出を求めた。これに対して帯江・早島両知行所からも「証書」が提出されている。

このうち早島知行所は、新政府への叛意がなかったとして五月に本領を安堵され、江戸期の支配がそのまま存続した。六月には当主の戸川捨次郎も江戸から早島に帰り着いている。他方帯江知行所は、当主の戸川伊豆守安愛が幕府の大目付を勤めていたこともあって「叛逆顕然」とされ、領地は没収されることになる。帯江の家臣たちはこれを受けて陣屋を立ち退き、それを岡山藩が接収した。安愛は徳川の宗家を継いだ徳川家達に従って駿府に移る。

倉敷代官所も慶応四年一月二六日に岡山藩に引き渡された。以後岡山藩から役人が派遣されて、幕府領の支配を引き継ぐことになる。

同年閏四月一日、新政府は「政体書」を布告し、直轄領には府・県を設置することとした。これにより旧倉敷代官支配所は倉敷県となり、県判事に旧倉敷代官長坂半七郎が任命される。このとき帯江知行所も倉敷県に編入された。

七月になると倉敷県知事に高知藩士の小原与市が任命され、県職員として高知藩出身者が多数任用される。また、実際の支配を円滑に行うために、編入された旗本領の家臣や管下の村役人たちからも職員が登用されている。⁽⁷⁾

翌明治二年六月、版籍奉還が行われると、早島知行所も倉敷県に編入されることになった。ただし、実際の引き継ぎは翌明治三年の三月とのことなので、⁽⁸⁾早島知行所の実質的な支配は江戸期のまま継続していたものと思われる。

ところが、明治二年七月に小原知事とその配下の高知藩出身職員が一齐に罷免される。彼らの専横と不正が問題とされたためであったという。⁽⁹⁾後任の倉敷県知事には山口藩出身の伊勢新左衛門が任命される。明治二年の洪水が起きたのは、この知事交代劇の直前のことであった。

なお、岡山藩とその分家である鴨方藩・生坂藩は明治

四年七月の廢藩置県まで存続する。そのため、その支配は基本的に江戸期を引き継いだものであった。

以上を踏まえて、明治二年七月時点の各村の支配関係を整理しておこう。窪屋郡では、四十瀬・白楽市・水江が岡山藩領、埋川・四十瀬新田・福井・吉岡・笹沖・白楽市新田が鴨方藩領、川入・渋江・八王寺が生坂藩、もと幕府領の倉敷・安江・沖が倉敷県、もと帯江知行所の羽島・五日市・二日市・加須山・亀山・有城も倉敷県に属した。都宇郡では、もと帯江知行所の二子・宮崎が倉敷県、もと早島知行所の早島・中帯江・西田・高須賀・前潟・金田は形式的には倉敷県所属となっていたが、実質的には早島知行所の支配が継続していた。また高沼村と沖新田村は帯江と早島の相給であったから、いずれも倉敷県に属したが、早島分については実質的に早島知行所以来の支配が続いていたと思われる。他方児島郡は、八軒屋・粒浦・天城・藤戸・興除新田（東畷・内尾・中畷・曾根・西畷）をはじめ全郡が岡山藩領であった。⁽¹⁰⁾

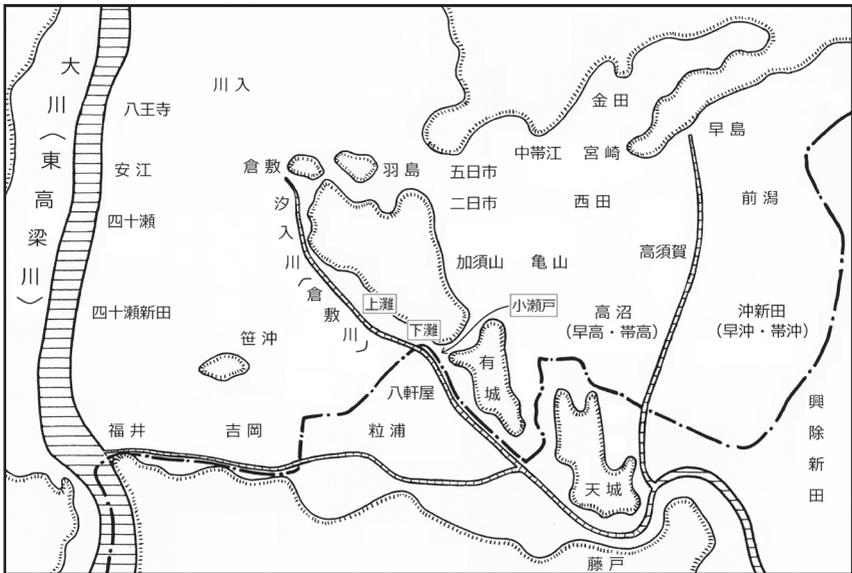


図1 関連地図

図中の一点鎖線は備前と備中の国境を示す。

1 明治二年の洪水の状況

明治二年六月は、土用に入った後も晴れた日は一日か二日で、あとは雨天が続いた。天候は殊の外不順で、稲の生育が心配であった。六月二八日は朝から雨が降り、昼頃に小降りになったが、夕方からまた大雨になった。^①この日から七月朔日まで、羽島村の間山法輪寺において晴天を願って「風雨順時」の祈祷が行われた。

二九日、加須山村の内の下灘で土手が崩れているとの連絡があった。庄屋亀五郎は判頭とともに見分に出た。有城村との境の土手が五間（一間は約一・八m）ほど崩れ、五間ほど割れ目が付いている所もあった。とりあえず杭を打って防いだ。

その後も天気は回復せず雨天が続く。七月四日、大庄屋の平松から廻状があり、翌五日早朝に立合のため出勤した。欠席の庄屋も多かった。昼頃に帰宅。この日は朝から大雷・大雨であった。午後になって、亀五郎のもとに、村の南端部、汐入川（倉敷川）に接する小瀬戸の堤が二か所で破損しており、また、民家の裏山が一〇間ほど崩れて下の畑を埋めた、との知らせが入った。外に出

ると、道筋は深い所で脛まで水が来ている。急いで見分に出掛けると、先日取り繕った下灘分の土手がまた崩れている。他にも二、三か所で破損しているのが分かった。四人ほどを土手番に付け、提灯をとほして見廻り、もしもの時には直ぐに駆け付けよう申し付けた。

見分を終えて亀五郎が家に帰ると、留守中に羽島の庄屋から使いが来ていた。「西大川（現高梁川）筋の様子を見に人を遣わしたところ、八ヶ郷の方は大丈夫だったが、八王寺辺りは今より一尺二寸（約三六cm）ほど水が増えたら、水が土手を越えるような様子だ」ということであつた。「後刻に改めて様子を知らせて欲しい」と返事を遣わしたところ、「只今八王寺辺りで水が土手を越えた」と知らせてきた。「大変だ」と思つて、村の年寄・判頭にそのことを伝えた。

そこへ「只今四十瀬三軒屋の土手が破損した」という知らせが入る。急激な増水であつたようだ。急いで太鼓を打たせ外へ飛び出した。下灘の百姓が駆けつけ、「砂が土手の上を走っているの、末の方で閼留めている」と言う。汐入川の水が下灘の土手を越流しているのだ。そこへ五日市村年寄与五兵衛・二日市村光右衛門・羽島

村年寄伝之介がそれぞれ村人を連れて出張して来てくれた。いずれもかつて同じ帯江領の村々だ。この加勢を得て「大安心」。しかし、加須山村の者は片付けに追われて人数が集まらない。呼びに人を遣わずと、やっと少し集まった。集まった皆が力を合わせて土手が壊れるのを防いだので、八ツ（午後二時）頃には、何とかおさまった。そこへ旧帯江領の宮崎村および旧早島領の中帯江村・金田村・長津村からも加勢人数がやって来る。

翌六日、亀五郎は川入村から岡山藩への注進を二子村の良平が写しておいた書付を見る。それによれば、四十瀬村の「御分知様（鴨方藩 御領分立合）」の「字天藪下」で大川堤一五〇間ほどが切れ、四十瀬村で一五軒、四十瀬新田村で一五軒が流された。死人が出ているという噂もあるが、詳しいことは分からないということだった。嘉永三年の洪水の場合、破堤した四十瀬村から流れ出た水が南東に水尾みおを作つて流れ、下灘の南の小瀬戸で汐入川を越える様子が「洪水絵図」に描かれている。前日五日の増水の様子は、全く同じ状況が起こっていたことを示している。

その後八王寺村で大川筋切口の様子を尋ねたところ、

水の流れはとても激しいとのことであった。川入村では岡山藩に「水尾留」のことを願っていたところ、今日役人の出張見分があった。しかし、「とにかく直ぐに水尾留をすることは無理で、少し減水したら普請に取り掛かり、水尾留には一〇日ほどもかかる」とのことであった。洪水発生から一〇日ほど経ち、溢れた水も減ってきた一五日の朝、亀五郎は四十瀬の「大川筋切口」を見ておきたいと思いい立ち、四ツ（午前一〇時）前に出掛けた。そして見聞したところを「四十瀬新田堤切口大略絵図」に書き留めて、「洪水日記」に載せている。それを写真1として掲げておく。

絵図によれば、破堤は切口九六間、上口一〇〇間であった。堤の上の部分がやや大きく崩れたのだろう。嘉永三年のときは、安江村で三〇間、安江村と四十瀬村の村境を挟んで四十瀬村で七〇間余、この二か所が破堤している。破堤した長さはほぼ同じだが、場所は少しズレているようだ。

亀五郎の見たところ、四十瀬の村役人が油断していて防禦のため的人数を出さなかった。三、五人ばかりは出したけれども、それだけで、あとは「寛々ゆづるト致し候事」

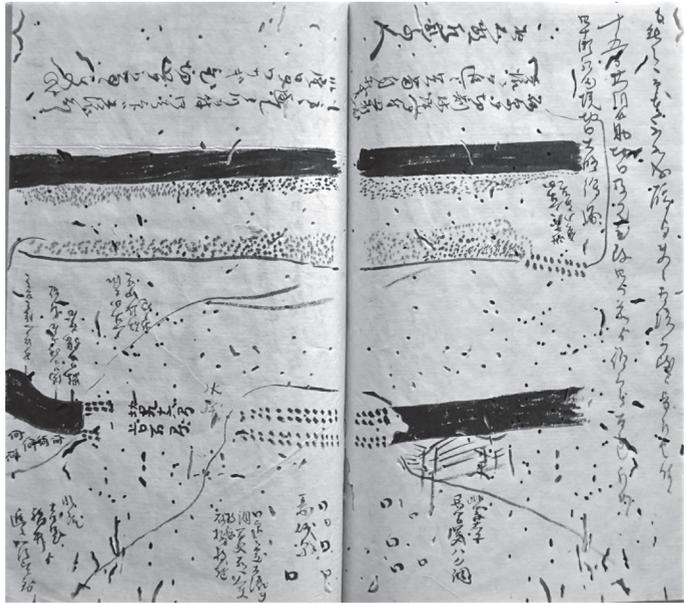


写真1 四十瀬新田堤切口大略絵図

が今回の破堤の要因だと言う。急な増水に対応が遅れたのだ。切口からの水尾筋は、案の定、吉岡・福井から加須山に向かつて付いており、これが汐入川を越えて流れ込んだのは明らかであった。普請の計画は、「砂原を切

り割って水尾を付け、五軒屋（福井村のうち）の方に通る川を付け」「土俵で追々閑留て、自然と川尻口を塞いで切口を留める」もののように見えた。土手の切口には既にかなり土俵が積まれている。これが計画通り行われたならば、加須山村辺りの水は自然と引くことだろう。絵図によれば、この時まで破堤した所の六割ほどは土俵で留められているようだ。

絵図に「惣人数凡式千人」とあるのは、この日までに動員された人夫の延べ人数と思われる。岡山藩からは郡奉行・郡目付・普請奉行が出張している。人夫は、分家分を含む岡山藩領の村々から動員されたもので、倉敷県としては助勢の相談を受けているようだが、具体的な状況はよく分からない。早島分沖新田から助勢人が出ていることは「洪水日記」に見えるが、それ以外の村からの動きは確認できない。

他方、岡山藩領では備中領分からだけでなく、児島郡からも助役人夫が動員された。児島郡藤戸村の大庄屋日笠家の文書によれば、七月一〇日に郡奉行平野久右衛門から児島郡大庄屋中に対して「急普請のため先例の通り助夫を明一日から出すように」と命じられている¹⁴。こ

の指示に従って一日遅れの二二日から八月七日まで二六日間にわたって四三二九人の助夫が出され、児島郡の村々から銭札六四貫七八五匁の間銭あひせにが徴収されている。間銭は、藩から支給される夫役代と実際に人夫に支払われる賃金との差額を村々が負担するもので、人夫一人に対して一日一五匁が支給され、村々では村高一〇石に対して七匁二分五厘を負担した。⁽⁶⁾

2 小瀬戸をめぐる緊迫

話を洪水が起きた七月五日に戻してみよう。

小瀬戸は、もともとこの辺りが海であった時代の海峡の名残なごりだから、堤で関留めたとしても、洪水時には水の流路になりやすい。嘉永三年の時にも堤が崩れ、関係する領主の役人が協議して排水のために切り割った所である。ここを切れば、向方むかいかた(対岸の岡山藩領村々)の滞水ははけるが、帯江・早島領の村々はほぼ完全に水浸しになる。だから帯江・早島方としては何とか小瀬戸の堤を守り、汐入川を使って排水しようとする。そのために早太鼓を打ち鳴らして村々に危急を知らせたのだった。それを聞いて村々から加勢の人数が集まっているから、そう

した体制を取ることは周知されていた。

倉敷県の行政がどのように行われていたか詳しいことは分からないが、帯江陣屋の建物は明治二年一二月までは存在していたし、大庄屋の平松氏も健在であった。⁽⁷⁾村方では旧領時代の仕組みがそのまま継続されていたと思われる。その大庄屋平松氏からの連絡で、七月五日の八ツ半(午後三時)頃、倉敷県役人の山口恕平が出張して来た。早速亀五郎が小瀬戸の土手辺りを案内して状況を説明した。山口はもと撫川知行所の役人であったから、事情は呑み込めたに違いない。向方の八軒屋の方を見てみると、相手方でも人が出てきて、何やら騒ぎ立っている。亀五郎たちとしては、「藤戸村の川内にある小屋や土手を早急に取り払い、水の通りをよくして欲しい」ので、それを山口から岡山藩の天城陣屋と掛け合ってくれよう頼んだ。しかし山口は「こちらの難儀を先方につし、相手の難儀を知らないというのも人情にもとる」と消極的で、「しばし待て」と言って倉敷に帰ってしまった。

七ツ(午後四時)頃、倉敷県役人の高橋武八郎と大橋淳平が船で通りかかった。高橋はもと三須知行所、大橋

はもと高松知行所の役人である。三須は旗本蒔田氏の、高松は旗本花房氏の領地で、いずれも倉敷県に編入されていた。亀五郎は「嘉永三年の時には向方の者が船で土手に追って来たので、こちらから石を打った」ことなどを述べ、県役人が現地に詰め合い、御用提灯の五つ六つも下げ渡してくれるよう頼んだ。両人は「独断で返答できない」と言って倉敷へ帰った。

亀五郎は加勢の村役人と相談して、倉敷新田や八軒屋・粒浦の者が船で追って来るのに備えて、小石を拾い集めて各所に配り置くことにした。あわせて役人の出張を願う使いを県に送った。二子村庄屋信太郎は「今晚が心配だから、鉄炮を二〇挺ほど用意しておいてはどうか」と言う。それでは何かの時にこちらの「不筋」を咎められかねないと考えて、聞き流した。それでも下流の児島方と一言掛け合っておく必要があると考えた亀五郎は、天城村名主安兵衛に使いを送って、藤戸村川内の小屋と土手を取り払ってくれるよう頼んだ。安兵衛の返答は、「小屋は既に流失している。辺りは一円水浸しで、土手も水底になっている」ということであった。「水行が差し障り、上郷に故障が出ることはないよう取り計らう」とも伝え

てきた。亀五郎は以上の遣り取りを念のため県にも上申しておいた。

やがて晩刻になったので、兵糧と酒を準備した。かがり火用の薪と蠟燭六〇〇ばかりも用意した。加勢の人数は三〇〇人ほどになっていた。

その後も県の役人は入替わり見分に出張して来るが、いずれもしばらくして引き上げた。他村から加勢を得たものの、人数は足りず、村人だけで見張らなければならぬ所もあり、そうした所は見張りが不行届であった。夜に入って、向方から船が出て鉄炮が二発打たれたが、玉は入っていないかった。一応県に報告した。亀五郎からたびたび願ったので、県役人の利岡橘郎一人が村の下宿に留まることになった。利岡はもと高知藩士。地元の様子には疎い。夜が更けるに順って向方も静かになり、何事もなく明け方になった。

六日早朝、県役人三人が船二艘で出張してきた。亀五郎が昨夜の様子を伝え、利岡の下宿に案内した。今朝になって水位は二尺五寸(約七五cm)ほど下がった。四ツ(午前一〇時)頃、「水位も下がったので、もう心配はない」と言って、役人たちは倉敷に引き上げると言う。亀五郎

が一人は留まってくれるよう懇願したので、小田得次郎が残り、他は帰った。小田はもと福山藩士。船で有城・亀山ほか村々を見分し、七ツ（午後四時）頃加須山に帰ってきたが、そのまま倉敷に帰ってしまう。亀五郎は替わりの役人の出張を頼んだが、確たる返答はなかった。四ツ（午後二〇時）頃になって県役人の筒井某と井原善太郎が足軽一人を連れて出張してきたので、下宿に案内した。井原はもと赤穂藩士、筒井は不明。

夜九ツ（一二時）頃、鉄炮の音が一発した。向方の者が船で近付いて来ているようなので一同心配し、急太鼓を打ち鳴らした。下宿に出張役人を呼びに行き、掛け合いをしているうちに、また砲声があった。役人と一緒に船で川内を見廻ったが、向方の船は一艘も見当たらなかった。

八ツ半（午前三時）頃、倉敷県軍務局の島村記三郎が兵隊を連れて帯江陣屋に出張して来た。島村はもと高知藩士。庚申山でしきりに太鼓を打つので、陣屋の太鼓も打たれ、村々でも太鼓を打ち合い、大混雑となった。正確な情報が伝わらないまま、緊迫感だけが募ったのだろうか。急太鼓を聞いて小瀬戸の堤が切れたかと思ひ、羽

島・北浦・二日市・五日市から続々と加勢が集まって来た。集まった者が寄り合って固めているうちに、夜明けになった。

七日の朝になって沖新田村から三五人が加勢に来た。前潟村と高沼村からは村内事情で加勢が出せないとの連絡があった。五ツ（午前八時）頃に県役人の清水寅之助が来て言うのには、「向方の者の気が立てば戦さになるのは必然だ。この土手を是非とも防禦したいというのなら、今夕と明日は人数を増やして置かなければ保ち難いだろう。とても人数は不足と見て取れるが、こちらから指図するわけにはいかない」ということであった。よくよく聞いてみると、向方では一所に集まって是非にも切り掛かるといふ風聞もあるとか。数艘で追られては保ち難いと思つて、早速庚申山へ太鼓を打ちに走らせ、宮崎、中帯江・金田・沖新田・高沼の早島方へも加勢を頼む船を遣わした。

そうこうしてうちに軍務局の竹崎が兵隊五人を連れて来て言うには、「火は少しだけ焚けばいい。沢山にすれば入用ばかり掛かってよくない。県の御用張り船も一艘あれば安心だ。人の配置も適度でいいから、これ以上の

動員は不要だ。」と。竹崎をはじめ軍務局は全員がもと高知藩士。県役人の言うこともバラバラで定まっていない。村々から追々加勢も集まっていたが、それ以上の加勢は望まないことにした。

その夜は何もなく、翌八日も変わったことはなかった。夕方臨時太鼓で加勢を集めたが、羽島・五日市・二日市・中帯江からは加勢がなかった。それでも無事に夜明けを迎え、大安心であった。

九日午後になって、県の島田判事・浜田清造・西山澄之丞が見分に來たので、庚申山に案内して遠見をした。龜山村境堤を限り高沼・沖新田の方には稲の姿も見えた。しかし、小瀬戸が切り崩されれば難儀だとの見立てであった。夕方に有城村の者と船で行き会った。その者が言うには、兎島方では倉敷県役所に嘆願しているという。それをほつきり拒めば向方が小瀬戸堤を切り崩しに來るので、県役所では「検討中」と返事しているのとこと。また、有城村にも堤が破損した所があり、そこにしがらみを入れて杭を打ち、畳を入れているが、余程水勢は和らいだものの、完全には留まっていないうことであった。

夕方に龜五郎の所へ早島陣屋の役人がやって來た。「渡し場砂走筒樋之場所」で水が内側に吹き出している。興除新田との境堤で水が滞留しているのだ。早島から興除方へ、以前の通り堤の切り所を切るように厳しく申し入れ、切り払ったので水は少し引いた、という。嘉永三年の時にはこの境堤は切り払われて、排水が行われている。水が引いたら早急に切り所を闊留めたいと興除方から要請があり、倉敷から県役人も出張して土俵を調べて闊留めることになった。それで今は関入れの最中だという話であった。

軍務局島本虎豹が兵隊を連れ、船二艘、二〇人ばかりで出張して來た。改めて要請したので、晩方には再び村々から加勢の者が集まる。村役人とともに加勢人が出た村は、羽島・五日市・二日市・宮崎・高沼・帯沖・早沖・早高沼・龜山・中帯江で、総勢二二〇か一三〇人ほどであった。汐入川の堤の内外の水位の高低差は、二尺(六〇cm)ほどであった。今晚は、向方が船で迫って來ても、間には太鼓を打たないと一同で申し合わせた。夜中までに向方から鉄炮が三発ほど打たれたが、あとは殊の外静かであった。県役人は時々船でどこか見廻っている。無

事夜が明ける。

一〇日朝七ツ半(午前五時)頃、出張の県役人が引き取るという。向方の粒浦あたりに二か所提灯が見えるので、如何かと思ひ伺ったところ、「心配に及ばず。安心して居れ」とのことであつた。倉敷新田辺りを見廻った上で帰って行つた。

一〇日朝は曇天。村々の人数が入替わり、詰めているのは五八、九人に減つた。これでは防禦の手配りが出来ないので心配であつた。早沖では三軒屋堤切口へ助け合ひの人数を出している。五日市でも氏神下の切口を閑留める人数を出している。竹で柵を編み石を詰め、畳を入れて麦わらで閑留めているという。昼間はどの村でも村内での対応に追われている。

五ツ半(午前九時)頃、川内の水位がまた少し上がった。内側は切口を閑留めたので追々減水し、小瀬戸の内側では苗秧なえが見えるほどになった。しかし、向方は土手より水が五、六寸ほど高いように見える。

昼頃、向方から船数艘が迫つて来た。急太鼓を打ち、人数を集めて防禦の用意をした。人足には竹鎗を持たせて固めた。船は四艘、一七、八人が乗り込み、盛んに「悪

口」を繰り返している。倉敷に急使を送る。向方の者は川内の葭を刈り取つて、しばらくして帰って行つた。

やがて県から利岡が出張して来た。「向方が来てても声を立てるな。向方が声を掛けてきても構わず、もし無理に土手に上がつて来ても手を出すな」と言われた。「只今天城に遣わしている役人の連絡で、南の方の葭刈りのために人足を出せ」と言う。村方防禦の人数も足りないのでもとせ出せないと答えると、「とにかく出さなければ、談判にもならない」とのこと。高沼・沖新田から加勢があつたので、二五人を葭刈りに廻す。どの村も度重なる加勢で村人の疲労が溜まつていた。

九ツ(午後一二時)頃に県から兵隊が出張、八ツ(午前二時)頃になつて高須賀村から加勢人足が来る。何とか別条もなく暁天を迎える。

一日の朝、帯江早島方の村役人が集まり、小瀬戸への村ごとの加勢人数について改めて申し合わせ、合わせで昼は二〇九人、夜は二六八人を出すことにした。

六ツ半(午後七時)頃に県役人が兵隊五人を連れてやつて来た。しばらくして船越元介も出張して来た。船越はもと早島知行所の役人で、地域の事情にも明るい。船越

が言うには、「向方が鉄炮を打ってきて、こちらは静かにしていること。太鼓を打つなど大仰なことはせず、万事柔和にすべきだ。もし多人数で来て土手を切り掛かっても、何もせずに切らせて逃がしていること」と。

また倉敷村年寄の光太郎が八軒屋村庄屋の寿吉から聞いた話では、切れてもいない小瀬戸を無理に切り掛けるのは不仁の至りだが、有城村の堤は自然に切れたもので、大川筋の切口水尾留がまだ出来ていないのに、川下で関留めされるので村中一同難渋していると倉敷役所に嘆願している、ということであった。八軒屋では山の上に木砲か何か大砲のようなものを構えているという噂もあったという。

一日昼八ツ(午後二時)頃から一二日五ツ半(午前九時)頃までに四寸ほど減水した。

沖新田年寄の話によると、一日の晩方に興除新田曾根分の堤六か所を切り払った。切り払う前には堤の内側が二尺ほど水位が高く、切り払った後は脛くらいの深さになったという。西疇でも沖新田堤外五間樋の向かいで二間ほど切り払った。いずれも事前に双方示談の上で行われた。交渉のなかで前例が事実上の慣行として理解

されているようだ。

加須山村判頭の嘉吉に有城村境、亀山・高沼・西田辺りを見廻りさせた。水が溜まっている所では中背の者の胸辺りまでであるという。有城村境亀山堤は二か所で切れている。しかし大川筋の水尾留が出来ていないうちに土俵で関留めるのは好ましくない。そのため有城村でも、土俵でなく、しがらみ杭で留める程度にしているという。結局示談の上、亀山村境堤は一五、六か所で切り払われ、早高沼村からは堤の切口が関留められた。示談が成り立った所では排水の措置が細かく行われているようだ。

一三日夜の加勢人は加須山村を除いて一八〇人ほどであった。先日の取り決めより八〇人余り少ない。この夜も何事もなく過ぎ、一四日の朝には水も四寸ほど減っていた。

一四日の夕方、加勢人足の減じ方について大庄屋の平松と相談した。追々減水しており心配も薄くなった。大川筋の水尾留も進んでいることなので、各村五人ずつに減らしても構わないのではないか。しかしその日も雨だったので、またいつ増水するか分からない。もう少し様子を見ることになった。

一五日、亀五郎が大川筋四十瀬切口の見分に出掛けたことは先に述べた。帰りに羽島の平松宅に立ち寄り、加勢人減じ方について検討を頼んで村に帰った。

一六日、大川筋の水尾留の様子を見に遣わした人足が、七ツ(午後四時)頃帰つて来た。九ツ半か八ツ(午後二時か二時)頃に水尾留は無事終わったとのことであった。昨晩の加勢は沖新田・前潟・宮崎から四〇人ばかりであった。この日も羽島・亀山・沖新田から四〇人が出る予定であったが、昼から詰め合いの沖新田二二人・高沼二〇人・亀山二二人がそのまま居残り、五四人の加勢となった。四ツ(午後二〇時)頃から大雨になり、八ツ(午前二時)頃「おろふり」(小降り)になった。この夜も何事もなかった。

一七日明け方加勢人足がそれぞれの村に帰った。また雨が降り出す。亀五郎が平松宅に出掛け、今夕からは加勢人の必要はないと断った。「非常の時にはまた他村に加勢を頼まなければならぬが、なるだけ自村の者でする積もりだ」と述べると、平松も了解した。「沖新田や宮崎の詰め合い場所で加勢が必要な時には、自分たちが直接出向いたのでは不敬の至りなので、その時は加勢人

を送るので平松から指示して欲しい」とも伝えている。帯江分と早島分との交渉は、江戸時代以来の慣例によって最初は大庄屋を通じて行うことになっているようだ。

一九日、小瀬戸に人足二〇人を出して溝の片付けをし、陣払いをした。諸帳面の整理をした後、亀五郎は帯江陣屋へ挨拶に出向いている。

3 倉敷県・倉敷村との関わり

小瀬戸をめぐる状況を述べてきたところからも分かるように、村からの強い要請によって倉敷県役人もたびたび現地に出張しているが、その対応は消極的な上にまちで、後手後手に回っている。衝突を回避し、穏便に遣り過ごそうという姿勢も見て取れる。ただし、村々の当座の救恤には留意しているようだ。

洪水となった翌日の七月六日、県役人の北森三右衛門が遣つて来て、「村方に難洪人は居ないか」と言う。亀五郎は「難洪人は居るけれども、当座は村方で努力している。自力に叶い難い時はお頼みしたい」と答えた。

七日、倉敷県からの廻状が届く。盗賊と高直商売たかねあきないを禁止する触れであった。写して判頭に伝えた。租税局の清

水寅之介・小田得次郎が難洪人の取り調べに來た。早速村内を廻つて調べていたところ、会計局の大橋淳平が船で出張して來て、天王山の下で救米を下げ渡された。その場で三人の飢渴人に米を渡した。その後庄屋宅へ帰り、などし名歳帳と引き合わせて取調書を調べているところへ、大庄屋からも難洪人書上を出すようにとの触れがあった。救米は九日・一〇日の兩日帯江陣屋で渡された。一日には帳面に従つてそれを難洪人に配っている。

一三日再び難洪人を書き上げて差し出した。担当役人の大橋淳平が言うのには、「今回は、平日の困窮人ではなく洪水で難儀している者へ下される救米だから、平日の難洪人であっても水も干し落ちて宅内で食事など調う者は願ひ出ではならない。洪水難洪人と平日難洪人とが混雜しないように」ということであつた。その通りに書上を差出したところ、また大橋が言うには、「土佐から來ている役人とこの辺りの役人とは考え方が違つていて、土佐人は所の村役人は不正直だと思ひ込んでいる。だからこんな時には平生の難洪人まで書き上げてくるという疑惑を持つている」という。亀五郎は、「それなら、九

日・一〇日に渡された救米は中難洪人に下されたものと考え、一日から三日までは極難洪人ばかりに下されたい。以後は頂戴には及ばない」と返答している。高知藩出身の県役人と地元村々との相互不信はかなり根深いようだ。一四日五ツ（午前八時）に救米受け取りの人足を遣わした。中人は三合宛、六十才以上および十五才以下は二合宛、三才以下は一合宛、の指示であつた。

一七日、亀五郎は平松宅に出掛け、難洪人のことを相談した。「大難洪人については他村では引き続き救米の支給が行われているが、自分の村は一三日限りで頂戴していない。是非他村と同じように頂戴したい」と願つたのだ。先には「いらぬ」と強がつていたのに、背に腹は替えられぬといったところか。しかし、その後県からは連絡がない。二〇日、極難洪人五人に限つて名前を書き上げ、改めて差し出した。二五日、「御慈悲を以て」極難洪人一人につき五升ずつ、九人分四斗五升が渡された。同日、亀五郎は早島方大庄屋の片山に借金^がの相談に出掛けてゐる。村の洪水対応の出費は当面は庄屋が建て替える。益前に「莫大之入用」があるので、金策の必要があつた。残念ながら金策は不調であつた。倉敷に回つて

広田屋にも相談したがやはりうまく行かなかった。二七日再び片山に頼みに行き、何とか一五両を借りることができた。

二七日には帯江分の庄屋が集会して検見願いの相談をした。有城村は特に稲毛が痛んでおり、亀山村がそれに次いでいる。他の村々も同様で、一致して願書を出すことに決した。実際の作柄を見てもらい、年貢を減額してもらおうというのだ。

翌二八日、庄屋年寄の印形を取揃えて願書を倉敷県役所に提出した。応対した庶務局の島村記三郎は願書の受け取りを拒み、「有城村・亀山村は皆無の所もあるだろうが、その他の村では洪水の後になって抜き捨てたものもあるのではないか」と言う。島村は高知藩出身の役人だ。庄屋たちは、「村方により一様ではないが、窪所などは特に痛みが多く、中には「もへ稲」(芽のまま実のない稲)などが多数ある」と返答した。溜場ではばらく控えていると、「とにかく見分はする」という回答であった。一同「有り難き仕合」と了解して帰った。

これ以後の経緯は亀五郎の「諸用日記」に記されている。⁽²⁰⁾ 亀五郎は帯江分村々の惣代の一人として倉敷県と掛

け合っているが、この間に知事を初め県役人の交替があったためか、県からの確たる返答がない。早稲および綿の見分だけでも急ぐように願うが、埒があかない。時間が経てば中手や晩稲の刈り取りおよび来年の蒔き付けにも影響が出る。八月九日には二日市村の駕籠寺に百姓たちが集会するという不穏な動きも起きる。これは県役人が出張したため散会している。県から正式に検見の実施が通達され、早稲の刈り取りが許可されたのは八月二〇日のことであった。⁽²¹⁾

また、この間にも百姓の食糧不足は進んだ。亀五郎によれば、早島方は片山・佐藤・溝手の三軒があるので心配ないが、帯江方は手薄で難渋している。ついては帯江方が納めた蔵米については他売せず、夫食米手当てとして備え置くように県に対して要請した。その後、帯江郷倉米が三四石残っていることが分ると、これを相場より下げて困民夫食手当てに売り渡すようにという嘆願も行っている。この嘆願は県によって認められたようだ。

他方、倉敷村との関わりは「洪水日記」に二件記されている。

一つは、汐入川の葭蒨りのこと。一〇日に倉敷村庄屋

の大橋平右衛門が汐入川筋の葭刈り取りについて相談したいと遣つて来た。葭は薪や刈敷として肥料になるなど用途も多いので、各村は葭場を確保している。しかし洪水の時には水行の妨げになるので、排水をよくするため川上から葭刈りが要請される。嘉永三年の洪水の時にも、倉敷村の呼び掛けで葭刈りが行われている。亀五郎は「承知」と返答した。翌一日倉敷村から葭刈り人足が船三〇艘で来て、加勢を頼まれた。亀五郎は船三艘を仕立て二四、五人は出す積もりと答えている。その後、天城の孟宗竹山辺りまで葭刈りをし、六ツ（午後六時）頃に無事帰つて来た。また、この日には倉敷船倉の破損船や倉敷新田村の門の木戸などが加須山に流れ着いている。大橋平右衛門は一二日にも遣つて来て、加須山の葭場についても刈り取るよう厳しく求めた。亀五郎はやはり船三艘を出して刈り取らせている。

もう一つは、船の借用に関する事。洪水になれば、移動手段は船しかない。そのことは嘉永三年の洪水絵図に多数の小船が描かれていることからほぼつきり分かる。倉敷村では船倉に納めていた船が流失したため船が不足し、周りの村々に船の取替（借用）を頼んだ。加須

山村に船を貸してくれるように頼んで来たのは一二日になってからであった。多くの者が倉敷から加須山まで「かち」（歩行）で来ているということ。仕方なく船三艘を借し遣わした。このうち二艘については、後に船主が倉敷まで出向いて返してもらった。しかし残りの一艘については返してもらえなかったもので、二五日になって亀五郎は倉敷村役人に返却を求める書状を送っている。この書状は名前と印判がないと言つて突き返されたので、作り直して再度送った。それでも倉敷側は、洪水で流れてしまいい後で見付かったが、役所に預かられているなどと言つて、応じない。実はこの船は高沼村の治兵衛という者の持ち船を又借したものであったので、加須山村としてはどうしても返してもらふ必要があった。しつこく交渉して、どうにか返してもらっている。

4 有城村との悶着

有城村は帯江知行所の村の中でも最も南に位置し、汐入川を挟んで南は児島郡の粒浦村と、東は同じく天城村と接している。四十瀬堤が切れた時には、有城村の堤も切れ、ほぼ村中が水浸しになったことは先にも触れてい

る。そのため、有城村から小瀬戸へ加勢が出ることもなかった。

一四日の四ツ(午前二〇時)頃、有城村の庄屋弥右衛門が相談事があると行って亀五郎を訪ねて来た。有城村では川堤をほどほどに閼留め、福原新田の土手を切り割ったので、余程水が落ちていった。それを見た枝村の上灘の者が、上灘の水を福原へ引き落とさせてほしいと申し出たという。このまま放っておくと百姓たちが騒ぎ立てそうだから、「御役介ながら」まず上灘の水を加須山の下灘に通して呉れるように頼みに来たのだと言う。

「灘」は川の流れが速い岸辺のあたり。事情は定かでないが、灘が開発された時に、下灘は加須山村に属したが、上灘は飛び地として有城村の枝村になった。その上灘の者が本村の庄屋に加須山村との交渉を頼んだのだ。

弥右衛門は、加須山村と有城村は「一村同様」「兄弟同様」の村方だからと懇願する。水は日頃から「用悪水兼用」だとも言う。しかし、上方から水が落ちてくれば下方は満水になってしまう。亀五郎は「事情は察するが、一存では答えられない」と返答した。下灘が増水すれば、他村にも影響が及ぶからだ。亀五郎は早速判頭の嘉吉を

見分に遣わすとともに、事態を大庄屋平松に知らせた。平松はそれをそのまま県役所に報じた。見分から帰った嘉吉によれば、上灘の土手の潮留堤は全く水没して、向方と同じ水面になっており、土手の上を船が越えているとのことであった。

加勢に来ていた他村の村役人たちも、これを聞いて口々に反対した。上灘の水を通せば、向方の水も一挙に流れ込んでくるからだ。「上灘の二〇石ほどを助けるために、早島・帯江の一万石が駄目になれば、大の虫を殺して小の虫を助けるようなものだ」と言うのだ。六ツ半(午後七時)頃、県役人の大橋淳平が出張して来た。その夜は何事もなく明けた。翌一五日、県の高橋武八郎から呼び出しがあった。「上灘は五、六町のことだから、相互に勘弁して償ってやるように。それが両方の為筋だ」という指示であった。一六日の朝五ツ(午前八時)頃、嘉吉が上灘の様子を見に行ったところ、土手の水は余程引いているようだとのことであった。

一七日は朝から雨であった。向方の八軒屋や粒浦は稲葉も見えない。洪水が始まった五日から一三日が過ぎていた。その間ずっと稲は水底になっていたわけだから、

どうなっているかと思ひ、試しに株を抜いてみた。なかには既に「あはり」になっているものもあった。「あわる」は、ふやけて腐ること。今日中に水が引けば少々は「毛付」もあるだろうと思われた。しかし向方は「毛付」は無理だと見えた。「毛付」は穀物の実が付くこと。

夕方になって突然に、上灘の者五、六人が用水の関を取り、樋抜けを引き取って水を流して来た。亀五郎たちが駆け付けると、「雑魚を捕りに来た。最早樋を上げても障りはないだろう」と言う。名前を聞き取って、上灘へ掛け合いの使者を送ったが、埒があかない。有城村の村役人と掛け合ったところ、「関留めるよう厳しく申し付ける」とのことであった。有城村の内部でも上灘の動きを制御できていないようだ。加須山村では、万一に備えて、その夜は番に三〇人を詰めさせた。

その後二〇日になって、上灘から栄次郎という者が一七日の事態について説明に来た。「樋石・台輪・男柱を確認するために関の土俵を上げて調べていたのだ」という。しかし「台輪も男柱も見当たらないのは、上灘としては用水樋を取り潰す積もりではないか」と問いただしたところ、「そのような積もりは全くない」との返事

であった。

二一日、有城村庄屋弥右衛門と掛け合った。「洪水中大混雑のため不行届もあったが、用水樋を潰す気はない。何分にも御村方と当村とは一村も同様の村方なので、あれこれと言うのだ」という返事であった。

おわりに

「洪水日記」によれば、今回の洪水事件は一九日に一段落したと記されている。四十瀬堤の関留ができ、村境の土手も切り抜くことで次第に水が引いて行ったのだ。ただし堤の修復はその後も二〇日間ほどは続いている。これまでの紹介を踏まえて、今回の洪水と地域社会の関わりについて気になることを二、三述べておきたい。

一つは、支配側の対応について。岡山藩の対応は明確には知れないが、概ね嘉永三年同様に適切な対応が行われたと思われる。それに対して倉敷県の対応は終始消極的で、嘉永三年の時のような岡山藩との連携の動きもほとんど見られない。小瀬戸をめぐる「攻防」も両方の支配者の連携があれば嘉永三年のように折り合いが付けられたはずだが、村同士が直接対峙する形になったため、

岡山藩に属する向方との緊張が高まった。倉敷県は大庄屋の要請によって難波人の救済は行ったが、村々と県役人との相互不信は深い。

二つは、江戸時代以来の村々のつながりは健在で、洪水の難儀を乗り越える基本的な力になっていること。県の対応が覚束ないなか、帯江分の村々の日頃からの取り決めに緊急時にもきちんと作動している⁽²⁾。帯江分と早島分との連携も従来通りに機能している。加えて、帯江・早島方と児島の興除新田方との話し合いも前例に基づいて進み、双方で境土手を切り抜くことで早期の減水を実現している。しかし岡山藩領の向方との関係はこのようにはいかなかった。同じ地域内でも利害は複雑に絡み合う。こうした状況を解決するのは領主間の交渉だが、この時期にはそれが機能しなかった。

三つは、村々のつながりとは別に、個別の隣村同士や、同じ村内であっても本村と枝村との間などでは、利害の対立から問題が起きることもあったこと。上方の悪水は下方の用水であり、そのため日頃から話し合いによって慣行が決まっている。しかし、洪水などの非常時には緊張が一気に高まる。「洪水日記」を読んでいると、「示談」

とか「談示」とかいう言葉がしきりに使われている。これは温和な相談でなく、対立を含んだ交渉だ。人びとはその「示談」を通じてお互いの納得を作り上げている。日頃からの交流と慣行の積み重ねが、緊急時の「示談」を支えているのだろう。「一村同様の間柄だからこそ、あれこれ言うのだ」という言葉は印象深い。

このように地域社会は、領主支配、村組合、個々の村と村、などが重層的に関係を取り結んでおり、それが状況に応じて複雑に連動する。明治二年（一八六九）の災害では、江戸時代とは異なる状況が明らかに現われていた。明治四年の廢藩置県以降、こうした地域社会の関係性がどのように変化していくのか、注意深く見守る必要があるだろう。

註

(1) このときには、高梁川は上中島村辺りでも破堤しており、軽部村などでも浸水被害が起きている（小野敏也「解題」『日本農書全集』第六七巻、農山漁村文化協会、一九九八年）。

(2) 『新修倉敷市史 4』近世（下）、倉敷市、二〇〇三年。以下嘉永三年の洪水については、この書および前掲註（1）小野論文、『早島の歴史 1』通史編（上）、早島町、一九九七年、によられたい。

- (3) 『山陽新報』明治十九年十月七日『新修倉敷市史11』史料近代(上)・二〇〇、倉敷市、一九九七年。
- (4) 倉敷市所蔵尾崎家文書(中央図書館移管分) 18。表紙とも墨付き八五丁の豎帳。半分程度は「帯江村史」(一九五七年)に翻刻が掲載されている。
- (5) 『新修倉敷市史5』近代(上)、倉敷市、二〇〇二年。
- (6) 『早島の歴史2』通史編(下)、早島町、一九九八年。
- (7) 『倉敷市史19』(永山卯三郎著)倉敷市史刊行委員会、一九六二年。以下倉敷県職員経歴などについては同書による。
- 前掲註(5)にもよらぬ。
- (8) 前掲註(6)に同じ。
- (9) 前掲註(5)に同じ。
- (10) 『岡山県の地名』平凡社、一九八八年。
- (11) 亀五郎は明治二年に三冊の日記を記していた。正月より七月五日までの「諸用日記」一冊、七月の「洪水日記」が一冊、八月より年末までの「諸用日記」が一冊である。二冊の「諸用日記」は倉敷市所蔵尾崎家文書(尾崎泰弘氏寄贈分)に含まれ、ここでは便宜的に、初めの「諸用日記」を「後」のものを「前」とする。七月五日までの記事は、「諸用日記」一による。
- (12) 池田家文庫(岡山大学附属図書館所蔵)「明治二年巳七月五日夕四十瀬御立会場所破堤砂入之図」(T2-63-2)には、四十瀬村一〇軒、四十瀬新田村二二軒の流失家が百姓名とともに描かれている。こちらの数字の方が正確だろう。
- (13) 『幕永洪水絵図』『新修倉敷市史4』近世(下)付録絵図、倉敷市、二〇〇三年。
- (14) 『明治二年 諸御用留帳』日笠家文書(岡山大学附属図書館所蔵)一四八〇。
- (15) 「備中国四十瀬破堤御普請助夫間銭札割懸り割賦帳」日笠家文書一七二二、「四十瀬破堤助夫間銭割賦帳」同一七二六。
- (16) 前掲註(5)に同じ。
- (17) 帯江郷の大庄屋は明治二年一〇月二七日に廃止となり、旧幕府領と同じ惣代庄屋が置かれた(「諸用日記」二)。
- (18) 前掲註(7)永山著書によれば、「刑法局」とある。
- (19) 同前。先には「軍務局」と記されていた。
- (20) 「諸用日記」一。
- (21) その後一二月六日に「当巳年仮免状」が交付され、同月二日には村内で皆無から三段の「御年貢御下ケ米」の割賦が行われている(同前)。
- (22) 「洪水中堤防禦方ニ付莫大之入用」が掛かったが、その費用の郡割(帯江郷一〇か村割)も従来通り行われた(同前)。
- 〔付記〕史料の利用にあたっては、倉敷市歴史資料整備室、とりわけ山下洋さんのお世話になりました。感謝いたします。
(くらち かつなお 岡山大学名誉教授)

明治一三年の高梁川水害について

山下 洋

はじめに

時代が江戸から明治へと移り、版籍奉還や廢藩置県を経て、あらたな地方行政の仕組みが整えられてゆくうえでも治水の問題は避けて通れない課題であった。明治七年（一八七四）に開かれた小田県会でも「河溝浚疏ノ議」として、川底にたまった土砂が洪水の要因となっていて、地租改正にとりもなう徴税の厳格化に対応するために、それを掘り浚える方策を検討すべきことが提案されている。⁽¹⁾つまり、江戸時代以来、山林の濫伐による禿山の増加や砂鉄採取のための鉄穴流^{かんな}しなどによって河川への土砂の堆積が進行し、洪水が頻発する状況が生まれていたのである。

それからはじめない明治一三年（一八八〇）七月、梅雨

時の豪雨により、岡山県全域とりわけ高梁川流域は大きな水害に見舞われた。本稿では、その被害状況や、それを契機としてどのような治水対策が実施されていたのかを概観したい。

1 被害の状況

この水害の被害の全体像については、明治三四年（一九〇二）に刊行された『岡山県水害史 上』に備中全域と備前四郡の被害統計が掲げられている。そのうち罹災戸数が四〇〇戸を超える郡のみを示すと表1のようである。これを見ると、備前よりも備中、とくに窪屋・下道の二郡の被害が大きく、それは、高梁川左岸堤防が窪屋郡の真壁・中原・軽部・古地（いずれも総社市）において、同じく右岸堤防が下道郡の下原（総社市）・川辺（倉敷市）

表 1 各郡の被害状況

	罹災		溺死	傷痕	家屋破損			家屋浸水			荒地(町)
	戸数	人数			流失	全潰	半潰	軒端	床上	床下	
下道郡	1736	7082	46	4	147	151	72	461	699	206	647
窪屋郡	1250	5406	14	4	101	78	209	191	453	218	454
小田郡	801	3226	0	1	2	2	10	0	757	30	6
賀陽郡	1155	4529	1	0	32	10	38	0	568	507	179
上房郡	598	2199	2	2	19	2	16	13	304	244	50
川上郡	430	1887	3	0	88	1	37	30	133	136	156
上道郡	1543	6629	0	0	3	0	0	2	766	772	337
総計	8834	36174	70	12	413	252	427	742	4109	3076	2176

注) 総計欄は、罹災戸数 400 戸以下の諸郡の数字も含む。

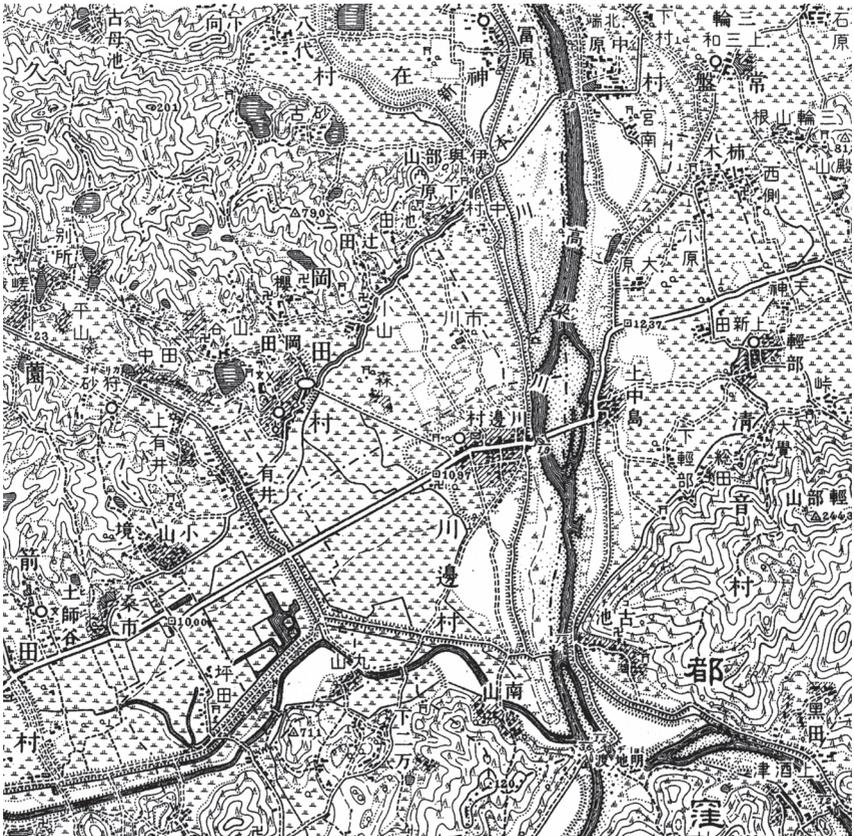


図 1 5 万分の 1 地形図「玉島」(明治 37 年測図 大日本帝国陸地測量部)

* 村名など明治 13 年段階とは異なる部分もある。

において、つまり総社と川辺とのわずか5kmほどの間で
両岸が何か所も決壊した結果である。

その被害の模様を記した史料としては、七月一日の水
害発生後まもなく『山陽新報』の記者が現地に入って慘
状を伝えた七月一日付の記事が知られるが、⁽²⁾ここでは、
当時窪屋郡長としてこれに対処した倉敷村の林孚一⁽³⁾が残
した記録を紹介してみたい。その七月一日から四日の部
分、そして再度の大雨により一日の破堤箇所が再び各所
で決壊したという二七日から二八日の部分を要約すると
次のようである。

七月一日の午後二時、郡書記の河島丈四郎・神川魚
翁・横山富太郎は看視の持場に向かう。三時頃から水
が騒がしいので、蛟水橋^{みずち}（鴨方往来が東高梁川を渡る橋）
引用者注）に行ってみると波濤は大海のごとく、家屋
などがうず高く水を覆って流れ、橋は東端のわずか二、
三十間を残して流失。^{しゅうみょう}十明堤（酒津）は無事。安江村・
四十瀬村・富井村の堤の噴水は村吏らが杭を入れるな
どして防禦した。このとき児島徳平治がかねての約束
であると岡山より二人曳きの車である。この勢いでは

土俵で巻かないと耐えられないので、役所に帰り、倉
敷村戸長の植田鶴次郎へ依頼して夜中に明俵一五〇〇
枚を準備した。午後一時、十明でまた二か所噴き出
すとの知らせ。すぐに岡幾が二〇名を引き連れ出張。
寝ようとしたとき、岡谷の友野静太郎から、山北一带
湖水のごとく水漫々、急ぎ出張されたいと口頭で連絡
あり。西郡の守安正典からも同様の通知あり。まも
なく夜が明け、石川英太郎は三軒屋（西郡村）に行く。
植田甚三郎（郡書記）は、躰^{はしけ}を生販で買い、陸路で水
分^{わか}れをかつぎ越し、その舟で屋根の上にいる者を助け
た。とても二人では間に合わないので、横山富太郎と
岸鼎（郡書記）も出張。

三日の暮に津田大書記官が来たので状況を説明。四日
の朝、状況報告書を差し出し、直ちに巡回に随行する。
まず三軒屋の仮出張所で聞くと、飯の焼き出しをする
にも人夫が少なく、たちまち飢餓に及ぶかもしれない
とのこと。飢える危険の高い者にとりあえず玄米を与
える。およそ四〇〇名。中原では仮小屋を営む池上幸
四郎に托して軽部村に入る。耕地の浸水は深い所では
まだ六尺くらいある。水が去るにつれて現れた屋根は

すべて壊れ、その形は筍笠を伏せたようである。瓦葺きも二階まで浸水し、屋根を破って逃げ出しているほどなので、土蔵の中の穀物も一俵残らず濡れてしまっている。雨が止み水が去った後は一面に泥濘の地となり、田畑は水に覆われ、麦・菜種の類は芽を出している。ただ涕泣して見るしかない。実に目も当てられない。しかし、元來が窪所で、あらかじめ覚悟があるため、死傷者は一人だけであった。それから舟で古地村に行く。もともと本郡中で一番の小貧村で、軽部村悪水川の土橋際より切れ込み、七、八〇間が破堤したので耕地の上には激しく水がみなぎり、水がやや引くと一面に土石がうず高く積もり、まったく再興の目途はない。堤外の藪一〇〇間のうち半分は流されている。真壁村では恵地新田で堤が切れて家屋ごと住民が漂流し、高木勝五郎の一家六名、山崎安蔵梓安太郎ほか三名、坪田増蔵ほか二名は、浅口郡水江村の者たちに救い上げられ、上成に船で上陸した。また、高槻又吉は、浅口郡西之浦村の者たちに助けられた。霞橋のあたりで見つかり、一〇名が二里ばかり沖合まで追いかけて救い上げたとき、もはや脈がなく気を失っていたが、麦藁

を焚いて暖めると蘇生したとのこと。死者は八名。その後、中原村に行く。同村は数か所で破堤し、流失した家屋は七、八〇。田地は荒れて昔のように河原となった。開拓することは容易ではない。

(中略)

二七日、古地に出張中の神川魚翁から、もう一尺増水すると仮堤防が持ちこたえられないとの報せ。その使いも最早道がなく山を越えて来たとのこと。こちらからの安否を尋ねる使いは道が絶たれ引き返してきた。下道郡の仮堤防は決壊して川辺宿一帯は海となる。植田甚三郎の三因村からの報せによれば、軽部村は前のように湖水となったが、婦女子が号泣する声はなく、松明などの火も見えず、至って寂寥なので怪我人などは決してないだろうとのこと。岸鼎氏らを酒津から福井までの堤防検査に派遣する。自分は午後三時から出張し、夜が明けて帰る。

二八日の九時、大熊伝三が来て、古地村の破堤を歎息し、声を放って号泣する。一〇時、四十瀬村の堤防が非常に危急であり、人員一〇〇名ほどと脱俵が即刻欲しいとの使いが来る。すぐに戸長役場へ連絡し、その

ように事を運ぶ。直ちに横山氏は堤防に出る。堤内の田に頻りに噴水があり、調べてみると竹林中に大きな穴があいて渦を巻いているので、五、六〇〇人が一時に掛かってまずは食い止めた。夜中であれば必ず破堤していただろう。中原より総代人の横田らが来て頻りに後の普請を促す。

林孚一は、窪屋郡長として刻々と移り変わる事態を掌握し、郡書記や各村の戸長たちを指揮するとともに、県との対応にもあたる立場にあり、このときすでに七〇歳ながらも自ら現地見分に出張している。大きな浸水被害の出た真壁村から古地村にかけての被災者救済や堤防復旧を図ると同時に、嘉永三年（一八五〇）と明治二年（一八六九）に決壊して甚大な被害を出した四十瀬村の高梁川堤防を死守することが緊要の課題であったことがうかがえる。なお、岡山から駆け付けてきたという児島徳平治は、明治初年に酒津村の戸長などを務めて道路・橋梁の建設に尽力したという土木に通じた人物である。⁴ また、古地村の堤防が再決壊したことを嘆いて号泣したという大熊伝三は、古地村の東隣の黒田村の戸長である。

その絶望は言語には尽くしえなかったであろう。

2 水害後の諸対策

この水害を受け、七月九日付『山陽新報』は「水災ハ人事ヲ尽サザルニ生ズル論」と題する論説を掲げ、もし平素から不慮の災いに備えて堤防の整備や土砂の浚渫をしていたならば、このような惨状は見なかったであろう、そして「災害ヲ未発ニ防禦」するためには、官が意を用いるとともに人民もまた「自治ノ気力ヲ振作」して取り組まねばならないと述べている。また、直接に被災した「郡村ノ感覺」が「地方政府ノ感覺」では理解されず、さらに「中央政府ノ感覺」では一層理解されないという問題を指摘し、その困難を乗り越えようという「官吏ノ尽力」を望むとしている。こうした人災論の高まりのなかで、具体的にどのような対策が実施されていったのか、管見の限りでも以下のような動きが見受けられた。

【堤防の強化】

水害からまもない明治一三年一〇月、倉敷村の林醇平（先述の林孚一の子）らは高梁川南部堤防（酒津・浦田）修築のための連合会開設を諸村に呼びかけている。その旨趣

書によれば、嘉永三年や明治二年に東高梁川が四十瀬で破堤した洪水は、被災面積は広大であったが「人畜ノ死失スルモノ僅々」であり、その後は大きな出水もなく油断をしていたところに今回の水害となった。このたび四十瀬が破堤をまぬがれたのは上流部が決壊して水勢が減じたため、「一時ノ僥倖」にすぎないと述べられている。つまり、この一三年水害は犠牲者の多さという点で、人びとに大きな衝撃を与えるものであった。そしてこの呼びかけに応じて、窪屋・都宇・児島の三郡四七か村の連合会が組織されて改修工事が実施され、明治一九年の水害にあたって効果を發揮したという。⁽⁵⁾

【土砂の浚渫】

冒頭に触れた小田県会に下道郡の代表として参加していた高見実真（もと岡田藩士）は、この明治一三年には下道郡長の職にあった。翌一四年、高見は県に提出した治水工事施行願書において大約以下のように述べている。⁽⁶⁾ 高梁川も小田川も砂礫の堆積がはげしく、その二つの川に包まれた下道郡は、しばしば水害に遭ってきた。三〇年も前から治水の方策を考えてはきたが、旧藩（岡田藩）は微力であり、良い方法も見つからず、さらに川沿いに

領地をもつ各藩に一致協力がなかった。維新後は水害もなく無為に歳月を送っていたところ、去年の洪水が起り、筆舌に尽くしがたい惨状となった。そうした折、淀川筋に施工されたオランダ式の粗朶構^{そだこう}が大いに実効をあげたという話を聞いて、すぐに現地を視察し、村人たちの喜んでいる姿を目にした。ついては、ぜひ高梁川・小田川にも粗朶構を至急に実施してほしい。費用は各自が所有地を売却などしてでも調達する。

粗朶構（ケレップ水制）とは、川岸からT字状に木の枝などを束ねたものを水中に沈めてつくる構造物のこと⁽⁷⁾で、水流を制御して土砂を自然に流下させる効果があった。つまり人力で土砂の浚渫をすることは容易ではないため、これが画期的な方法として注目されたのである。そしてこの下道郡の動きは周辺にも拡大し、下道・窪屋・賀陽・浅口の四郡有志の連合会からも粗朶構の設置が請願されるに至る。⁽⁸⁾ そして、早くも明治一四年五月には賀陽郡井尻野村（総社市）の破堤箇所修繕にあたり粗朶構が試行されていて、明治一九年からは高梁川の分流域地点⁽⁹⁾などでも実際に施工された。⁽¹⁰⁾

ところで、高見は先の願書を提出するにあたり、下道

郡一三か村連合会の決議書を添えるとしているが、その水害予防連合会の結成に関する記録を見ると、⁽¹⁴⁾ 屈曲した川筋を直流にする工事（この工法もオランダ式）を高梁川にも施行することが望まれている。しかし、それは費用などの面で実現は困難とみて、比較的容易に実施できる粗朶構の設置を願うことになったものと推測される。

なお、明治一三年に備中地域の土族たちによって結成され、東高梁川河口部の干拓を企てた吉備開墾社という土族授産結社⁽¹²⁾も、その結成の契機はこの一三年水害であった。その開墾願書を見ると、⁽¹³⁾ 維新後における土族たちの辛苦は水害によって一層困難をきわめていること、東高梁川河口部は土砂の堆積が著しく洪水発生の要因となっているが、その土砂を浚深して干拓堤防の築造などに用いれば一挙兩得であることが述べられている。彼らはまさに自分たちに不幸をもたらしたところの堆積土砂を、転じて自らの新たな生活を築く礎にしよう⁽¹⁵⁾と奮起しているのである。

【治山事業】

土砂の問題をさらに根本的に解決しようと考えた人物もいた。近代の岡山県における治山の先駆者宇野円三郎

である。⁽¹⁴⁾ 彼が明治一五年四月に「治水愚見建言⁽¹⁵⁾」と題する意見書を県令高崎五六に対して提出したのも、この一三年水害が大きな契機となっていた。その意見書において宇野は、濫伐されて禿山になった山林の土砂^{かんし}打止をおろそかにして、上流から止むことなく流れてくる土砂の浚深に労力を費やすのは「飯上の蠅を追う」ようなものだと断じる。そして、明治一三年の洪水では県下各地が被災し、特に高梁川では堤防が決壊し、多くの人命や財産が奪われ、その傷跡は全く復旧していない。もしその前に土砂打止の方法を実施して、河流の停滞を防いでいたら、ここまで甚大な被害は出なかったであろうと述べて、彼がかつて故郷の和気郡福田村（備前市）で実践した山巻（山肌¹⁶に等高線状に土留をして植林すること）の有効であることを説いている。この建言を受けて、岡山県は直ちに一五年九月に「砂防工施行規則」を制定し、宇野を土木掛雇に採用して、それを実行に移していった。

【水防組の設置】

明治一四年六月、岡山県は「町村水防組編制要項」を定め、沿川・沿海部の町村に対して、適宜連携して水防組を組織し、非常時の防御や水量杭の設置などを行うよ

う求めた。⁽¹⁶⁾一三年水害においても数百人が掛かって四十瀬の堤防を守ったように、そうした組織は以前から各地にあったが、ここで全県的にその整備が図られたものと考えられる。この水防組は、やがて明治二十七年の消防組の全国的な組織化にともない、それに統一されていくが、同時に明治三〇年以降に設立される水害予防組合にもつながるものかもしれない。⁽¹⁷⁾

【義援金の募集】

『山陽新報』を見ると、県内各地で義援の動きが広がっていることもうかがえる。高梁川流域では、七月一六日付、後月郡の坂田丈平が「管下同胞諸君ニ告グ」との文を寄せて、広く拠金を呼びかけている。この少し前まで県会議長を務めていた坂田としては、成立から数年に満たない岡山県で、「三国ヲ以テ一家一族」とみなして相互扶助にはげむことを訴えるべく、あえてこうした檄を発したのであろう。坂田丈平は、この水害のことを東京にいる叔父の阪谷朗廬にも伝えたようで、朗廬は八月一二日付の丈平あての手紙で「近来富ハ豪農ニ帰ス。賑恤モ行届シニヤ」と述べている。⁽¹⁸⁾そうした豪農商の動向に関しては、窪屋

郡の浅田元次郎という人物が、郡の北部の諸村に甚大な被害が出ているのに、倉敷村の富裕層に義援金を出す者が少なく、郡役所の勧奨にさえ応じないという事態を辛辣に批判している記事も見られる。⁽¹⁹⁾

【慰霊碑の建立】

この水害で三三人もの犠牲者を出した下道郡有井村（倉敷市）では、その慰霊とともに、おそらくは後世への教訓の意味もあって、一周忌の明治一四年七月を期して「溺死群霊之墓」が建立された。⁽²⁰⁾碑の左右の側面を埋める追悼文は、水害の惨状を縷々記したのち、次のように



写真1 大日庵の溺死群霊之墓

述べる（原文は漢文）。

蓋しこの界において最も巨益有るは何と曰わば、水火風三大これなり、然るに害を為すは亦これなり、それ巨益有らば必ず巨害を為す、これ自然の理なり、若く能わず、人これを得て、何ぞ宿業所感たらんや同様に、先に紹介した七月九日付『山陽新報』の論説には次のような一節がある。

ああ泣いてこれを天に訴へんか、蒼々たるその天遠くにして達すべからず。これを天の作せる薬はくと謂はんか。天神は仁なり。空しく人をして究途に泣かしむるものに非ず。ああ泣いてこれを地に訴へんか、渺々たるその地曠漠こうぼくとして達すべからず。これを地の作せる妖と謂はんか。地祇は慈なり。空しく民をして悲境に泣かしむるものに非ず。然れば即ちこれを人事の尽くさざるに帰せざるを得ず。

この二つの文章からは、当時の人びとの自然観、すなわち自然と人間との関係性に対する認識の一端をうかがうことができる。両者は、その思弁の形式および内容において似通ったものをもっているように思われるが、その詳細、さらにそれがいかなる伝統の上に立ち、どこま

で近代というあらたな時代の洗礼を受けているのかといった分析は、ひとまず措きたい。ただ、その自然観は天地の恵みに感謝することを常に忘れないものであったこと、この時代はこうした抽象的な思弁が好んで語られ、それが人びとに力を与えていた時代であったことを指摘するにとどめる。

おわりに

以上のように、明治一三年水害を受けて岡山県内ではさまざまな治水に向けての取り組みが実施された。この水害が、近代の岡山県において治水事業が進展する大きな契機になったことはまちがいない。さらに、これは推測の域を出ないが、ときあたかも自由民権運動の高揚期であったことが、こうした活発な活動を後押しし、また逆に水害の発生や治水への要求の高まりが民権運動に拍車をかけるという一面もあったのではないだろうか。本稿で紹介した資料の筆者に、林醇平や坂田文平といった民権運動のリーダー的存在の名前がみえること、美作地方においてはこれに先立つ明治九年の旱魃への対応が民権運動へとつながっていったとの研究成果が報告されて

いることなども考えあわせれば、そうした相互作用があつたと考えても決して不思議ではない。県内の諸動向が全国的な状況のなかにどのように位置付けられるのかという問題も含め、今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「明治七年小田県会の議事について」(『岡山地方史研究』九八・九九、二〇〇二年)。
- (2) 『岡山県記録資料叢書12 岡山県明治前期資料 三』岡山県立記録資料館、二〇一七年、二六ページ。
- (3) 倉敷市所蔵林家資料3―115。
- (4) 『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年。
- (5) 『山陽新報』明治一九年一〇月七日(『新修 倉敷市史』11史料 近代(上)、一九九七年、二五八ページ)、『山陽新報』明治一四年四月二日(前掲注(2)、三九ページ)。
- (6) 岡山県立記録資料館所蔵県立図書館移管資料1「下道郡区務所記」。倉敷市真備ふるさと歴史館所蔵岡田文庫F―9―1「高梁川・小田川水路更正事件二係ル書類」。この二点いずれにも高見が稿を練った草案が綴られている。
- (7) 『新修 倉敷市史』5 近代(上)、二〇〇二年、六八三―六八五ページ。
- (8) 『山陽新報』明治一五年四月九日(『新修 倉敷市史』11史料 近代(上)、一九九七年、二五三ページ)。
- (9) 前掲注(6)「高梁川・小田川水路更正事件二係ル書類」。下道郡役所は各村戸長に対し、その工事を見学に行くよう回達し

ている。

- (10) 前掲注(7)。
 - (11) 前掲注(6)「高梁川・小田川水路更正事件二係ル書類」。
 - (12) 詳しくは前掲注(7)二〇四ページ。
 - (13) 倉敷市真備ふるさと歴史館所蔵岡田文庫F―9―18「吉備開墾社二関スル書類」。この結社の中心となったのは、水害で特に大きな被害を受けた下道郡の旧岡田藩の士族たちで、本部も下道郡の弥高山に置かれた。
 - (14) 『岡山県史』近代1、一九八六年、六〇二ページ。
 - (15) 岡山県立記録資料館所蔵岡山県史野崎家資料32。
 - (16) 前掲注(2)、四〇ページ。
 - (17) 内田和子「岡山県小田川流域における水害予防組合の活動」『水利科学』三二〇、二〇一一年)。
 - (18) 山下五樹編『阪谷朗廬先生書翰集』一九九〇年、二五八ページ。
 - (19) 『山陽新報』明治一三年八月二九日。
 - (20) 真備町有井の大日庵にあり。当初は山陽道沿いに建てられたらしい。全文は『真備町史』一九七九年、一〇七七ページ。
 - (21) 北村章「明治十年前後の津山地域史素描―大旱魃・民会・国会請願」(『津山市史研究』第二号、二〇一六年)。
- (やました ひろし 倉敷市総務課歴史資料整備室)

倉敷市における水損公文書修復処置の取り組みについて

山本太郎

はじめに

周知のとおり、平成三十年（二〇一八）七月豪雨は、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や洪水、土砂災害による被害をもたらした。その中でも特に倉敷市真備町は甚大な洪水災害を被った。倉敷市総務課歴史資料整備室（倉敷市真備支所内に所在する）における水損公文書の救出と修復処置については、『倉敷市の歴史』第二十九号で平成三十年末時点までの経緯を報告したが^①、ここではそれに続く平成三十一年一月からの動向を報告する。

一 水損公文書の修復処置

岡山県立記録資料館職員の指導を受けて、真備中学校体育館へ持ち込まれた水損公文書（各学校園と真備支所の



小田川と高馬川の合流部上空から
（平成30年7月7日14時35分、倉敷市建設局提供）

もの）の処置を、平成三十年十二月から歴史資料整備室職員と真備支所職員が開始した。加えて、シルバー人材センターからの労働者派遣は平成三十一年一月七日から始まった。作業は、「頁めくり」↓「乾燥」↓「クリーニング」という順序で処置を



水損公文書処置作業の様子
(平成31年2月5日, 真備中学校美術室)

進めた。「頁めくり」ではまずフォルダー等を外して大きなカビや泥をキッチンペーパーで拭き取った後、頁をめくった。濡れている場合はキッチンペーパーをはさんだ。「乾燥」では送風機により風を当てたり、石油ストーブの近くに置いたりして乾燥させた。最後に「クリーニング」では再度カビや泥をキッチンペーパーやスチールたわしで拭き取った。これらの作業の内、「頁めくり」と「クリーニング」は、浸水を免れた真備中学校三階

の美術室で、乾燥は真備中学校体育館で行った。真備中学校は電気が通っていないが、送風機・空気清浄機・石油ストーブを動かすため消防真備分署から

ガソリン発電機を一台借用した。ガソリンと灯油の経費は消耗品費から燃料費に流用してまか



ガソリン発電機
(平成31年1月15日, 真備中学校)

なった。シルバー人材センターからの派遣労働者が週四日、一日五時間、二人ずつで作業し、シルバー人材センターが作業する時間は歴史資料整備室職員も三人ずつぐらい作業したので、週四日は約五人が作業した。残りの週一日も室職員がほぼ一人で作業した。真備支所各課から体育館に持ち込まれた水損公文書はすべて処置したわけではなく、各課に必要なものを選別してもらって量を絞り、必要なもののみを処置した。ただし真備保健福祉課は、文書の内容がほとんど個人情報であるという理由で課の職員が自ら処置した。

作業者の健康管理にも配慮した。防塵マスク・ゴーグ

ル、ゴム手袋・ヘアキャップ・アイソレーションガウンを用意し、作業場所には空気清浄機を二台稼働させた。水道も水道管破裂の恐れを理由に止められたので、毎朝真備中学校で唯一通水している水道管からポリタンクに水をくんで作業場所へ運んだ（手洗い及びお茶用）。

平成三十一年一月二十二日には国立公文書館の加藤丈夫館長が水損公文書処置作業場所を視察され、二月十九日には作業場所を

訪れた国立公文書館の専門職員から指導を受けた。

真備中学校での水損公文書処置は平成三十一年三月に終了し、四月初めまでに公文書は各 학교園や真備支所へ戻した。処置に参加した延べ人数は三八〇人、処



国立公文書館加藤館長の視察
(平成31年1月22日、真備中学校体育館)

置した公文書は六四六点（約四万五千頁）になった。これらは真備保健福祉課分を除いた数字である。

国土調査課は、被災後に真備支所から水損した地籍調査票・地籍簿・地籍図を持ち帰っていたが、令和元年には、国土調査課の依頼で地籍調査票と地籍簿の処置を六月十八日から歴史資料整備室内で開始した。シルバー人材センターからの派遣労働者が週三日、一日三時間、二人ずつで作業し、歴史資料整備室職員やボランティアも作業した。地籍調査票一五〇点と地籍簿三点は処置が終了し十月二十一日に国土調査課へ返却し、水損した地籍図の処置を十月二十三日から新たに開始した。

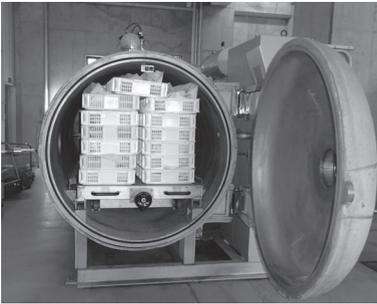
また、真備支所別棟二階で水損した真備支所市民課所管の公文書の一部を持ち帰り、六月十八日から処置を実施している。

二 真空凍結乾燥

水損した公文書のうち、歴史的に重要でカビ被害が著しい公文書約六十コンテナ^②は、専門家のアドバイスにより真空凍結乾燥に備えて平成三十年八月から岡山市の岡山中央冷蔵株式会社において冷凍保存していた。その

後、福岡市埋蔵文化財センターで真空凍結乾燥を実施して、ける用意が整ったので、令和元年十一月五日に歴史資料整備室職員が岡山中央冷蔵の冷凍庫で公文書のポリ袋をはがし、約三十六コンテナ分を冷凍ボックス車により福岡市埋蔵文化財センターへ輸送した。

福岡市埋蔵文化財センターでは、運搬した冷凍公文書をメッシュコンテナに入れ替え、真空凍結乾燥機に設置した。



真空凍結乾燥機に水損公文書を設置
(令和元年11月6日)
(福岡市埋蔵文化財センター)



作業風景
(令和元年11月6日、福岡市埋蔵文化財センター)

令和二年一月には乾燥処理した分を歴史資料整備室へ戻し、同時に冷凍している残りの約二十四コンテナ分を福岡市へ搬入する予定である。真空凍結乾燥する公文書は市民の存在証明や権利にかかわる重要な文書であり、乾燥後のクリーニングも適切に行い、公文書修復処置の責任を果たしたいと思う。

三 他機関等の水損資料処置

平成三十年七月豪雨災害からの被災資料の救出と処置の取り組みは各機関・組織で行われた。

岡山県立記録資料館は、主に公文書について、発災直後から県内の公共施設等の被害状況を調査するとともに、水損資料の保全処置についての指導助言、真備図書館公文書の被災資料レスキュー及び保全処置を実施した。

岡山史料ネットは、岡山大学を拠点に、被災資料の救出と保全にあたっている。平成三十年七月下旬に最初のレスキューを真備図書館と真備歴史民俗資料館で行った。その後購入し岡山大学に搬入した冷凍庫も使用しながら、史料ネット関係者やボランティアの方々などが被

災害資料の整理・修復作業を行っている。

岡山県教育庁文化財課に事務局がある岡山県文化財等救済ネットワークは、県内の被災状況の確認、冷凍施設の紹介、真空凍結乾燥の協力依頼を行った。

岡山県立まきび支援学校は、被災した機関が独力で被災文書を処置した例である。

「西日本豪雨災害「大切なもの」無償応援処置 出来る事を出来るだけチーム」は、出来るだけの応急処置をおこない、被災者の心の復興をめざす活動チームで、絵画修復工房YeYeおよびアーティスト・表具師などで構成される。龍昌院・岡山県立美術館・ノートルダム清心女子大学・岡山県天神山文化プラザから作業場所の提供を受け、ボランティアの協力を得ながら、写真・子供の作品集・油彩画・位牌など被災者の「大切なもの」を修復した。

RSK岡山映像ライブラリーセンターは、水没したSプレコードを修復した。

その他、まび復興支援ボランティアセンター内写真洗浄チームである「真備洗浄@あらいぐま岡山」が、被災した写真の洗浄を行っている。

おわりに

ここでは、現時点で歴史資料整備室の災害対応における問題点をあげ、そこから見えてきた課題を明らかにしたい。できるだけのことをしたという思いはあるが、気候変動の影響等により、全国で災害が頻発している現状があり、また南海トラフ巨大地震の発生にも備える必要があるため、今後災害対応において少しでも前進するために、検証が必要だと考える。

まず真備支所一階は天井まで水没したため、一階にあった事務所や書庫の公文書は一日以上泥水につかった。そのうち、支所職員が業務上必要と判断したものを二階渡り廊下へ移動した。また、本庁の国土調査課等が地籍調査票・地籍図等を引き上げ、歴史資料整備室は明



被災写真洗浄の様子
(令和元年9月21日、元田集会所)

治以来の土地台帳等、歴史的に重要な文書を廃棄直前に収集した。それ以外の水損した文書は廃棄されたようである。支所職員は行政事務上必要なものの判断をしたようであるが、被災後多くの業務が錯綜する中、廃棄が一気に進んだため、歴史的な観点からの価値判断は困難だったと思われる。歴史資料整備室は土地台帳等、目についたものは収集したが、一階書庫の文書全体について歴史的観点からの価値判断を行う人的・時間的余力がなかった。その中で課題として浮かび上がったのは、水損した公文書を保管し処置する場所の確保の難しさであった。

次に、歴史資料整備室職員は被災者対応業務や真備支所一階の片づけに忙殺されたため、真備地区の民間の地域資料の救出に手が回らず、史料ネットに任せきりになってしまった。

このようなことになった要因は、やはり水害対策を事前に計画的に行っていなかった認識の希薄さに求められる。後知恵になるが、真備支所全体で、一階の書庫について、公文書の重要度に応じた水害時の一時退避計画と被災した場合の置場や処置体制について計画を立ててお

くべきであった。⁽⁸⁾

被災後は、本庁総務課・歴史資料整備室・教育委員会の担当者で、真備地区の水損公文書全体の処置を平成三十年七月末から協議したが、被災直後から専門家を交えて対応を協議していれば、もう少し早い対応ができたのではないかという思いはある。

民間の地域資料については、被災者対応業務等のため余力がなかった面はあるが、そもそも所在状況の把握ができてきておらず、どこへ優先的に動いていいか分からなかった。真備地区の地域資料の状況把握は課題にはなっており、何もしていなかったわけではないが、準備ができていなかった。やはり所在状況調査をしていけば、どこへ優先的に動いていいか分かったはずであった。

これらのことは後知恵であるが、後知恵を実行に移していくことが、今後の災害対応の前進につながると考える。

最後に被災公文書処置に熱心に取り組んだシルバー人材センター、真備支所職員、ボランティア、歴史資料整備室職員、公文書の冷凍に御協力いただいた岡山中央冷蔵株式会社、真空凍結乾燥をお引き受けいただいた福岡

市埋蔵文化財センター、御指導をいただいた国立公文書館・岡山県立記録資料館、その他多くの関係者の皆様に感謝いたします。(令和元年十二月三十一日成稿)

註

(1) 「平成三十年七月豪雨災害における倉敷市総務課歴史資料整備室」(「倉敷の歴史」第二十九号)。倉敷市の各部局の対応を一本化するために、平成三十年十月に「倉敷市水損公文書保全プロジェクトチーム」を設置した。

(2) 学校の重要文書、真備図書館の重要文書、真備支所の土地関係の重要文書、遺族年金の文書等である。一コンテナは二〇×四〇×六〇センチ程度である。

(3) メッシュコンテナへの入れ替え、真空凍結乾燥機へ設置にあたっては、宮井所長・比佐係長以下センター職員に大変お世話になった。感謝する次第である。

(4) 「特集 西日本豪雨災害と歴史資料(1)(2)(3)」(「岡山地方史研究」一四七・一四八・一四九、岡山地方史研究会、二〇一九年) および「特集」(「平成三十年七月豪雨への対応」(岡山県立記録資料館紀要)第14号(岡山県立記録資料館、二〇一九年))。

(5) 註4前掲「特集」(「平成三十年七月豪雨への対応」(岡山県立記録資料館紀要)第14号。その中でも前田能成「記録資料館の活動」では災害対応を検証し今後の課題を率直に述べており、参考なる。

(6) 同チームは、真備町の皆さんの大切な思い出を救う活動として、約一五万枚(令和元年九月十七日現在)の写真を預かって

洗浄している。全国からボランティアが参加している。

(7) 歴史資料整備室職員は、被災者対応業務をしている間にも、真備支所職員に文書は修復できること、重要な文書は廃棄してはいけないことを折に触れて話していたが、そのことがどれだけ効果があったか疑問である。やはり組織的な対応が必要であった。

(8) 被災後は、真備支所では大規模水災害に関する防災行動計画(タイムライン)の中に、一階の公文書を三階廊下に一時退避させることが組み込まれている。

(やまもと たろう 倉敷市総務局総務部副参事)

西日本豪雨被災資料救出保全活動の成果と課題

上村 和史

はじめに

一九九五年の阪神淡路大震災をきっかけに結成された歴史資料ネットワークにより、被災歴史資料の救出保全活動がはじまった。その後、全国で二〇を超える史料ネットワークが設立され、災害対応に当たってきたことから活動の広がりを窺い知ることができる。

活動は質的にも広がった。その実例の一つには、対応可能な災害の広がりがある。もともと地震への対応が主であったが、二〇〇四年に各地で多発した豪雨・台風・高潮をきっかけに風水害への対応もなされるようになった。¹⁾ もう一つは組織形態の広がりである。はじめは災害発生後に結成された実践型の組織ばかりであったが、二〇〇五年設立の岡山史料ネット（以下、岡山ネット）を

皮切りに、災害に備えた活動を主とするいわゆる予防ネットが各地で誕生した。また当初、行政では手の回らない未指定文化財を何とかしよう、というボランティアによる活動だったが、とりわけ二〇一一年の東日本大震災以降、行政との関わりが深まっていった。岡山でも県文化財課を中心に、岡山県文化財等救済ネットワーク（以下、県ネット）が二〇一四年に結成された。

ここまで述べてきたような被災歴史資料救出保全をめぐる状況²⁾のなか、二〇一八年七月に西日本豪雨が発生した。岡山でも岡山ネットなど様々な組織によって、歴史資料にとどまらない様々な大切なものの救出保全がなされた。

そこで本稿では、阪神淡路大震災以後二五年間の全国各地での活動を踏まえて、西日本豪雨被災資料の救出保

全活動を、岡山ネットの取り組みを中心に再検討することを目的とする。³⁾

第一章 西日本豪雨災害対応の概要

① 情報収集

どこのどのような歴史資料が被害を受けたか、という情報がなければ、救出は不可能である。岡山ネットは、自治体史や各種報告書に記載された情報を抜き出し、地域歴史資料データベースを作成してきたが、約三分の一の市町村分は未完成であった。そのため、被害状況を知るために必要な県内のどこにどのような歴史資料があるかという情報は、一元的に把握されていなかった。したがって岡山ネットも様々な手を尽くし可能な限り情報を集めた。

情報収集の方法としては、以前より使用していたサイボウズというグループウェアの掲示板を利用した情報交換、被災三日後に初めて開催した関係者による打ち合わせ、被災一週間後に行った資料保全を呼び掛けるチラシのボランティアセンターへの設置、被災二週間後からの現地での巡回調査をあげることができる。

ここでは一例として、被災約一か月後に実施した県南部某市での巡回調査について述べる。自治体文化財担当者から「某市のある地区で古文書が焼却されているらしい」との情報を得て現地入りし、地区南端の旧庄屋らしきお宅で話を聞いたところ、「古文書はかなり前に古物商に売っており豪雨発生時に家にはなかった」とのことであった。他にも目星をつけて古文書を所蔵しているような何軒かのお宅で話を聞いたが、この度の被災で古文書を焼却・廃棄したということはなく、どのお宅も古文書を所蔵してはいないようだった。したがって当該地区の被災地域には现阶段で古文書はない可能性が高いと判断した。

ちなみに、旧庄屋と思しきお宅近くで草刈りをしている女性に挨拶をしたところ、好意的に「どうかされましたか」と話しかけられ、被害の実情や多くのボランティアが来て片付け作業が捗ったことなどを伺った。巡回報告は当日にグループウェアへ投稿し、関係者同士で共有した。巡回調査は救出に繋がらなかったが、街中よりも居住者同士のつながりが強い郊外の方が調査をしやすいことや、救出の必要がない場合も現地の状況を共有する

ことの有用性を身をもって知った。⁴⁾

② 救出

被災二週間後から一年四か月後にかけて、岡山ネットは、全部で七つの資料群、約一〇〇〇点以上の被災資料を受け入れた。そのほとんどは近世・近代の古文書である。

災害時の救出作業は、平常時の古文書調査に比べ、作業の見通しを持ちづらいという困難を抱える。平常時の古文書調査では、蔵に入って資料群の概要を確認し、何点の資料を、どれくらいの人数で、どれくらいの予算で、どれくらいの期間をかけて、どこで作業にあたるか、ある程度の見通しを持って実際の作業を開始する。しかし、災害対応の場合はいかならない。特に資金、作業場所、保管場所が問題となる。とりわけ水損資料の場合は、カビや腐敗の進行を防ぐため冷凍保管が必要な場合もある。今回、いざというときを見越してかなり前から設置されていた岡山県立記録資料館の冷凍庫や、県ネットの仲介で岡山県古代吉備文化財センターの冷凍庫を使用できたことは大変ありがたかった。

現場で水損資料をどのように処置をするかという判断

もなかなか難しい。素材は何か、紙であっても洋紙か和紙か、量や被害ほどの程度か、作業環境はいかなる状況か、といった様々な要素を勘案する必要がある。この他にも、二〇一八年の夏は連日最高気温が三五度を超えるような酷暑が続き、長時間の作業は場合によって命の危険もあった。したがって、いくつかの選択肢を念頭に置き、よくコミュニケーションをとりながら作業にあたるのが肝要であった。なお処置方法についてはこれまでの全国各地での実践が参考になった。⁵⁾

③ 整理修復

記録資料館や古代吉備文化財センターの冷凍庫で保管していた水損資料は、新たに購入し岡山大学内の岡山ネット事務局に設置された冷凍庫に少しずつ移した。冷凍庫以外にも処置に必要な器具を購入し、二〇一八年一〇月から整理修復作業を開始した。

整理修復作業は二〇二〇年一月時点で月一回程度行われている。ボランティアを募って行う定例作業では、一紙の場合一点ごとに展開してから洗浄、冊子の場合洗浄後一丁一丁展開してキッチンペーパーを挟み込み乾燥、といった手間のかかる処置を施す。そのため、県内外か



図1 整理修復作業

らお越しいただいているボランティアのみなさんのご協力によって、継続的な活動が可能となっている。

一方、別日に行っている冊子に挟み込んだキッチンペーパーの交換、乾燥を終えた資料への付箋挟み込みといった補足的な作業は、事務局メンバーが本務の合間を縫って都合のつく時間に行っているので、定例作業と同じようにボランティア

アを募って行うというわけにはいかない。他にも作業に付随した様々な業務があるが、やはりこれらも本務の合間を縫って行うしかなく、通常業務に加えての作業はなかなかの負担である。博物館や資

料保存機関を拠点に職員が公務として作業にあたる場合も、通常業務に加えての業務となることに変わりはない。片手間でやる作業には限界があり、今回以上の規模の災害が発生した場合、対処するのは難しいというのが実感である。

④ 運営体制強化

災害発生に伴い、岡山ネットは予防型の組織から実践型の組織へと移行した。それにあたって、いただいた寄付金をもとに責任ある運営を行うため、規約と役員を定めた。

規約によってはじめて会員が確定したが、博物館や美術館といった機関との関係が問題になった。これまでも機関職員は岡山ネットの活動に参加していたが、その位置づけは明確ではなかった。機関会員を設けるといってもあったが、その場合、個人会員同様に会費を徴収するか、機関の業務としてどのように位置づけるかといった点が課題になった。結局、個人会員のみにして、機関職員も個人として会員になるが、県ネットの枠組みを利用して、機関の業務として活動に参加することも可能、とすることに落ち着いた。

第二章 西日本豪雨災害対応の成果

① 予防ネットによる活動

ふくしま歴史資料保存ネットワーク（二〇一〇年一月設立）や歴史資料保全ネットワーク・徳島（二〇一二年九月設立）のように、予防ネットとして設立され、その後地元で発生した災害に対応して実践的活動を行った組織はある。⁶しかし、福島の場合は設立四か月後の二〇一一年三月に東日本大震災、徳島の場合は設立約二年後の二〇一四年八月に台風一一号・一二号による水害、というように、必ずしも予防的活動を行うのに十分な時間がないうちに災害が発生した。したがって、設立後一三年もの予防的活動を経て実践型ネットへ移行したのは、岡山での事例が初めてである。

なお岡山ネットと同様に、西日本豪雨後に実践的活動を行った愛媛資料ネットは、二〇〇一年の芸予地震を契機に設立され、芸予地震や二〇〇四年の台風による被災資料の保全活動に加え、講演会のような啓蒙的活動を継続しており、その様子は度々地元紙に掲載されている。活動の継続は必ずしも容易ではない。しかし、一旦休止

してしまった場合、災害時には組織再構築のために多大なエネルギーが必要となる。愛媛の事例は、活動の継続それ自身が予防的活動となり、災害時に効果を発揮したと評価することができる。

岡山の場合、実践的活動にあたり、これまでの行政とのネットワーク構築や様々な専門家との人的交流が効果を発揮した。災害時、情報収集のために現地入りするのは一つの手だが、酷暑の中家屋の片付け作業をしているところに、「歴史資料は・・・」と尋ねることは不可能で、すぐに現地で活動することは難しかった。それでも水害発生時には、地震など他の災害時に比べてすぐに様々なものが廃棄される。したがって、現地での活動はできないが、速やかな情報収集が必要という困難を抱えることになった。

そのため、関係者から寄せられる情報が、非常に大きな意味を持った。例えば、七月下旬に倉敷市内で行った一家文書の救出は、考古の専門家からもたらされた情報によるものだった。また、博物館施設については県ネットから、公文書については記録資料館から被災情報もたらされた。さらに、ある自治体では、以前から岡山ネット

トの活動に参加していた文化財担当者が、自治体史編纂時の情報をもとに被災の可能性がある資料所蔵者へ問い合わせをした。幸い被害がないことがわかり、無事だったという情報はグループウェアの掲示板に投稿され、関係者間で共有された。予防的活動の最大の成果は、人的交流であった。

② 多様な資料の救出

これまでの実践の中でも多様なものが救出されてきた。今回岡山県内では、古文書、仏像、公文書、写真、レコード、母子手帳といった、多様な所蔵者にとって大切なものが救出された。これを可能にしたのは人的交流である。例えば、二〇一八年七月の倉敷市某寺資料救出の際、作業参加者の中には岡山県立美術館（以下、県美）学芸員もいた。被災資料の多くは、軸装された書画であり、慣れた手つきで軸物を扱う県美学芸員の存在は大変心強かった。

人的交流は救出だけでなく安定化の段階でも意味を持った。岡山県内ではYeYという絵画修復工房により、写真、子どもの作品（絵画、書、作文、工作物、日記、手紙）、母子手帳といった所蔵者にとって大切なものの応急処置

ボランティアが行われていたが、活動の認知、活動資金、活動の場とマンパワーが足りないという困難を抱えていた。⁽⁷⁾しかしながら、以前から岡山ネットの活動に参加していた学芸員の働きかけによって県美を、同じく教員の働きかけによってノートルダム清心女子大学を、活動の場として確保することができた。⁽⁸⁾筆者は作業の様子を見学したが、専門知識に基づいた処置から学ぶこと大だった。必ずしも文献史学の専門家ばかりではない岡山ネット関係者が有するネットワークを活かしたからこそ、様々な組織・機関によって、様々な大切なものを救出保全することができた。

③ 行政との連携

ボランティアとして始まった史料ネット運動も、数々の災害や予防的活動を通じて自治体との連携を深めていった。また国や自治体としても体制を整えていった。国としては、東日本大震災や熊本地震の際に文化庁が主導する文化財レスキュー事業を立ち上げ、未指定文化財も救出対象としたことが画期的である。国による取り組みの影響もあり、近年、自治体文化財担当者や博物館学芸員が公務として被災歴史資料を救出することが認めら

れつつある。指定の有無を問わず被災文化財救出保全のために、国や自治体の職員ができることは着実に増えている。今回の活動もそのような大きな流れの中に位置づけることができる。

今回の活動の中でも、広島県立文書館の取り組みは注目に値する。同館は文書調査員からの情報提供などをもとに一万点以上の被災資料を救出し、広島大学文書館とも作業分担をしつつ保全作業を行っている⁽⁹⁾。公的機関を拠点として、民間所在資料も含めて一万点以上にもほる歴史資料の救出保全を行ったことは画期的である。

岡山でも倉敷市歴史資料整備室や記録資料館が公文書の救出保全を行っている⁽¹⁰⁾。これらの事例は、アーカイブズやアーキビストの存在が、災害から地域の歴史資料を守るうえで、決定的に重要であることを示している。

岡山の場合は県ネットの存在も大きかった。二〇一四年に県文化財課を事務局として設立された県ネットは、県内大学や博物館協議会、県建築士会、行政機関などを構成団体とし、これまで年一回程度の研修会や会合を活働の柱としていた。被災後には、県内の被災状況の確認や構成団体への情報提供、被災資料の救出、保管場所の

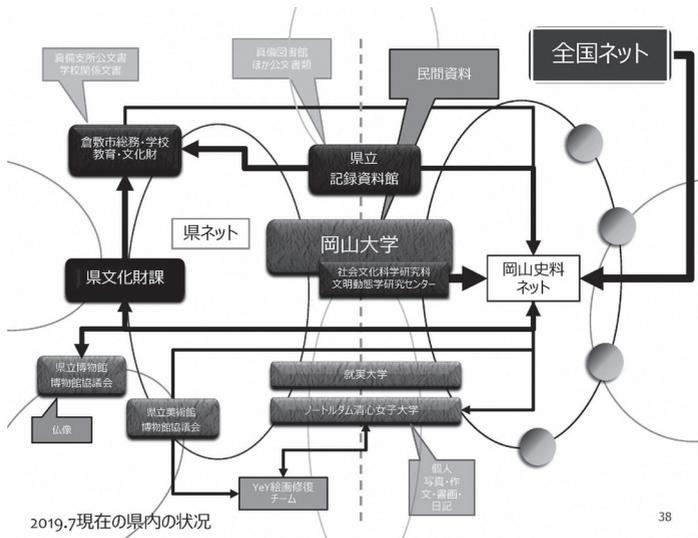


図2 県ネットと岡山ネットの関係

確保を行った⁽¹¹⁾。県ネットの存在は、未指定文化財を含めた被災資料救出保全のために、行政が動く根拠となったといえる。

ボランティア組織である岡山ネットは、県ネットなどの公的枠組みによる活動と、それぞれの特性を生かすつつ連携した。その一例として、岡山県立博物館（以下、県博）を中心とした仏像の救出保全を挙げることができる。経緯は以下の通りである。⁽¹²⁾ 県内若手僧侶が倉敷市真備町有井の大日庵で被災した仏像を、被災後すぐに現地に駆け付け救出し、知人である県博学芸員へ連絡をした。連絡翌日、県博学芸員が駆け付け、水洗いと消毒を施した。その後も応急処置を施したが、接着剤である膠が溶けて部材が脱落したり、隙間に埋めていたはめ木が流出しているため、本格的な修復を行うことは不可能であり、館内で本格的な修復を行うことは不可能であり、外部へ依頼する資金を確保するのも難しい。そこで、岡山ネットが「芸術・文化による災害復興支援ファンド（G B F u n d）」に助成を申請し、採択された事業の一環として仏像を修復することになった。県博・岡山ネット間の調整を担ったのは、県ネットの事務所が置かれる県文化財課である。そこでようやく仏師へ修復を依頼することができた。二〇一九年夏には、修復された仏像が県博で展示された。

この仏像は、県博学芸員の有する人的ネットワーク、比較的自由に動けるボランティアベースの岡山ネット、そして両者をつなげる公的枠組みとしての県ネットがあったからこそ救うことができたといえる。

ここまで見てきた①②③のうち、②や③は必ずしも目新しいものではない。しかしながら、それが①と絡み合い効果を発揮したところこそが、今回の活動の成果と評価できる。⁽¹³⁾

第三章 西日本豪雨災害対応から見えた課題

① 予防的活動段階

今回、被災地での巡回調査では、地域歴史資料データベースを使用した。しかし、データベース作成に使用した自治体史の中にはかなり前に発行されたものもあり、情報の更新が必要だった。歴史資料の所在状況把握のために、自治体史編纂が果たす役割の重要性は論を俟たない。しかし、実際に編纂を実現するために越えるべき壁は高い。それに加えて、倉敷市真備町のように平成の大合併の影響を受ける地域もある。

倉敷市では、一九九四年から二〇〇五年にかけて全

一三卷の『新修倉敷市史』が刊行された。真備町が倉敷市に編入されたのは、刊行が終了した二〇〇五年のことであるから、当然、真備に関する内容は『市史』に盛り込まれていない。とすると、『真備町史』が刊行された一九七九年から今後新たな市史が編纂されるまで、かなりの「空白」が生まれることになる。

このように、平成の大合併で消滅した自治体が、平成の自治体史から漏れているという例は、決して真備だけではないだろう。この点、二〇一九年策定の岡山県文化財保存活用大綱に、未指定文化財の調査・研究について記述があることは極めて重要である。これまでも自治体により地道な取り組みがなされているが、今後、同大綱を根拠として、自治体のみならず様々な関係者によって歴史資料の所在状況把握が進むことが期待される。

② 呼びかけ・情報収集・救出段階

災害発生直後には二〇一八年七月一日付『山陽新聞』など報道を通じて、「被災した歴史資料を捨てないで」という呼びかけがなされた。しかし、「捨てないで」という情報が拡散されるだけでは不十分である。というのも、被災水損資料は乾燥、場合によっては洗浄が必要

であるが、所蔵者に処置をする余裕がなく、どうしようもなく廃棄した、ということもあるだろう。とすれば、「捨てないで」ではなく「処置をする準備があるので連絡を」と、インターネット、テレビ、新聞、回覧板など様々な媒体を通じて大々的に呼びかける必要がある。それでも、体制が整っていないのに受け入れ可能と呼びかけることはできない。したがって、災害発生前からの受け入れ体制構築とその規模拡大が課題となる。

また情報収集段階で、自治体にも被災資料について所蔵者から相談が寄せられることがある。しかし、様々な事情により自治体として受け入れできない場合もあり、受け入れを断った結果廃棄されることもあるだろう。したがって、自治体文化財担当者がひとりでは抱え込むことのない仕組みが必要である。例えば市町村に相談があれば、県ネットで共有することや、自治体文化財担当者がすぐに対応することが難しくとも、被災可能性のある資料群の情報を県ネットで共有することが具体策となろうか。情報さえあれば岡山ネットが救出することができる。地域に根差した活動をする自治体文化財担当者として、比較的すぐ動ける岡山ネットの特性を活かしたい。

③ 安定化段階

カビや腐敗が進行した被災資料は、まず洗浄・乾燥処置を施してから目録を作成することになるが、特に一紙物については平常時の目録作成とは勝手が異なる。例えば束になった書状の場合、A救出時ビニール袋に入れる、Bビニール袋ごと冷凍、C解凍、D一点ごとに番号付与、E封筒・包紙から取り出した本紙を展開、F洗浄、Gキッチンペーパーと段ボールでサンドイッチ状にして送風乾燥、H付箋挟み込み、I目録作成、と多くの過程を経てIに至るが、現在の整理修復作業では、作業効率の良さを理由としてE担当、F担当というように作業分担をしており、D～Iはすべて別の人が担当することもある。したがって、多くの人の手を経ることになり、Iの際にもとの状態がわかりにくくなることがある。平常時のIのように、DやEの段階で一括状況を記録できればよいが、現実的には難しい。さらにE・Fの際に継ぎ目が外れることも少なくない。Iと同時並行であれば、すぐにその旨を記録すればよいが、そうはいかない。

これらの点については試行錯誤しながら、よりよい方法を見出すしかない。ぜひ各地での試行錯誤の実情につ

いてもご教示いただきたい。全国での実践の中で、安定化処置の方法論（上記の番号で言えばA～G）については蓄積があるが、A～Iをカバーした水損資料整理論の構築が課題である。

おわりに

ここまで、岡山ネットによる豪雨災害後の取り組みの概要、愛媛や広島での活動にも言及しつつ今回の活動による成果、実際に活動して見えた課題を述べた。

災害時には刻々と変化する目の前の現実への対応が迫られ、必ずしも理想通りにはいかない。とすると、毎年のように発生する災害から歴史資料を守るためには、理想ではなく現実を起点として考察を重ね、蓄積された経験も踏まえてよりよい方法を見出すほかない。本稿が、救出保全方法論確立の一助となれば幸いである。

註

- (1) 松下正和・河野未央編『水損史料を救う』岩田書院、二〇〇九年。
- (2) 奥村弘編『歴史文化を大災害から守る』東京大学出版会、二〇一四年などを参照のこと。
- (3) 西日本豪雨後の岡山ネットの活動については、上村和

- 史「西日本豪雨被災資料の救出と保全」(『岡山地方史研究』一四七、二〇一九年)も参照のこと。
- (4) 被災状況の共有については、二〇一九年台風一九号後の宮城資料ネットの取り組みが参考になる。その一部は同ネットのウェブサイトに掲載されている。
- (5) 前掲松下・河野編「水損資料を救う」。動産文化財救出マニュアル編集委員会編『動産文化財救出マニュアル』クパプロ、二〇一二年など。
- (6) 阿部浩一「ふくしま歴史資料保存ネットワークの活動と今後に向けて」(『全国史料ネット研究交流会報告書』二〇一五年)。町田哲「歴史資料保全ネットワーク・徳島」の取り組みと課題」(同前)。
- (7) 斎藤裕子「平成三〇年七月西日本豪雨災害における西日本豪雨災害「大切なもの」無償応急処置出来る事を出来るだけチームについて」(『岡山地方史研究』一四八、二〇一九年)。
- (8) 福富幸「二〇一八・平成三〇年西日本豪雨災害における文化財等レスキュー活動 岡山県立美術館(県美)からの報告」(『岡山県立美術館紀要』九、二〇一九年)。藤實久美子「西日本豪雨被災史料のレスキュー活動」(『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所年報』四一、二〇一九年)。
- (9) 西向宏介「平成三〇年七月豪雨」災害に対する広島県立文書館の取り組みと課題」(『歴史資料ネットワーク二〇一九年度総会シンポジウム』口頭報告、二〇一九年七月二日、於兵庫県民会館)。
- (10) 山本太郎「平成三〇年七月豪雨災害からの公文書処置の経験」(『岡山地方史研究』一四八、二〇一九年)。前田能成「記録資料館の活動」(『岡山県立記録資料館紀要』一四、二〇一九年)。
- 山下香織「被災文書の処置」(同前)。
- (11) 内池英樹「岡山県文化財等救済ネットワークの活動について」(『岡山地方史研究』一四八、二〇一九年)。
- (12) 中田利枝子「真備町有井大日庵仏像レスキュー」(『岡山史料ネット活動報告会』口頭報告、二〇一九年七月二八日、於岡山県立美術館)。
- (13) 各地の史料ネットや関係機関によって広域支援がされたことも大きな意味を持ったが、この点については改めて検討したい。(うえむら かずふみ 岡山史料ネット事務局長)

倉敷市連島町・宝島寺所蔵「白衣観音像」について

前田 興

はじめに

連島町矢柄の宝島寺ほうとうじは、真言宗御室派の準別格本山で、山号は矢上山やあがりさん。寺伝によると、貞観元（八五九）年に理源大師聖宝の開基という。連島は、中世までは水島灘の北に浮かぶ島であり、内海交通の要衝として栄えていた。当時は宝島寺の山門近くまで波が打ち寄せていたと思われるが、現在連島に広がる平地は江戸時代に開拓されたものである。宝島寺は、平安時代から鎌倉時代にかけて広大な寺域と多数の塔頭を持っていたが、天正年中（一五七三～一五九二）に戦火に遭い全山焼失したため、その規模は大幅に縮小されたという。江戸時代に悉曇しつたんの研究家で能書家でもあった寂厳（一七〇二～一七七二）が

宝島寺の住職となり復興に努め、中興の祖とされた。^①

宝島寺については、岡山県教育委員会が昭和六〇年度に所蔵品の歴史資料調査を行い、昭和六一（一九八六）年に『宝島寺所蔵歴史資料目録』としてまとめられているが、そこには当該「白衣観音像」（図1、以下、宝島寺像と記す）の記載はなく、その後に見出された什物として平成六（一九九四）年刊行の『新修倉敷市史』第一三巻に取り上げられた。しかし、その解説で齊藤孝氏は「元代の舶載品の可能性すら残しつつも、おそらく一四世紀代の南北朝時代早期の忠実な写本でもあると思われる」と記されており、製作された時代や場所について特定されなかった。南北朝時代早期か、元の舶載品か、他の可能性はないのか、近年研究がすすむ一三世紀から一四世

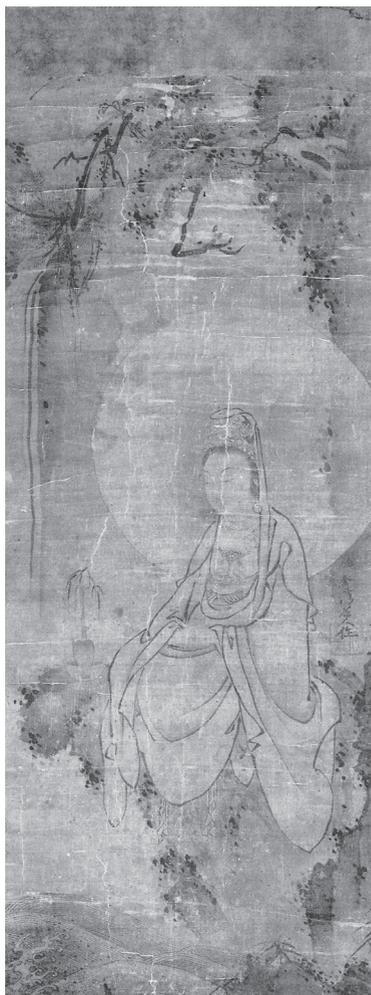


図2 備前市・正楽寺蔵「白衣観音像」



図1 倉敷市・宝島寺蔵「白衣観音像」

紀の観音像と比較しながら再検討していきたい。

**宝島寺の「白衣観音像」
と正楽寺の「白衣観音像」**

宝島寺像は、絹本着色で、縦八四・七cm、横三七・九cm。すでに修復を終え状態は良いが、画絹そのものの傷みがあり画面は暗く見えにくい。斉藤氏の詳細な観察によれば「岩上で禪定印を結んで結跏趺坐する白衣観音を描き、その頭上には松樹の枝が伸び、岩脚を水波が洗う。また、膝の向かって左脇に、小玻璃碗はりわんが受ける楊柳一枝を挿した長首金銅水瓶が置かれている。(中略)画法は水墨の筆法を主

体とし、まず観音の肉身部は細勁な骨法で形を丁寧に引き表し、膚には代赭たいたしやを薄く塗り、唇に朱を差す。また、宝冠・耳飾・胸飾らの莊嚴具はやや太めの墨線で形取り、内に金泥を引く。白衣の開けた胸前下部にのぞく安陀衣あんだえには、褐色地に二筋の縁取り線と雷文継文らいもんつなぎもんを金泥細線で微細に描く。楊柳を挿す水瓶は、輪郭の内側にそつて金泥を暈塗にし、これが金銅製か真鍮製であることを示し、玻璃碗もまた藍を差して、瑠璃色を施していた可能性がある⁽³⁾という。

当時、こうした様態の観音像は相当数描かれたと思われるが、斉藤氏は「図像的には、備前市蕃山しげやまの正楽寺にある、金溪道人筆絹本墨画白衣観音図の祖本ともなるべき一本⁽¹⁾」と記されており、備前市の正楽寺千手院が所蔵する「白衣観音像」（図2、以下、正楽寺像と記す）が、観音の印相のみならず、頭上の松樹、画面下部の水波、玻璃碗が受ける柳枝を挿した長首の浄瓶に至るまで宝島寺像に基づいて描かれたように見えることを指摘している。相違点は、正楽寺像には流れ落ちる瀑布が描かれており、滝見観音となっている点だろう。祖本かどうかはともかくとして、確かに宝島寺像の躍動感のある水波

と、単調に線が引かれたような正楽寺像の水波では表現に大きな隔たりがあるし、宝島寺像の玻璃碗が口辺までシャープに描かれているのに対し正楽寺像のそれは茶碗のようであり、柳枝を挿す浄瓶も宝島寺像では光沢まで丹念に写し取ろうとする作者の意識が見られるのに対して、正楽寺像ではこうした意識がいささか稀薄なようにも見え、宝島寺像が正楽寺像に先行する像であることは疑えない。正楽寺像は、画中に記された署名により金溪道人（良敏）の作といわれ、縦九五・五cm、横三七・六cm。金溪道人は、『本朝画史』によれば南宋の代表的な画人・牧谿もっけいの画法を学び一五世紀に活躍したとされる周文に私淑したといわれる。現在、真筆とされる周文の確かな作品はなく、金溪道人の基準作となる作品も明らかでない現状では金溪道人作の確証は難しい。とはいえ、伝周文とされる作品は比較的多く遺されており、正楽寺像の画風から『本朝画史』に記された金溪道人は周文以降に活躍した画人としても矛盾はない。正楽寺像は室町時代中期あたりまで制作年を広げて考えなければならぬだろう。

奈良国立博物館の約翁徳儉「白衣観音像」と

和歌山興国寺の「白衣観音像」

さて、一三世紀後半から一四世紀前半にかけて、宝島寺像と比較的近い姿で描かれた観音像として、奈良国立博物館所蔵の約翁徳儉「白衣観音像」(図3、以下、奈良博像と記す)が挙げられる。奈良博像は、蘭溪道隆の高弟で賛者の約翁徳儉が元応二(一三二〇)年に没しているので、それ以前に描かれたことが確実な観音像として、年代が特定できる日本で描かれた現存最古の白衣観音像のひとつといわれている。肩から降りてくる衣文線の描き方に注目すると、奈良博像が一筆で肘の下まで降りてくるのに対し、宝島寺像では左肩にかかる衣が複



図3 奈良国立博物館蔵
「白衣観音像」

雑に折り返されて表現されている。もっとも牧谿が描いた三幅対「観音猿鶴図」(京都市・大徳寺蔵)の白衣観音像も肩から肘にかけての衣文線は奈良博像と同様に簡素であり、また宝島寺像の肩にかかる衣の表現も先の正楽寺像を含め散見されるため、宝島寺像と奈良博像の違いは、三十三観音図に描かれた観音像がそれぞれ異なるように、もともとなった図像の違いとすべきなのかもしれない⁽⁵⁾。ただ、宝島寺像の複雑な衣文線を軽やかに描いている画家の技量は見事であり、奈良博像のシンプルな衣の表現が、その後の可翁ら禅僧の余技的な描き方に踏襲されていくのとは対照的で、宝島寺像が専門の絵師によって描かれた像であることは間違いない。

ところで、奈良博像には画面左下に合掌礼拝する善財童子が描かれている。宝島寺像には描かれていない。善財童子は、『華嚴経』の入法界品に登場するインドの町・福城の長者の子。文殊菩薩の説法を聞いて発心し、五三人の善知識を歴訪、最後に普賢菩薩に会い、その十大願を聞き、法界に入ろうと願うに至ったものと説話から、仏道修行の階梯を示したものと

されている。奈良博覧は、善財童子の善知識歴参のうち、インドの南端にある普陀落山に住むという観音菩薩に拝講求法する場面を描いたもの。独尊として信仰される観音菩薩は、あらゆる人を救い、人々のあらゆる願いをかなえるという現世利益的な面が強い。普陀落山の場所は不明。その場所を特定しようとする研究もあるというが、実は観音信仰が盛んになると霊場として普陀落の名前が世界各地で広まる。特に中国浙江省の東海上には、インドの普陀落山になぞらえた観音信仰の聖地・普陀山があり、中国四大仏教名山のひとつとして知られている。普陀山は華嚴思想を背景とする観音を安置しつつも、観音が本来備える諸難救済的な性格をまといながら信仰されていったと考えられ、特に普陀山が海上にあることから、航海安全といった現実的な願いを成就させる仏として信奉されるようになった。⁽⁶⁾ 臨濟宗の無本覚心(一一〇七〜九八)は、宝治三(一二四九)年に入宋し、寧波の阿育王寺や天台山などを巡錫するが、普陀山へも礼拝している。覚心は、建長六(一二五四)年に寧波から帰国のため出港したが、航海途中で嵐に遭い、持参していた観音の小画像に祈ったところ、帆先に観音の月輪が現れるという



図4 和歌山・興国寺蔵
「白衣観音像」

瑞相があり、風は止んで無事に日本に戻ることができたという。似たようなエピソードは他にもあるが、覚心が創建した和歌山県由良町の興国寺には、この時祈ったという「白衣観音像」(図4、以下、興国寺像と記す)が所蔵されており、小品ながら中世の舶載画に違いなく、帰途につく前に現地の画家に描かせたのではないかと言われている。⁽⁸⁾ 覚心が無事帰国できた話と興国寺像を結びつけるのはともかくとして、この逸話に覚心の普陀山観音巡拝のご利益を読み取ることは可能だろう。また奈良博覧のように画中に善財童子を描くのは、華嚴思想の禪宗化と普陀山に代表される大陸への憧憬がないまぜとなつて表されているようにも思われる。特に普陀山の住持を

つとめた高僧・一山一寧いっさんいちぢねい（二二四七～一三二七）が正安元（二二九九）年に来朝してからは、日本でも観音信仰がさらに盛んになっていった。興国寺には、正和四（二三一五）年に一山一寧が着賛した遷化後の覚心の肖像画が遺っている。^⑨

なお、興国寺像の細く謹直で肥瘦のない描線は、東京国立博物館が所蔵する平石如砥賛の「白衣観音像」（図5）の描線に近似し、本像は賛により如砥が寧波の天童寺に入山した元の天曆二（二二二九）年以降の作であることが明らかたため、興国寺像も同様に元代に製作された可能性がある。齊藤氏は宝島寺像の出自に関して舶載画も視野に入れておられるが、興国寺像から受ける印象と宝島寺像とは少し距離があるように見える。とはいえ、宝



図5 東京国立博物館蔵
「白衣観音像」

島寺像から看取される描線の方向性は、たどたどしさを覚える奈良博像の描線より、興国寺像のなめらかな描線に相通ずるところがある。次に南宋から舶載された可能性について検討してみたい。

清浄華院の普悦筆「阿弥陀三尊像」の 観音菩薩像との比較

実は、宝島寺像の柔らかで伸びのある衣文線や潤いのある景観表現は、奈良博像など鎌倉期の類例以上に、南宋の普悦が描いた京都・清浄華院しょうじょうけいんが所蔵する三幅対「阿弥陀三尊像」の観音菩薩像（図6、以下、清浄華院像と記す）に見られる微妙な抑揚を持った表現に近い。宝冠や璎珞のつくりも清浄華院像に通じる図像的な共通性が見られる。何より両者から看取される空気感には親しいものがあるいはしないか。

清浄華院像は、〈四明普悦筆〉の落款を有するが、四明とは中国の寧波地域の別称であり、普悦はこの地域と深い関りを持つ画人と考えられる。寧波は、当時日本との交易を行う国際貿易港として有名で、杭州と並ぶ仏教文化の中心地として知られ、陸信忠りくしんちゆうら仏画製作を生業と



図6 京都市・清浄華院蔵
「阿弥陀三尊像」観音像 部分



図7 倉敷市・宝島寺蔵
「白衣観音像」部分

する画人が多く活躍していた。陸信忠らは、工房を構えて市井の信者向けや海外向けに比較的自由に製作を行っ

ていたと考えられる。その中で普悦は、陸信忠のように俗姓を名乗っておらず、僧籍を持った画人だったと考えられている¹⁰⁾。

普悦が描いた清浄華院像は、平成二一（二〇〇九）年に奈良国立博物館で開催された『聖地 寧波』展によれば、「不確かで幽かな存在をふわりと描き出す画技は秀逸で（中略）信仰者が観想する仏の姿そのものを描くようである」と解説されており、さらに「空気感をも描き出すその表現は、同時代江南の山水画などに親近するところがある¹¹⁾」と記されている。確かに、中国江南地方の風景を描いた伝牧谿の「漁村夕照図」（根津美術館蔵）などに見られる湿潤な大気や微妙な光の表現は、清浄華院像から受ける空気感と気脈を通わせているようにも思える。こうした作品は、「形のない気が形象化され¹²⁾」精神性が重視されたニュアンスに富んだ空間が表現されており、同様の柔らかく幽深な雰囲気は宝島寺像からも看取される。勿論こうした感覚は、南宋の絵画すべてに共通しているわけではなく、先にあげた陸信忠らの絵画には、清浄華院像のような空気感は感じられない。

では、「信仰者が観想する仏の姿そのものを描く」と

はどういうことだろうか。『広辞苑』によれば、観想とは「一つの対象に心を集中して深く観察すること。仏や浄土の様相を想起すること」と書かれている。『法華經持経記』に記された宋代の浄土僧・思浄は、幼い頃から画技に長け、念仏の間に阿弥陀画像を描いたといい、絵を描く時には必ず浄室において静かに観想に入り阿弥陀の光明を心の内に見るに及んで初めて筆を執ったという。観想を経て阿弥陀画像を描くというこの記述は、同じく僧名の画家とみられる普悦の清浄華院像など、宋代の阿弥陀画像製作の環境を知る上で重要な記録である。⁽¹³⁾ 宝島寺像が清浄華院像に近いとすれば、やはり観想を経て製作された可能性がある。覚心が持ち帰ったという興国寺像と宝島寺像から受ける印象の違いは、こうした空気感の違いであり、描かれた環境の違いとも思える。

俗界から離れた仏・菩薩像などを描く仏教絵画は、宋代以降、この世に出現した身近で人間的な姿の像を描くようになり、消費のされ方も宮廷や大寺院などの公的使用から、個人的、私的な使用へと変わっていく。⁽¹⁴⁾ 普悦ら僧籍を持った画人たちが描いた画像は、信仰者が心の中に思えばいた仏の姿そのものが描かれたものであり、

禅僧と深く結びついた熱心な在家信者やその周辺の人々にとつて何より大切な一幅ではなかったか。白衣を身にまとい清楚な姿で溪流の傍らの岩上で禅定印を結ぶ観音は、信仰の対象としての意識と同時に、禅僧や信仰する人々の理想の姿が反映されている。宝島寺像は禅林文化が広まるなかで、あるいは私的な需要にこたえて描かれた一三世紀南宋仏画の一点なのかもしれない。

おわりに

寂厳によつて復興された宝島寺の什物は、『宝島寺所蔵歴史資料目録』を見ても江戸時代以降の資料が多い。しかし、なかには平安時代後期まで遡る二躯の「天部立像」や鎌倉時代の「仏頭」なども含まれている。当該「白衣観音像」を含めて客仏である可能性もあるが、これらの作品は、近世以前の宝島寺を考える上で示唆に富む資料である。

宝島寺をはじめとする瀬戸内周辺の寺院や、元代の「普賢菩薩像」を所蔵する真庭市の木山寺など岡山県下の古刹には様々な舶載画が伝わっている。大阪府河南町・弘川寺には宋末元初の舶載画と考えられる「地藏十王図」

があるが、「備前安国寺常什」と読める銘があることが報告⁽¹⁵⁾されており、事実とすればこの作品も岡山ゆかりの舶載画ということになる。また、総社市の宝福寺に伝わる「十王図」は、宋元の舶載画をもとに日本でつくられた写しと考えられており、この作品がいつ何処で写されたものなのか興味はつきない。さらに岡山県下には笠岡市・持宝院の「聖観音像」や備前市・正光院の「如意輪観音像」、倉敷市玉島・清瀧寺の「白衣観音像」など、南北朝から室町時代にかけて多少なりとも宋元画の影響を受けて製作されたと考えられる観音像が多い。

これらの作品の中には宝島寺像のように国籍や時代がゆらいでいる場合もしばしばで、文化財指定されていないものも多い。県指定以上のものとなると正楽寺像のみといった現状である。のちに新たな資料が見つかり修正しなければならなくなるケースも考えられるため文化財の指定には慎重にならざるを得ないが、こうした中世の美術資料を保存していくためには指定を積極的に考えていくことも重要と思われる。

現在、日本には中世につくられたと思われる多くの観音像が存在する。この小稿では、観音像の出自に関わる

問題の典型ともいえる宝島寺所蔵の「白衣観音像」をとりあげ、現存する他の観音像と比較することで、この作品が一番しつくりと当てはまる場所はどこなのか検討した。その結果、はからずも一三世紀ころ南宋で描かれた観音像の可能性まで考えるに至った。反面、比較研究を中心とするこの手法は文献的な資料の裏付けに乏しく、説得力に弱さがあることも否めない。普悦が描いた仏画も本論でとりあげた「阿弥陀三尊像」以外に知られていない。今後は、宝島寺像が描かれた画絹の科学的な分析や光学的な検証によって、より客観的な位置づけがなされていくことを期待する。

注

- (1) 『宝島寺所蔵歴史資料目録』岡山県教育委員会 一九八六年。
- (2) 『新修倉敷市史 第一三巻 美術・工芸・建築』一九九四年 P 二九八。
- (3) 注2に同じ。
- (4) 『新修倉敷市史 第二巻 古代・中世』一九九九年 P 八〇八～八〇九。
- (5) 牧谿の画法を学んだとされる金溪道人作の正楽寺像は、柔らかな筆墨を用いて描かれた牧谿作「観音猿鶴図」の白衣観音像と大きな隔たりがある。大気のとらえ方の違いと言えようか。

- (6) 西谷功「泉涌寺僧と普陀山信仰」〔聖地寧波〕展図録）奈良国立博物館二〇〇九年 P.二六〇。
- (7) 空海が入唐の際、海上で現れたという船中湧現観音伝説など。
- (8) 谷口耕生「聖地寧波をめぐる信仰と美術」〔聖地寧波〕展図録）奈良国立博物館二〇〇九年 P.一五。
- (9) 無本覚心は、臨濟宗法燈派の地方伝播につとめ、文永一〇（一二七三）年には、福山市鞆にある備後安国寺の前身・金宝寺を創建、同釈迦堂には建治元（一二七五）年作とされる覚心六九歳の寿像があり、年代の明らかな日本最古の頂相彫刻とされている。
- (10) 井手誠之輔「日本の美術 四一八 日本の宋元仏画」二〇〇一年 至文堂 P.五〇。
- (11) 『聖地寧波』展図録作品解説 奈良国立博物館 二〇〇九年 P.二九四。
- (12) 宇佐美文理「中国絵画入門」岩波新書 二〇一四年 P.二。
- (13) 『聖地寧波』展図録作品解説 奈良国立博物館 二〇〇九年 P.二九五。 島田修二郎「喻弥陀思浄とその阿弥陀像」『中国絵画史研究』中央公論美術出版 一九九三年 P.九二。
- (14) 海老根聰郎「日本の美術 三三三 水墨画―黙庵から明兆へ― 一九九四年 至文堂 P.六一。
- (15) 武田和昭「『預修十王生七経』の図像の展開―大阪・弘川寺蔵十王経变相図を中心として―」〔MUSEUM〕五四七号）東京国立博物館 一九九七年 P.一六―一七。

〔図2〕は「知られざる名作」展図録（岡山県立博物館 一九九二年）、〔図3〕〔6〕は「聖地寧波」展図録（奈良国立博物館 二〇〇九年）より転載。なお本文作成掲載にあたっては宝島寺住職・釋子哲定

氏及び岡山大学大学院社会文化科学研究科教授・佐々木守俊氏よりご指導ご助言をいただきました。記して謝意を表します。

（まえだ こう 倉敷市立美術館学芸員）

玉島出身の茶人・白神宗吾について

井上 秀二

はじめに

私はすでに、『倉敷の歴史 第六号』に「備中南部と児島の藪内流茶道」を発表したが⁽¹⁾今回は、その文中でも触れている玉島出身の茶人・白神宗吾の足跡について触れてみたい。西山松之助は『家元の研究』⁽²⁾で、宗吾を、幕末に山陽道の湊町で富裕層に藪内流茶道を取次いだ人物として紹介している。筆者も、この点は前掲論考で触れておいたが、芸能の分野は残存資料も多くはなく、不明な部分も少なくはない。本稿では宗吾に関する資料「交易控」「日記」「書簡」等もあわせて簡単に紹介してみたい。

大坂で活躍した白神宗吾

白神宗吾の生い立ち是不明ながら、「桂隠齋門人姓名

記録」⁽³⁾に、文化八年（一八一二）九月七日に入門、備中玉島山下町、白賀喜右衛門、後改宗吾（大坂ニ住シ后帰国弘化三年七月七日死ス）と記され、玉島に居住し大坂に出たが帰国後、弘化三年（一八四六）に亡くなった事が分かる。拙亭文夫輯『浪花当時人名録』⁽⁴⁾の「茶道」の項に、大坂在住で当時の茶人は、千家表流・住山楊甫、千家裏流・狩野宗朴、遠州流・久富宗祐、唐軒流・明福寺に並んで、「白神宗吾 藪之内流 高麗橋」と記述され、宗吾は高麗橋に住み、他流派の茶人と同じく、大坂で名の知れた人物であったことも分かる。

宗吾に関する初見は、玉島湊で問屋を営む三宅家の呼米庵が、茶道具の売買を記した「交易控」⁽⁵⁾である。

この「交易控」の文化九年十一月二十七日の項に、「買七匁二分流儀扇子・灰杓子」、さらに文化十年五月六日

の項には、「山下町・宗吾殿 買金百疋 白隠和尚掛もの」とあつて、宗吾は玉島山下町に在住し、茶の湯に係わつていたようである。

この帳面には宗吾の他に多くの茶道具を取引をしている木村勇退という人物の名がみられる。勇退は玉島阿賀崎の生まれで、若くして大坂に出、五十歳近くで帰郷し、古器物の貿易で巨万の富を築いて、天保六年（一八三五）に七十三歳で没している。⁽⁶⁾

宗吾は文化九十年頃は玉島に在住していたが、勇退と同様に、時期は不明ながら、大坂に移住した。⁽⁷⁾

大坂での宗吾の状況について記した資料は、唯一つ、辻内与兵衛から藪内家八代竹猗紹智と九代竹露紹智に宛てた三月十二日書簡⁽⁸⁾に、天保八年二月、大塩平八郎の反乱による火災で、宗吾の住居は、高麗橋屋敷の土蔵を除いて、その住居は家具を含めて残らず焼失し、まことに気の毒だ、と記されているのみである。「天保十二辛丑年十二月ヨリ日記」⁽⁹⁾の天保十三年十月十四日の項によると、宗吾と早島の藪内流の門人は、大坂屋敷の火災後、早島領の高沼村附近に宗吾の屋敷を普請したいと申し出ていた。

宗吾の取り次いだ門人たち

西山松之助『家元の研究』は、「桂隠齋門人姓名記録」を分析して、宗吾が藪内家に紹介した入門者の各々をまとめている。それらを紹介すると、文政二年（一八一九）四月十五日、宗吾が藪内家から目録相伝を受けた年に、明石の柏木佐次右衛門の入門を取次いでいる。以降、天保十三年（一八四二）までの二十四年間で、播州西脇・備中玉島・大坂平野町・堺・勢州山田宮後・備中倉敷・早島・播州赤穂と、都合二十二人も門人たちを取次いだ。ただし、宗吾が取次を行う以前の文化三年（文化五年）までに玉島では十四名が入門している。山陽道の湊町では播州赤穂でも塩田地主の柴原家が、さらに尾道の回漕と塩業の橋本家も、やはり入門を果たしていた。

宗吾が取次いだ備中南部の入門者に、玉島の柚木玉興、倉敷の植田定四郎、早島の片山本太郎などの有力な庄屋や豪農たちがいた。宗吾と地方の有力者の繋がりを物語る一例として、「文政十一年戊子年六月美家子日記」⁽¹⁰⁾がある。これは、早島戸川家家臣で大地主の片山新助が、京都に滞在した時の日記を、供をした高須賀村庄屋・片

山庶祐が記録したもので、そこには新助が、六月十四日、京都の山鉾を見学した際に宗吾と会い、十七日には宗吾が大坂に下るので、京都の宿を訪ねて来た、と記されている。おそらくは、ご機嫌を伺ったのであろう。

茶人としての宗吾を知る手掛りは少ないが、宗吾は天保三年、播州赤穂の柴原甚十郎を藪内家へ取次ぎ、天保三年・十一年・十二年には、柴原家で催された茶事にも招かれて⁽¹⁾いる。

天保十一年、宗吾は柴原家の茶室「蓬庵」(藪内家燕庵写)で席主となり、柴原家一族の浄甫・甚十郎・幾左衛門、森口・九郎助・専介を客に茶事を催している。この資料を次に紹介しておこう。

天保十一年閏正月二十六日 於蓬庵

御会席 主 白神宗吾

掛物 沢庵一行

話尽山雲海月情

釜 阿弥陀堂

浄雪

香合 志野ツマミ付

見事也

炭斗 唐もの 菜籠

ほうろく 了入焼又キ

花生 一重切 竹心作

銘 下萌

花 木蓮

葉ほたん

水指 真手桶 余三

茶入 薩摩

袋 漢唐⁽²⁾

茶碗 斗々や

銘 明ほの

茶杓 船越豫州公

共筒 箱比老斎書付

外箱 桂隠斎書付

建水 砂張

蓋置 引切

料理(略)

替茶碗 仁清

薄器 古染付

菓子 小倉野

物菓子 友しらか

御茶 祝白

宗吾は弘化三年（一八四六）に没したが、これは、早島に帰国を希望して四年後であった。帰国の理由は、大坂での家屋の焼失なのか、はたまた、望郷の念に駆られたのか、よく分からない。

宗吾は、大坂の高麗橋に在住中の天保十三年十二月七日、播州赤穂の柴原九郎助義則の入門を取次いだが、これが、「桂隠齋門人姓名記録」に記された宗吾取次の最後の記録である。宗吾自身が門人を取った形跡は無く、藪内家への門人を取次いだのは、点前の教授者であったからだろうか。数寄者であったのは間違いないが、稼業は、そもそも何であったのか。先に紹介した木村勇退は、帰国後も活発に活動しているが、宗吾は、帰国後没するまでの期間も短かったため、活動の程もよく分からず、墓碑も不明のままである。

おわりに

白神宗吾は文政期以降に関西では知られた藪内流の茶人であったが、従来、郷土の玉島では評価をされていない。しかし、今回取り上げた資料は宗吾が有能な茶人であったことを物語っている。今後さらなる調査研究を進め、茶人・白神宗吾の詳細を明らかにしていきたい。

註

- (1) 「備中南部と児島の藪内流茶道」『倉敷の歴史』第六号 七〇～七七頁 倉敷市 一九九六年。
- (2) 「家元制度成立の実態」『家元の研究』第四章第三節三九三～四〇七頁（西山松之助著作集第一巻、吉川弘文館、一九八二年）。
- (3) 「桂隠齋門人姓名記録」藪内家所蔵。
- (4) 「浪花当時人名録」嘉永元年 大阪市立図書館所蔵。
- (5) 「交易控」玉島米屋三宅家文書33―22―A―1。
- (6) 井上雄風『拓本吉備の名碑』自費出版 一九七九年。
- (7) 同前。「大橋桐斎・間斎宛藪内家書状」飛見丈氏所蔵大橋家文書。
- (8) 「藪内紹真・紹寛宛辻与兵衛書状」飛見丈氏所蔵。
- (9) 「天保十二辛丑年十二月ヨリ日記」倉敷市所蔵片山家文書19―D―1。
- (10) 「美家子日記」『早島の歴史3史料編』七一 早島町 一九九九年。
- (11) 柴原安常「茶餐録」(柴原家文書)。

(いのうえ ひでじ 茶道史研究家)

旧倉敷町役場の設計者小林篤二について

山崎 真由美

はじめに

大正六年（一九一七）竣工の旧倉敷町役場（現倉敷館）は、倉敷美観地区の中心部、倉敷川沿いに建つ木造二階建の洋風建築で、市指定文化財（建造物）である。

その建築過程について、『山陽新報』紙は、同五年三月二日付で、町役場建築案の可決を報じ、六月二十日には、庁舎新築工事を着工、翌六年三月十一日落成、二十日落成式を挙行了たとある¹⁾。

旧倉敷町役場庁舎は、明治後期から昭和初期にかけて、岡山県下に多くの洋風建築を手掛けた、岡山県庁の建築技師江川三郎八の設計によるのではないかと考える人もいたが、関係資料に乏しく、設計者はもちろん、その他についても不明なことが多かった。

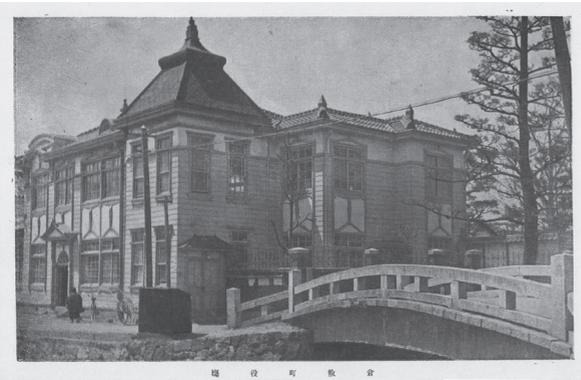


写真1 絵葉書 倉敷町役場

白黒写真に彩色を施した彩色絵葉書である。下には「倉敷町役場」、宛名を書く表面には、「倉敷町役場発行」と印刷がある。

写真左の出入口上部には、現存しない半円のアーチ窓が映っている。また、右手前の「中橋」奥の高扉は赤色に彩色され、庁舎の煉瓦扉（現存せず）とわかる。発行年は不明。筆者蔵。

しかし、この度、旧倉敷町役場文書を調べた結果、大正五年度歳出の簿冊の中に、庁舎建築に際しての受領証を発見し、それにより、設計者が判明した。

一 簿冊について

「大正五年度歳出 臨時部 第一款 役場営繕費」(写真2)は、大正五年度の臨時歳出のうち役場営繕費・補助金・寄付金の請求書兼受領証を綴った簿冊であった。⁽²⁾ 役場営繕費の中には、建築費や雑費の請求書兼受領証が綴られており、設計と直接には関係ない書類だが、内訳に材料の仕様がこと細かく書かれている。金額、内訳、受注者の住所、氏名、請求日等の項目があり、建築資材や業者の詳細を知ることができる。

全ての受領証をリスト化し、本稿に関係するものを抽出したのが末尾の表1である。

二 設計者・小林篤二とその発見について

建築費の受領証に次いで、「雑費」の受領証の冒頭に、次の一枚が現れる。「雑費」とは、役場営繕費の中で、役場の仮事務所や引越し、落成式等、工事費以外の受

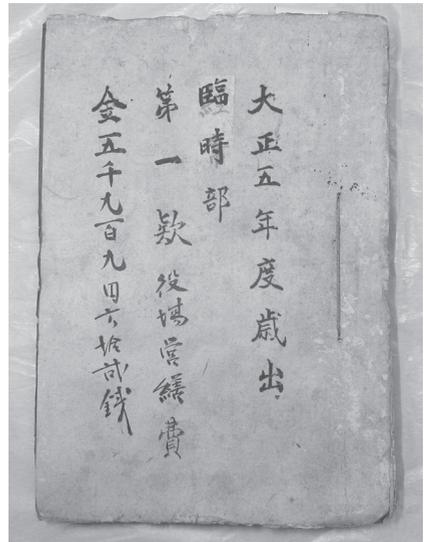


写真2「大正五年度歳出 臨時部 第一款 役場営繕費」旧倉敷町役場文書 53-12-3

領書をまとめた項目である。

【史料1】請求書

請求書

一金 式拾円也

但 倉敷町役場建築設計編製及同計画図作製手数料

岡山市内山下

右金員仕払相成度請求候也(都窪郡倉敷町)

大正五年五月拾参日

小林 篤二

㊦

都窪郡倉敷町長 木村和吉殿

受領証

右請求金額正ニ受領候也

右

大正五年五月拾参日

小林 篤二 印

都窪郡倉敷町収入役 山本壯太郎殿

【史料1】は、小林篤二が、倉敷町から、設計手数料二十円を受け取った受領証である。

但し書きには「役場建築設計編製及同計画図作製」とあり、庁舎の計画から設計に至るまで、小林篤二という人物が担当したことが、この受領証によってわかる。名前の右上に書かれた地名「岡山市内山下」は、小林の居住地を指しているであろう。

設計者である小林篤二は、昭和六年に発行の『岡山県土木建築名鑑』によれば、次のようにある。³⁾

【史料2】岡山県土木建築名鑑 小林篤二

岡山県建築技手

小林篤二氏

氏は明治二十年六月岡山県上道郡平井村に於て出生す、明治四十年三月山上工業学校卒業の上同年四

月岡山県土木課に勤務せしが中途退職して、明治四十五年二月沖繩県土木課に技手を拝命し、大正三年三月沖繩県技手離職後帰県して大正四年四月岡山県土木課に再任し大正十一年五月岡山県技手に進み今日に至る、氏は天資聡明にして又頭脳明晰、謹厳自讓にして徒らに他人と論争を為さず謙遜の気風に富み果敢実行の人、趣味として囲碁を好み謡曲を嗜む吾人氏の自重自愛を祈る。

小林は、明治二十年（二八八七）六月上道郡平井村（岡山市中区平井）に生まれた。同四十年、旧深柢小学校内にあった山上工業補習学校⁴⁾（岡山市北区中山下）を卒業、岡



写真3 小林篤二
「岡山県土木建築名鑑」より転載

山県土木課に就職するが中途退職、同四十五年沖繩県土木課で技手となり、再び、大正四年に岡山県庁へ

復職、同十一年には技手になったとある。⁽⁵⁾ 技手とは、旧制官庁での技術者ランクを現し、下から、工手↓技手↓技師、工師と上がる。大正六年の『岡山県報』には、小林の辞令の記録があり、月報十七円とある。⁽⁶⁾

昭和十五年以降、県庁の名簿から消えていることから、五十才を過ぎた同十四年頃、県庁を辞めたようである。どういふ訳か、同十五年より十七年まで、東京市目黒区大岡山（現東京都目黒区大岡山二丁目）にある東京工業大学の工務課に籍を置いた同名の人物がいる。⁽⁷⁾ 同校の職員名簿には、出身欄に岡山とあり、本人である可能性が高い。⁽⁸⁾

○用度掛

書記

掛長	從七 勳八	大塚 八郎
(兼)	司 書	東京工業大學構内官舎
(兼)	文 部 長	田村 茂穂
		劍持 輝雄
		世田谷、大原、(20)
		小 林 篤二
		目黒、緑ヶ丘三九九
		鈴木 春雄
		東京工業大學構内官舎

写真4 職員名簿 部分より
〔東京工業大学一覽〕

同校へ問い合わせたが、職員であること以外は不明で、以後の消息はつかめていない。

小林が岡山県庁に復職した大正四年、土木部建築管轄を率いていたのは工師江川三郎八である。江川と小林は上司と部下の関係であった。江川は、大正五年職を辞するも、県吏員として同十二年まで県庁に勤めている。

小林の設計した建物が、役場以外に一棟現存している。昭和五年（一九三〇）完成の「旧岡山県製粉製麵工業協同組合事務所」

（笠岡市笠岡）である（写真5）。

落成式の工事報告には、「設計ヲ本県建築課小林技師ニ依嘱シ氏ノ考案ニ成ルモノニテ」と明記されている。

建物は、平

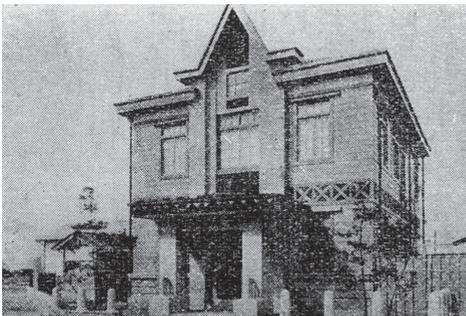


写真5 旧岡山県製粉製麵工業協同組合事務所
個人蔵

成十五年(二〇〇三)笠岡市へ譲渡、現在は改修され、当時の面影はないが、トンガリ屋根が付いたファサード⁽¹⁰⁾は斬新である。新しくモダンな建築を手掛けた小林技師設計の作例として貴重な建築である。

三 受領証からみる建築意匠

受領証からは、様々な情報が得られた。まず、貝原寛一からの「塔屋構造視察ノ為メ岡山市へ出張」の請求は興味深い(表1 No.291。以下同)。貝畑は大工職で、親戚が現在も鴨方で建築業を営んでいる。

棟梁は、町内の大工「山田才吉」(No.1)。材木は、大高村(倉敷市安江)藤野清の請負(No.3)。内訳書から、土台は榎、柱は杉、梁は松材が使用され、床板は八分(24ミリ)の松材であったことがわかる。材木発注の為に同村まで飛脚を走らせた十五銭の受領証もある(No.225)。薬種商の林源十郎は、槌印白ペイント、弁柄や胡粉、顔料や薬品等を納品している(No.45・三月二十六日受領証)。屋根瓦は、児島郡郷内村(倉敷市林)谷田歌次郎(No.84)。下り棟の鬼瓦(写真6)は、花のような、変わった形状をしており、江川設計の建築では、度々見る意匠である。



写真6 ハイカラ鬼瓦

「ハイカラ鬼」という名称が付いていた。

建具業の小橋輪太郎の受領証(No.87)の内訳明細書には、玄関及昇降口開唐戸について「硝子入腰唐戸ヲ両面額縁付板唐戸ニ変更セラルタル」と変更されている。また、「昇降口半円

及多辺形欄間ガラス入」から、写真1の左側入口が昇降口であり、塔下の入口が玄関とわかる。

さらに、畳業者の受領証から、宿直室が六帖、小使室は四畳半の畳敷であったこともわかった(No.56・57)。

受領証からは、落成式の様子も垣間見える。装飾用の藁(No.255)、縄(No.256)、松杉葉取寄せ人夫賃とあり(No.262)、歓迎門であろうか。瓶詰酒九十一本(No.252)、竹皮草履七十足代(No.254)、菓子折詰九十一個代(No.275)、宴会場模擬店仕出し巻鮓九十一人分代、仕出し饅餡^{うとん}百二十揃代とある(No.276)。式典出席者は九十一名、酒や巻き寿司など

の仕出し料理でもてなし、賑やかな落成式であったことが想像できる。折詰の料理は、一個六十銭とあり、人夫の日当が五十銭程であるので（No15）、高級料理である。

雑費の中に、記念絵葉書百五十拾組の受領証がある（No280）。落成式で配布された記念絵葉書である可能性が高く、庁舎を撮影した最初かもしれない。また、絵葉書を、地元新聞社の中国民報社が製作しているのも面白い。

また、庁舎建設費は五千九百九円六十二銭であり、大正五年度歳出の約十五％であった。

四 旧倉敷町役場と類似の建物

現存しないが、旧倉敷町役場に類似の建物を二棟紹介したい。まず、大正五年に完成した旧琴浦町役場（見島下の町）である。写真7の入口上部のペディメント⁽¹²⁾の下に付いた、半円と多角形のガラス窓は、旧倉敷町役場の昇降口によく似ており、扉は変更前の硝子入腰唐戸と同じであろう。また、二階の緩い円弧を描いた屋根飾りも同じである。

同町の大正四年の事務報告書⁽¹³⁾には、「選定敷地ノ買取ヲ終リ江川本県工師ニ設計ヲ委嘱シ敷地ノ地均シ…」の



写真7 旧琴浦町役場
『琴浦町勢要覧 1955』より転載

一文があるため、江川三郎八の設計とも考えられるが、建築意匠からは、小林の設計である可能性が高い。

もう一棟は、大正八年落成の倉敷警察署（鶴形一丁目）である。トマト銀行鶴形支店の南側、現在はマンシヨンが建つ場所に、明治四十三年（一九一〇）落成の都窪郡役所（現存せず）と並んであった。

郡役所は、外壁にハーティンバー⁽¹⁴⁾が入り、外観は左右対称、典型的な江川式建築であったが、写真8の警察署の外観意匠は異なる。やはり、旧倉敷町・琴浦町役場

倉敷警察署



写真 8 倉敷警察署
『倉敷興信録』 梶谷鉄傷者より転載

と同じように、入口上部には同様のペディメントが付く。窓廻りの木製の装飾や、外部の下見板の張り高さも同じである。

これらのことから、紹介した類似の二棟は、旧倉敷町役場と同じ設計者であるといつてよい。尚、昭和三年、警察署は、廃止された郡役所に居を移した事を付け加える。

おわりに

旧倉敷町役場の設計を、誰に依頼したかを考えた時に、旧琴浦町役場と同じように江川に依頼し、江川が部下の

小林に設計を指示したと考えるのが適当であろう。

さて、庁舎完成の前年、大正五年に旧倉敷幼稚園園舎が落成している。幼稚園は同三年に建築不認可となり、建設委員一同は辞任、建設位置についても種々議論がなされ最終的に現在地（中央丁目）に決定した。また建築費も変更になり、予算書に記載のあった講堂が消え、遊戯室へと変わった⁽¹⁶⁾。一年遅れで完成した園舎は、江川式建築にみられる八角形の遊戯室を備えていた。不認可という不測の事態に陥った旧倉敷町が、江川に再設計を依頼したと考えられる。

以上のことから、推測の域ではあるが、江川が幼稚園の再設計を行い、続けて、旧倉敷町役場庁舎の設計を依頼された為、部下の小林が設計に関わったと結論づけたい。

さいごに、倉敷市歴史資料整備室への最初の訪問後に豪雨災害があり、調査の継続は難しいと思ったが、江川三郎八研究会の友人森俊弘氏の協力と後押しで、半年後に再開でき、同会の難波好幸氏には、小林に関する貴重な情報を頂き、深く御礼申し上げます。また、歴史資料整備室の皆様には、災害対応に大変な中、終始丁寧な対

応を頂き、本当に感謝しかない。今回の発見が、倉敷の歴史文化の活用にも、役立てば幸いである。

註

- (1) 大正五年三月二日付、大正六年三月二十一日付『山陽新報』。
- (2) 「大正五年度歳出臨時部第一款役場営繕費」(倉敷市所蔵旧倉敷町役場文書53・12・3)。
- (3) 『岡山県土木建築名鑑』(土木建築新聞社一九三二)。
- (4) 『岡山県教育会五十年史』一二、補修夜学校(岡山県教育会一九三六)。山上工業補習学校は、明治三十六年に県立工業學校の一部を借り開校、二年制で金工と木工があり、週二日の夜間学校であった。同三十八年、校舎を深抵小学校内に移した。
- (5) 大正六年八月二日、工手小林篤二は、内務部第二課土木掛勤務を命じられ、月十七円の給与を支給されている(『岡山県報』第六十一号 大正六年九月十日発行)。小林の履歴と数年のずれがある。
- (6) 注(5)に同。
- (7) 『東京工業大学一覽』昭和一五一一六(東京工業大学)。
- (8) 『東京工業大学百年史(通史)』(東京工業大学一九八五)。
- (9) 昭和五年六月十八日落成の『工事報告』(笠岡市教育委員会所蔵)。二月二十七日着工、三カ月で完成した。当時は「中備素麵同業組合」。難波好幸氏の情報提供。
- (10) ファサードとは、建物の正面の外観デザインのこと。
- (11) 「大正五年度岡山県都窪郡倉敷町歳入出決算説明書」によると総歳出は三万九千六百五十六円六十九銭五厘(大正六年倉敷町会議決書及会議録)倉敷市所蔵旧倉敷町(市)議事録25・3・5)。
- (12) ペディメントとは、切妻屋根の妻側にある三角形の破風のこ
- (13) 「大正四年琴浦町事務報告書 第宅庶務 イ本年中施設経営事項ノ大要」(大正五年 会議ニ関スル書類綴)市議会议務局から移管文書 115・36・8)。
- (14) ハーフティンバーとは、柱や梁、筋かきを表に出し、意匠としたもので、江川三郎八は、明治から大正初期まで洋風建築に多用した。
- (15) 江川式建築とは、江川三郎八の設計した建築様式の特徴を、特に兼ね備えている建築をいい、江川が設計していない場合も含む。
- (16) 「大正参年 倉敷町会議決書及会議録」(倉敷市所蔵旧倉敷町(市)議事録25・3・2)。
(やまささまゆみ ヘリテージマネージャー・一級建築士)

表 1 大正5年度 歳出 臨時部 第一款 役場営繕費 受領証 (抄録)

No	請求日付	単位(円)	内 訳						受領者	納入日	備考
			月日	金額	物品表示又種類別	数量	単位	単価			
建築費 5,498,360											
1	9月12日	150,000	町役場建築大工部請負契約高 金參百九拾四円五拾貳錢ノ内						山田才吉		
2	9月18日	1150,000	町役場庁舎建築木材調達請負契約額 貳千貳拾四円九拾貳錢ノ内						藤野清		大高村大字安江
3	9月18日	15,960	役場建築地形用老丁半百知割石百六拾八個代 壹個九錢五厘						井師伊三郎		上道郡金岡
15	9月19日	1,000	七月中基礎工事人夫二人賃一人五十錢						川手儀三郎	7月中	
43	12月21日	74,100	建物地形及煉瓦塀築造用焼過煉瓦 五千七百個代老千個ニ付金拾參円						仁科信正		岡山市舟着町
44	12月21日	2,850	煉瓦五千七百個浜揚賃千個ニ付五拾錢						仁科信正		岡山市船着町
45	12月21日	144,800	金八拾四円也 植印A白ベイント貳拾八ポンド入八罐(缶)代老罐ニ付金拾四圓五拾錢 金六拾四圓八拾錢 植印Aボイル油四ガロン入八罐代老罐ニ付金七圓六拾錢						林源十郎		
56	12月21日	10,500	町役場宿直室用疊六枚代老枚老円七拾五錢						板谷幸太郎		
57	12月21日	3,250	金式円八拾錢 小使室四帖表替代老帖七拾錢 金四拾五錢 小使室半畳老枚						板谷幸太郎		
84	大正6年 3月26日	49,220	町役場庁舎及付属新築屋根瓦并棟鬼代別紙内訳書ノ通り金額						谷田歌次郎		児島郡郷内村別紙③瓦
87	大正6年 3月26日	501,080	町役場庁舎新築ニ付建具一切新調請負契約高金五百五拾老円八錢ニ対ス差引決算金別紙明細書ノ通り						小橋齡太郎		別紙④内訳書 12月、3月建具
雑費 411,260											
150	大正5年 5月20日	20,000	倉敷町役場建築設計編製及同計画図面作成手数料						小林篤二		岡山市内山下
225	3月26日	0.150	建築木材ノ件ニ付大高村大字安江藤野清へ飛脚賃						原新五郎		
250	4月28日	0.770	町役場建築落成式ノ際生花代						中山宇吉		
251	5月10日	3,600	三月十五日町役場新築庁舎写真正面及側面式組代一組金老円八拾錢						辻光太郎		
252	5月10日	19,560	役場建築落成式用瓶詰酒九拾老本代一本ニ付金貳拾老錢五厘						久保田新七		
254	6月30日	2,800	三月十八日 町役場落成式用竹皮草履七拾代一足金四錢						平井秀吉		
255	6月30日	0.120	三月十八日 町役場落成式裝飾用薬五貫匁代一貫匁ニ付金貳錢五厘						戸板千代松		
256	6月30日	0.030	三月十八日 町役場落成式裝飾用繩三本代一本金老錢						河原興平		
262	大正6年 6月30日	0.200	三月十八日 町役場落成式裝飾用松及杉葉取寄人夫賃						内田彌市		
275	6月30日	13,650	三月二十日 町役場建築落成式用菓子折詰九拾老個代一個ニ付金拾五錢						吉本代吉		
276	大正6年 6月30日	67,300	三月二十日 金五拾四円六拾錢 町役場建築落成式用折詰九拾老個代一個ニ付金六拾錢 〃 金九円拾錢 同上宴会場模擬店仕出し 卷餅九拾老人分代一人ニ付金拾錢 〃 金參円六拾錢 同上仕出し温饅(うどん) 百貳拾編代一編ニ付金三錢						松尾亀吉		
278	6月30日	0.950	3月14日	0.650	横封筒	百枚	一枚	0.0065	宇野和一郎		
			3月14日	0.300	端書(ハガキ)形案内状用紙	百枚	〃	0.003			
280	6月30日	5,800	三月二十日町役場建築記念絵葉書百五拾組代一組ニ付金參錢八厘七毛						中国民報社 通信員 横溝吉助		
290	6月30日	2,000	建築計画図案及設計編製ニ付研究ノ為メ大工職ニ日分雇入日当						山田才吉		
291	6月30日	1,000	塔屋構造視察ノ為メ岡山市へ出張日当						貝畑寛一		浅口郡鴨方村

註1: 項目の「No.」は、「大正5年度 歳出 臨時部 第一款 役場営繕費」に綴じられた受領証順の番号である。

註2: 別紙内訳書を除く295通の受領証から摘記する。



由加山に奉納された

阿波石工の狛犬

藤原好二

はじめに

由加山は奈良時代に行基によって開山されたと伝えられ、蓮台寺客殿や由加神社本殿など多くの文化財建造物がある。また、南側の参道沿いには古い門前町も残っている。この参道を抜け、三十三段厄除石段を上った最初のテラスに一对の大きな石造狛犬が設置されている。寛政八年（一七九六）三月の奉納で、市内で三番目に古い石造狛犬である（以下、「由加山の狛犬」と記述）。奉納者は「阿州藍屋中」とあることから、阿波（徳島県）で藍を扱っていた商人達であることがわかる。しかし、制作者については、石工銘が刻まれた部分の損傷が激しく、不明確である。今回、徳島県の狛犬について幾ばくかの調査を

実施した結果、同じ石工が制作したと考えられる狛犬を確認することができたので、ここで紹介することとした。

一 由加山の狛犬

形式は座形、材質は本体が砂岩製、台座は第一段が砂岩製、第二段・第三段は花崗岩製である。顔形の特徴としては、巻毛を連ねる太い眉に、周りが彫り込まれて丸く飛び出す眼球、山字形の大きな鼻、左右に八の字に開く犬歯とその間に八本並ぶ前歯、眉の



写真1 由加山の狛犬

そばから後ろにわずかに流れる耳たぶがあげられる。尾は左右対称ではなく、基部に大ぶりと小ぶりの巻毛がりズム感を持つて配置され、立上部は五房が立ち上がる。方座の周囲には「奉獻」の文字（浮彫）が刻まれ、牡丹唐草があしらわれていたらしい。台座第一段の周囲には、

阿形では「阿州藍屋中」および個別の商人名等が刻まれている。阿形では奉納年銘と世話人銘および商人銘の他に石工銘として「阿州徳」「許町石工大伝」「と刻まれている。台座第二段については阿形のみ「當所世話人綿屋亀八」と刻まれている。

二 阿波にある兄弟狛犬達

徳島県において確認した狛犬は、阿南市那賀川町八幡の八幡神社と阿南市富岡町の八幡神社に奉納された二対である。前者は寛政八年（一七九六）八月、後者は寛

政十二年（一八〇〇）八月の奉納である。両者とも形式は座形、材質は本体、台座とも砂岩製である。紙数の関係で細部の解説は省くが、由加山の狛犬と顔形の特徴がよく似ている。すなわち、巻毛を連ねる太い眉に、周りが彫り込まれて丸く飛び出す眼球、山字形の大きな鼻、



写真2 八幡神社（阿南市那賀川町八幡）の狛犬



写真3 八幡神社（阿南市富岡町）の狛犬

左右に八の字に開く犬歯とその間に六本並ぶ前歯、眉のそばから垂れ下がる耳たぶがあげられる。また、石工銘は八幡神社（那賀川町）では「石工 大松屋 友次郎」、八幡神社（富岡町）では、「細工人 徳嶋免許町 大松屋 友次郎」と刻まれている。

これら二対の狛犬と由加山の狛犬は、奉納年代も近しい、顔形の特徴に共通性・類似性が認められることから、同じ石工の手によるものと考えてよいだろう。さらに、これらの狛犬の石工銘から、由加山の狛犬の石工銘は「阿州 徳島 免許町 石工 大松屋 友次郎」と刻まれていたと考えられる。居住地の免許町は現在の徳島市西新町五丁目であるが、「大松屋」の屋号は現在の徳島市大松町やそこを流れる大松川にちなむものかもしれない。

おわりに

徳島県の狛犬二対と比較することによって、三対が同じ石工によって制作されたこと、および由加山の狛犬を制作した石工の名を明らかにすることができた。寛政年間以前に県内の神社に奉納された石造狛犬は二十対程度であるが、多くは大坂石工銘をもつものである。大坂石工

による狛犬が山陽地域に流通し始めたばかりの時期に、早くも阿波石工の狛犬が奉納されている点は注目してよい。阿波の商人たちが地元石工の腕をそれだけ評価していたことを示していると言える。

また、狛犬が徳島から奉納されている事実は、由加山が遠方からの信仰を集めていたことを示しているが、さらに奉納者等を見ると、そこには阿波と児島周辺との商取引の内容も示唆されている。台座第二段に印された「當所世話人 綿屋亀八」は、屋号から児島周辺で主に綿を扱っていた商人と推定される。児島周辺の綿花栽培と、生産された綿を染めるための阿波の藍といった両地域の産業の結びつきが示されているのである。

このように由加山の狛犬は、近世後期の石造物の流通、信仰の様相、産業の結びつきを示す貴重な資料と言える。ただ、「阿波石工 大松屋 友次郎」の事跡や、奉納者・世話人間の具体的な商関係にまで迫ることはできておらず、今後の課題である。本稿が近世における地域間の関係を考える上での一助となれば幸いである。

（ふじわら こうじ 倉敷埋蔵文化財センター主任）

展示会記録

令和元年度資料展示会

真備の記憶

―写真と資料でたどる―

吉備真備ゆかりの地・タケノコの名産地として知られる倉敷市真備町は、倉敷市総務課歴史資料整備室の所在地である。その真備町は、平成三十年七月豪雨による小

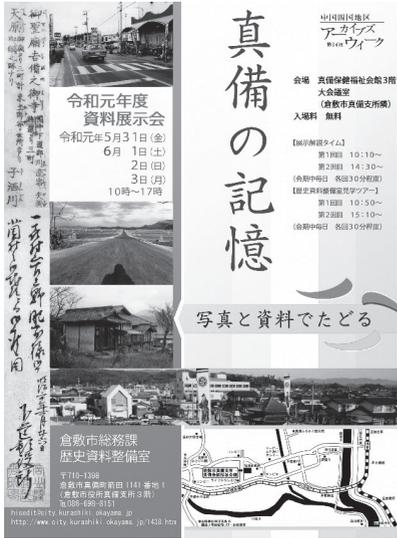


図1 展示会チラシ

田川とその支流の決壊で町域の約三〇%が水底に沈み、多数の人命が失われた。水害はこの地に暮らす人々の生命・生活のみならず、長年の営為の記録や歴史的遺産をも奪い取っていった。現在も町域では復興事業が進行中だが、多くの住民が仮設住宅や町外のゆかりの地へ住まう状況で、どれだけ住民が災害前の生活の場に戻るかも未知数である。こうした状況を鑑みて、資料保存施設としての立場から真備町の復興に寄与することができなしか考えた結果、歴史資料整備室で例年実施している資料展示会で真備町をテーマとした展示を企画した。

今回の展示では、真備町域の住民や通勤・通学等で地域に出入りする人々が改めて地域の成り立ちと積み重ねを自身の身近な事柄として振り返り、地域再生への気力につながるような内容を目指した。また、災害報道で「真備」の地名を初めて知った地域外の人々が、真備地域の概要と特色を理解できる展示をも心がけた。このような観点から、展示内容を以下の二本立てとした。

- ① 町域の歴史を関係する古文書・歴史公文書・絵図・写真類でダイジェスト的に振り返る歴史コーナー
- ② 現存の住民らが最も身近に接してきた町域各所の情

景や行事などの写真展示コーナー

真備町域は度重なる水害を経験しており、過去の水害を物語る古文書・写真も残されているが、豪雨災害から一年も経過していない状況を考慮し、本展示会での出品は見送った。ただし、「小田川改修裁許図」（本誌7頁参照）など小田川の水利に関する絵図は避けずに展示し、小田川と地域の共存の歴史に触れる機会を設けた。

展示資料について

展示資料の選定に当たっては歴史コーナーの展示物を畑が選定し、写真コーナーの展示物は畑・大島が候補写真を集積の後、各地区の担当者（山本・山下・大島）が厳選した。真備ふるさと歴史館所蔵の絵図3点は、目録と同館職員の見解を頼りに畑・大島が選定、借用した。個々の資料の解説キャプションは、歴史コーナーを畑が、写真コーナーを山本・山下・大島が分担作成している。以下の解説は、各担当者が記述したキャプションに依拠しつつ適宜補訂や関連情報を加え、文章として再構成したものである。なお、文中の【No.】は展示資料番号で、文末掲出の展示資料目録に対応している。

【歴史コーナー】

真備町域で人の生活の場が確認できるようにするのは弥生時代のこと、小田川より北側の低丘陵上で堅穴住居や墓壙をともなう集落跡が発掘によって見出されている⁽¹⁾。古墳時代初めには、高梁川・小田川合流点に近い⁽²⁾二万・南山の丘陵に特徴的な古墳が築かれ、後期になると小田川北岸の低丘陵地に県内三大巨石墳の一つ・箭田大塚古墳が建造される⁽²⁾。こうした有力な古墳を生み出す土壌から下道氏を称する有力豪族が現れ、同氏出身の吉備真備は二度の遣唐使派遣に従って学識を蓄積し、政界で立身して右大臣に昇りつめた⁽³⁾。

真備町域は吉備真備を生み出した下道氏の地盤と考えられる地域だが、彼と地域との関係を直接的に証する同時代史料は残されていない。ただし、箭田地区には真備産湯の井戸とされる伝承地や「吉備公廟」と崇められる石塔が存在し、吉備真備ゆかりの史跡として周知されている。こうした地域伝承がいつごろまでに形成され、どのようなかたちで周知されていったのかを知る史料として、【I-1】吉備大臣聖廟旧跡録を展示した。この史料は享和三年（一八〇三）八田村の土師平兵衛祇利

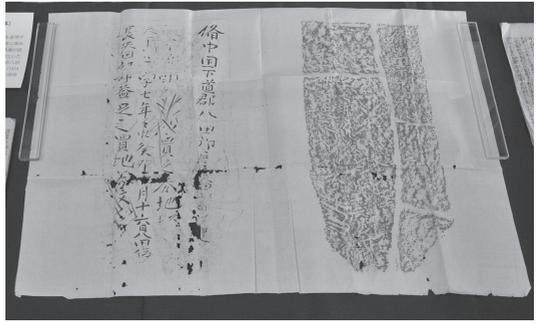


写真1 伝・真備町尾崎出土買地埴

つき具体化されていたことがわかり、興味深い。なお、本史料には読み物としての便宜から、固有名詞にフリガナが付され、吉備真備は「キビノマビ」と読まれている。また、地域で発見された古代の文字史料として【I・2】伝・真備町尾崎出土買地埴（写真1）を展示した。古代中国には墓地を土地神から購入したことを証明する文章を埴（せん）（素焼きの土器）等に刻み、墓地に埋める道教

が願主となり上田誓齋が叙述した真備の略伝で、真備が天原（八田村土師谷）の館で誕生したこと、誕生前夜に館の東にある井戸へ星が一つ落ちる奇瑞があり、この井戸水を産湯に使ったことが語られている。このころには真備の誕生説話が地域内の事物と結び

習俗があり、その刻字埴を「買地埴」と呼ぶ⁽⁴⁾。文政年間（一八一八〜三〇）この買地埴が尾崎村で発掘されたが、その銘文は天平宝字七年（七六三）下道郡八田郷の戸主矢田部石安の家族白髮部毗登富比賣の墓地を土地神から購入した旨を八田郷長矢田部益足が証明する旨、刻んだものであった⁽⁵⁾。本史料はその買地埴の拓本で、実物は倉敷考古館に保管されている。吉備真備在世時の真備地域の状況を物語る貴重な遺物である。

中世の真備町域には、畿内の大寺社が領有する荘園がいくつか成立するが、有力武士たちは荘園の現地管理や年貢収納を請け負う代官となることで荘郷を自らの地盤として取り込み、在地領主として成長していった。例えば河辺庄は、戦国時代の初め頃阿波守護細川讃州家に従う上野肥前守が代官として現地支配していたことが記録にみえる⁽⁶⁾。貞享五年（一六八八）八月の山論資料【I・3】には、この上野肥前守が蘭村の地頭で喜村山に居城し、報恩寺を菩提寺としたことが記されている。真備地域に残る上野氏関係伝承が、信憑性がとやかく言われる古城記の創作に由来するものではなく、江戸時代前期の地域住民の記憶を起源とすることがわかり興味深い。

また、中世から近代に至るまで陸上交通路の幹線として機能した山陽道が真備町域を東西に貫通していた。真備町域の西端妹と矢掛町東三成・横谷との境界付近は、小田川の流れを挟んで南北の山（妹山・猿掛山）が迫る天然の関門状地形をなし、小田川北岸を西下する山陽道がこの隘路を通過する地点は「関ヶ鼻」と呼ばれる峻坂になっていた。ここを押さえれば山陽道の通行を妨げ、流通に干渉できるということで、軍事上の要衝として注目された。【Ⅲ・1】（写真2）はこの付近一帯を描いた図で、郡境確認のため妹村が作成し岡田藩山方奉行に提出したものの。猿掛山の向い側、小田川の北岸には山陽道が描かれており、「関ヶ鼻」の難所が小田川にせり出す岩盤上を越える峠として表現されている。この峠道は、後年の小田川・国道改修

また、中世から近代に至るまで陸上交通路の幹線として機能した山陽道が真備町域を東西に貫通していた。真備町域の西端妹と矢掛町東三成・横谷との境界付近は、小田川の流れを挟んで南北の山（妹山・猿掛山）が迫る天然の関門状地形をなし、小田川北岸を西下する山陽道がこの隘路を通過する地点は「関ヶ鼻」と呼ばれる峻坂になっていた。ここを押さえれば山陽道の通行を妨げ、流通に干渉できるということで、軍事上の要衝として注目された。【Ⅲ・1】（写真2）はこの付近一帯を描いた図で、郡境確認のため妹村が作成し岡田藩山方奉行に提出したものの。猿掛山の向い側、小田川の北岸には山陽道が描かれており、「関ヶ鼻」の難所が小田川にせり出す岩盤上を越える峠として表現されている。この峠道は、後年の小田川・国道改修

工事で切り下げが計画され、いつの頃から平坦な道に改修された。この峠道と猿掛城跡が写った写真【Ⅱ・10】も往時を知るよすがとして展示した。小田川南岸の山上には切岸で区画され直列状に連なる曲輪群の側面を帯曲輪で固めた猿掛城の縄張りが詳細に描かれている。猿掛城は戦国時代に庄氏が居城し、天正三年（一五七五）以後は穂田元清（毛利元就四男）が入り毛利氏の山陽道掌握の拠点として重きをなした。猿掛城跡の東隣に描かれた音高山は、文明十二年（一四八〇）ごろ猿掛庄氏の一門庄春資のもとを訪問した連歌師宗祇が句に詠んだ名所で、麓に吉備真備ゆかりの琴弾岩も描かれている。

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦の結果、西軍に味方した毛利氏は備中国を失い、真備町域は後述する一部地区を除き一万三四八石の大名伊東氏の領地となった。その

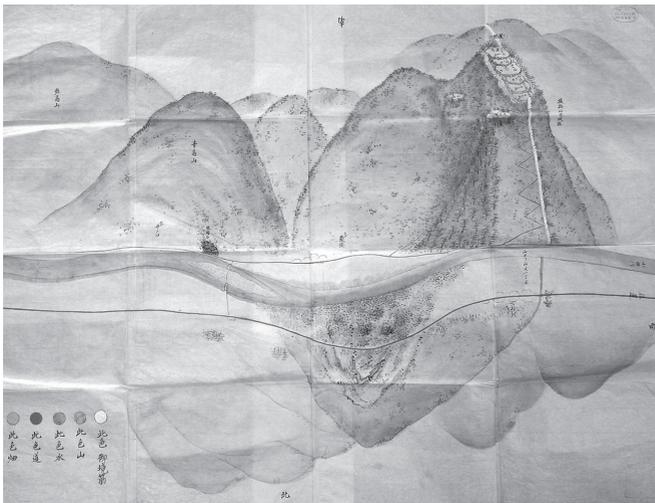


写真2 猿掛山見取之図（真備ふるさと歴史館蔵）

政庁である陣屋は領内を転々と移動するが、元禄十四年（二七〇二）伊東長救が陣屋を岡田山と呼ばれる丘陵に築造し、麓の沼沢地を埋め立て家臣団や町人の居住する町づくりを行った。陣屋は「御屋敷」と呼ばれ、一帯の地域は岡田山に因んで岡田村と命名され、明治初年までの地が伊東氏領の政治的中心となった。【Ⅲ・2】（写真3）は武家屋敷地記入の家臣名から、陣屋町草創期の図と

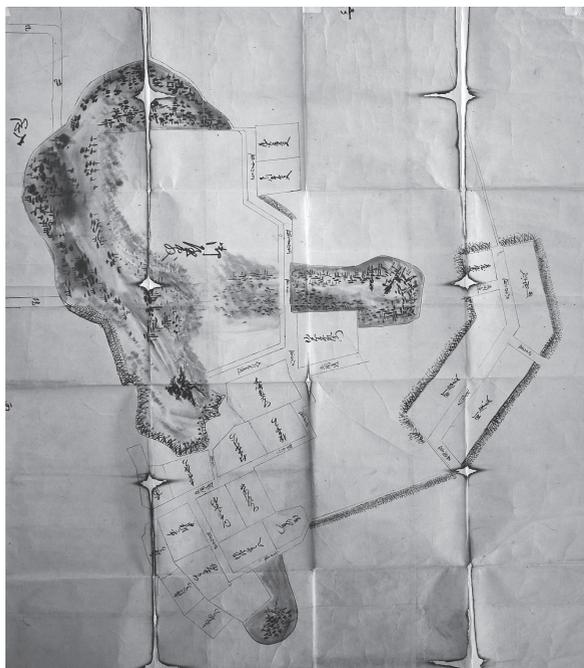


写真3 岡田武家屋敷・町屋図（真備ふるさと歴史館蔵）

て興味深い。この文書が出された辰年四月、伊東家当主が江戸から国元に帰還した。そこで伊東家当主が「御屋敷」こと岡田陣屋に着座する前に、陣屋内の大掃除が行われた。この時掃除人夫を出した陶村に米一斗七升余を支給するよう、岡田藩の役人阿部英之進が御勘定御庫方に指示したのが当文書である。英之進の活動年代から安政三年（二八五六）辰年に比定できる可能性がある。

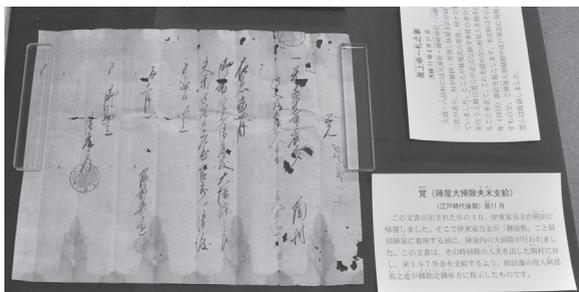


写真4 覚（陣屋大掃除夫米支給）

判定できる。中町が浮島状に造成され、上町・新町が出来ていない町の誕生時の姿が描かれている。【Ⅰ・8】（写真4）はこの岡田陣屋と地域住民との関わりを示す資料とし



写真5 岡田村役場（真備ふるさと歴史館蔵）

江戸時代の箭田地区は一部が岡山藩池田氏領となっており、伊東・池田氏領の混在領域となっていた。両者を区別するため、古文書では伊東氏領を「八田村」、池田氏領を「矢田村」と表記する場合が多い。【I・9】『備中記』によれば下道郡矢田村は伊東氏領（川辺領）と岡山藩領とが六・四の割合で入組み、家数一四七軒、男女八二〇人が住み、岡山藩領側に吉備大臣の誕生屋敷が、伊東氏領側に吉備寺・吉備大臣の墓があることがわかる。この『備中記』は石丸定良が元禄十一年（二六九八）に編纂した岡山藩備中領に関する最古の地誌で、今回の

展示品は現存唯一の貴重な写本である。明治時代になると岡田藩領は岡田県となり、小田県に再編の後、明治九年（一八七六）岡山県となった。下道郡役所は藩政

時代に地域の政治的中心だった岡田に置かれ、郡会所が郡役所として使用されている。明治三十三年（一九〇〇）下道郡が吉備郡に編入されると郡役所は総社に移り、もと郡役所は岡田村役場となった。その後、郡会所由来の建物が老朽化し、昭和十三年（一九三八）新庁舎【II・19】（写真5）に建替えられた。写真5は昭和十六年ごろ撮られたもので、この建物は同地に岡田地区公園が整備されるまで残っていた。戦時中岡田に居留した横溝正史が身近に接し小説のモチーフとしたのは、この建物である。なお、役場前の石橋傍らの松樹が根を張る土塁は、岡田陣屋町を囲む水除堤の遺構である。

明治以降の真備町域では地域の名士を主体とする工業・銀行などが勃興する。明治二十六年（一八九三）服部村の地主瀬崎卯左衛門が筆頭株主となって設立した下道製絲株式会社もその一つだった。【I・12】（写真6）は、同社設立に当たり農商務大臣後藤象二郎の認可を受けた定款と、二年後の考課状（営業状況報告書）である。これらの史料から市場村に製糸工場が開設され、卯左衛門が明治二十八年専務取締役に就任したことなどがわかる。しかし、同三十三年に卯左衛門が死去し、原料繭の

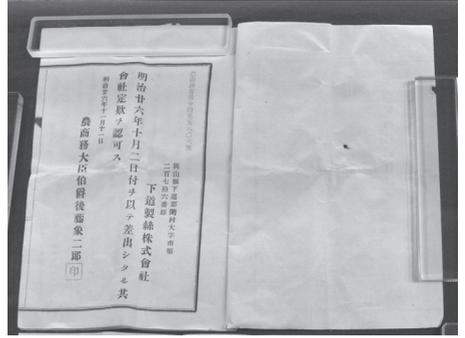


写真6 下道製絲株式会社定款



(上) 写真7 旧箭田町役場 真備町役場(初代)
(下) 写真8 真備町役場(2代)

仕入価格の暴騰と糸価の急落により損失を抱えた結果、
 同社は同年十一月営業中止に追い込まれた。⁽¹⁴⁾
 昭和二十七年(一九五二)、大備・菌・呉妹・二万村と
 箭田町が合併し、真備町が誕生した。⁽¹⁵⁾当初は旧箭田町
 役場(現・箭田一六七九番地)が真備町の庁舎として利用
 されたが(写真7)、町議会を公民館議事堂で開催する
 他ないほど狭隘だったため、昭和二十九年に現・箭田
 一六九七番地に庁舎を新築した(写真8)。⁽¹⁶⁾この建物は昭
 和五十九年(一九八四)に新庁舎(現在の倉敷市真備支所の
 建物)が設けられるまで、真備町政の中核として機能し

校が廃校とされ、新設された真備中学校に統合された(校
 舎は昭和四十五年四月完成・供用開始)⁽¹⁸⁾。ところが、県南地域
 の工業開発進展にともない水島工業地帯周辺の生活環境
 が悪化すると、真備町はベットタウン適地として注目さ
 れ、昭和四十五年前後を境に人口・住宅需要は急速な
 増加に転じる。昭和四十五年(一九七〇)に一二五六三
 人だった真備町の人口は、同五十五年(一九八〇)には
 二〇七九三人に達し、岡山県下で人口最多の町になった。⁽¹⁹⁾
 こうした人口・住宅需要増加は、真備町が建設する町営
 住宅でさばききれぬものではなかった。【I・19】は、

昭和四十年
 代はじめご
 ろ、真備町
 の人口は減
 少傾向にあ
 り、同四十三年(一九六八)
 には黄薇中学
 校・箭田中学
 た。⁽¹⁷⁾

昭和四十七年（一九七二）八月、中嶋憲二町長がこうした事態への対応として、雇用促進事業団が建設した移転就職者住宅に町内の希望者が入居できるよう措置してほしいと、同事業団に要望したものである。

平成四年（一九九二）町政施行四〇周年を迎えた真備町は、記念事業の一環としてイメージキャラクターを製作し、町民公募によって「マービーちゃん」と名付けた⁽²⁰⁾。同時に農産物PRキャラが二体つく

られ、同年十一月の真備町ふるさと産業まつりで愛称募集が行われ「おにぎりマン」「トマコちゃん」と命名⁽²¹⁾されている。
【Ⅱ・26】は、この三体がお披露目された時の写真である。その後、平成十三年（二〇〇一）に真備町のアピールと町民の郷土愛育成を目的に「マービーちゃん」活用事業が再始動し、着ぐるみ⁽²²⁾が新調されると同時に五〇種類のポーズのイラストが考案・作成され、同年十一月公表された。【Ⅰ・21】（写真9）はこのイラスト全種類を示したもので、町職員が提案

したイラスト案をもとに、印刷業者とやりとりの上で完成に至った。

地方自治体による地域PR事業の旗手として全国的に流行したキャラクター事業は、地域振興の歴史を物語る重要な要素であり、こうした資料の価値を問う意味も込めて展示した。なお、マービーちゃんに比較すると目立たないおにぎりマン・トマコちゃんだが、着ぐるみ共々

現存することを報告しておきたい。

【写真コーナー】

写真コーナーには地区史的な位置づけを与え、地域住民にとって身近な昭和二十年代～平成までの風景・行事の写真を多く採用し、観覧者自身の人生の歩みの中で故郷を捉え直すことができるよう配慮した。

1 川辺 川辺は山陽道と高梁川^{たかはし}の交点に当たり、水陸交通の中継地として古くから栄え、江戸時代には大名のほかが貴人が宿泊する本陣・脇本陣が街道に面して建てられ、宿場町として栄

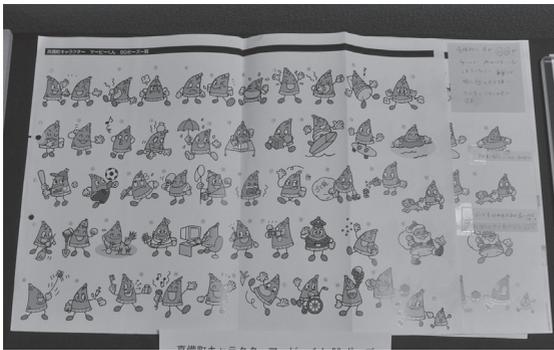


写真9 真備町キャラクター マービーくん50ポーズ

えた。【1・10】(写真10)は昭和五十二年(一九七七)頃川辺宿の街並みを西から見た光景で、短冊形の奥に長い敷地をもつ住居や店舗が街道沿いに居並ぶ光景に、宿場由来の集落の雰囲気が残っていたことがわかる。こうした景観は平成三十年七月豪雨発生直前までほぼ変化なく残っていたが、令和元年十二月現在、左の商店(川中屋)を除き沿道の建物のほとんどが撤去され景観は一変した。

川辺宿を貫通する山陽道は、街並みの東端で高梁川を渡って清音^{きよね}方面へ至る。江戸時代の高梁川に橋はなく、



(上) 写真 10 川辺旧街道沿いの街並み
 (中) 写真 11 木造川辺橋渡り初め
 (下) 写真 12 岡田射越屋三宅邸付近

本格的な架橋を望んでいた。そこで明治四十年(一九〇七)に着工した高梁川大改修工事を機に川辺村長や清音村長らが猛運動した結果、大正八年(一九一九)四月三日に清音と川辺を結ぶ長さ四五六mの木造川辺橋が完成する。人々の喜びようは大きなもので、小学生により開通式唱歌が歌われたという。⁽²³⁾【1・2】(写真11)は開通式のときの渡り初めの様子で、人々は正装し、花が飾られている。その後、昭和八年(一九三三)に二代目の鉄橋が架けられ、交通量増大に対応すべく昭和五十二年(一九七七)十一月に現行の鉄橋が完成した。⁽²⁴⁾これ以降二代目鉄橋は

渡し船で東西の往來をつないでいた。明治五年に仮の板橋が架けられたが、地域住民は

自転車・歩行者専用橋として再利用されている。初代の木造橋は、現行の鉄橋の川上に架かっていたという。⁽²⁵⁾

2 岡田・辻田 岡田は既述のとおり岡田藩の陣屋町で、昭和三十年代後半までは中町付近に近世の町家建築が豊を並べる光景が残っていた。岡田地区公園北側にあった射越屋三宅邸【2・14】(写真12)もそうした街並みを形作った建築の一つである。三宅氏はかつて武家だったが十八世紀に町人となり、十九世紀に醤油醸造業を始め、さらに味噌製造も開始するが、昭和三十二年(一九五七)

廃業した。主屋は明治十八年(一八八五)創建当時の姿を残しており、長屋門は江戸時代まで遡る建築物と考えられていたが、平成十年代初め頃解体撤去された。⁽²⁶⁾

3 有井・市場 川辺宿の街並みを抜けた県道(後に国道)は、末政川に架かる有井橋を渡って西へ向かう。明治十三年(一八八〇)の水害後に末政川堤防を高く作り直したため、有井橋付近は今でも緩い登り坂となっている。この坂から川辺方面を撮影した定点写真が残されており、景観の変化を如実に示す。【3・1】(写真13)



(上) 写真 13 有井橋から東方を望む①
(下) 写真 14 有井橋から東方を望む②

をみると、道沿いは見わたす限りの田園で民家一軒とてなく、現況からは想像もつかない。視界を遮るものが何もないので、川辺の集落がこの場所から遠望できた。遠くに見える二つの森のうち、県道の左の森は川辺の良御崎神社、右の森は源福寺である。【3・2】(写真14)は同じ地点から同じ方向を撮影した後年の写真だが、田園風景は一変し弁当屋(かまどや)・お好み焼屋(嵯峨野)・パン屋(高木ベーカー)・郊外型スーパー(ニシナ)・美容室(メ



(上) 写真 15 真備プラザの付近
(下) 写真 16 金峯寺稚児お練り供養

ルシー)が道沿いに林立する近年の様子に近い街並みが成立している。写真の撮影年は記されていないが、「西蘭神苑」の看板がみえるので昭和五十四年(一九七九)以降の撮影とわかる。昭和四十年代後半から五十年代半ば(20)にかけて、この界隈は劇的な変貌を遂げたようである。(28)

4 箭田 有井橋から県道を西進すると、箭田の集落が現れる。街道沿いに「桑の市」地名が残り、古くから山陽道沿いに街村が存在したらしい。その古い集落の東端、

いに移ったが、「真備プラザ」やラーメン屋は平成三十年七月豪雨で被災するまで健在だった。

5 上二万・下二万 小田川南岸に位置しなだらかな丘陵に抱かれた上二万・下二万地区は、ぶどうと葉たばこの産地で、かつてはあちこちに葉たばこの乾燥小屋がみられた。下二万の谷を見下ろす斜面に営まれた金峯寺(きんぼうじ)は、初め上二万の金山に建立され、江戸時代初期に現在地に移り金峯寺となった。安永三年(一七七四)

家並みが途切れるあたりに、外壁が黄色に塗られた目を引く建物があった。これは昭和五十年(一九七五)開業した郊外型スーパーマーケット「真備プラザ」で、「4・10」(写真15)は開店四周年を迎えた昭和五十四年七月、記念セール中の同店界隈を今の箭田郵便局付近から西を向いて撮影したもの。周囲には「豚龍ラーメン」(29)などが入居する集合店舗「竹の街ショップ」、家具店「福本屋」も出店し、郊外型店舗のまとまりが形成された。その後、町内の商圈の中心は川辺・有井の県道沿

建立の本堂は総檜造りの立派なもので、三十三年(30)に本尊薬師如来御開扉の法要が営まれている。平成三年(一九九二)には稚児お練り供養行列があり、檀家をはじめ地域の子供が参加、母や祖母に手を引かれ、二万橋南詰の守屋自動車付近から寺まで歩いた。【5・14】(写真16)は稚児行列が金峯寺に入った場面で、男子は烏帽子、女子は宝冠を被り、化粧をして袴をつけた子供たちが山里の古寺に集う様子は、古木に芽吹く梅花のような華やきがある。



(上) 写真 17 呉妹小学校運動会
(下) 写真 18 猿掛橋

6 尾崎・妹・服部 真備町の西部、矢掛町との境に近い尾崎・妹地区は、明治二十二年から真備町が成立する昭和二十七年までの間、呉妹村と呼ばれる一つの村だった。(31)この村名を冠する呉妹小学校が現在地に建てられたのは明治二十六年(一八九三)のことで、当時は呉妹尋常小学校という名称だった。明治三十二年に四年生が船で小田川を下り、酒津の陶器製造所や帯江銅山を見学したのが呉妹小学校の修学旅行の初めとのことである。講堂を中心とする木造校舎は長く児童・教員に親しまれた

が、老朽化が著しく昭和四十六年(一九七二)解体され、翌年一月鉄筋コンクリート造の新校舎に建替えられた。(32)【6・1】(写真17)は校舎建替え以前(昭和四十年代)の呉妹小学校運動会の様子で、左奥に明治四十二年(一九〇九)六月竣工の二階建て講堂が写っている。

妹地区は小田川の南岸・北岸にまたがっており、両岸は小田川に架かる井の口橋・猿掛橋によって結ばれていた。このうち猿掛橋は増水時に川に沈むよう設計され



写真 19 展示会解説タイムの様子

琴弾岩を背景に風情ある景観をなしていたが、平成十六年（二〇〇四）十二月に架橋された琴弾橋に統合され、井の口橋とともに撤去された。【6・7】（写真18）は昭和五十二年（一九七七）の猿掛橋南詰とその周辺の様子で、低い鳥居型コンクリパイル橋脚に幅一・五mのPC板を固定する簡素な構造⁽²⁶⁾、川岸から中州に向かって橋が降りていく様子がみてとれる。背後の山沿いにみえる四角い巨石が琴弾岩だが、カーブミラーの位置から当時小田川南岸の東西道路が琴弾岩の下側を通っていたことが窺える。

た沈^{ちんか}下橋（潜水橋）で、飛び石状の中州を挟んで土橋と板橋に分かれていた。昭和四十五年（一九七〇）に土橋が半壊、板橋が一部流され翌年架け替えられている⁽²⁷⁾。かつては小田川右岸の猿掛城や

展示会まとめ

今年度は展示会開催に先立ち地域内の郵便局・店舗へのポスター掲出のお願い、被災者に配布される復興だよりでの広報依頼など、PR活動について初の試みを行った。開催初日にはRNC西日本放送のローカルニュースで展示会が採り上げられ、口コミやSNSで観覧者による展示物に関する情報拡散が行われ、展示会の存在が広く認知された。その結果、歴史資料整備室主催の資料展示会始まって以来最多数の五三八人が会場を訪れ、当初の願いどおり真備に関わる地域内外の多くの人々（ボランティアで県外から入っている方々も含む）に足を運んでいた⁽²⁸⁾。例年倉敷・玉島・市外からの来観者が三本柱となっていたが、今年度は初めて真備地区からの来観者が最多数となり、年齢構成的にも三十〜五十代の観覧者が高年齢層に伯仲する状況となった。展示内容も好評で「真備というピンポイントにも関わらず文書や絵図がそれなりにあって驚いた」「とても貴重な資料のことを初めて知った」「自らの見てきた真備町の風景や印象に残っている」「よく通る有井地区。昔行ったドライ

「ブインが写っていた」など、地元であっても知らなかった史実発見の喜び、自らの実体験と結びつき回想に繋がる写真展示への賛辞が聞かれた。

一方で、展示された写真の場所がどこかわからないので地図上に示したものを掲示してほしいとの意見もあった。真備町外からの観覧者・近年の情景しか記憶にない若年層にとつては、過去の情景写真がどの地点で撮影されたものかわからないため、配慮すべきであった。また、展示物の概要・解説を小冊子か資料にまとめ展示目録と一緒に配布してほしい、展示期間を長くしてほしい、真備地域の歴史資料に関する展示を常設化してほしいなどの意見も寄せられた。展示された写真に思い出や過去の自分自身の姿をみつけ、複製物を求める来観者も少なからずあった。いずれも本展示会の内容を期間限定の瞬間的なイベントに終わらせるのではなく、かたちに残るものにして永続的に保持・共有したいとの願いと受け止めている。様々な方法はあるかと思うが、本展示会で扱った内容を真備地域に関わる全ての人の心の財産として、いつでも気になった時に振り返ることが可能なかたちで残す試み、またはそのお手伝いができればと思う。

註

- (1) 正岡睦夫・山磨康平・平井勝「西山遺跡」(真備町教育委員会、一九七九年)、平井勝・武田泰彰・藤原憲芳「蚊蜂遺跡」(真備町教育委員会、一九九九年)。
- (2) 中野雅美「箭田大塚古墳」(真備町教育委員会、一九八四年)。
- (3) 宮田俊彦「吉備真備」(吉川弘文館、一九六一年)。
- (4) 近藤義郎・吉田晶編「図説岡山県の歴史」(河出書房新社、一九九〇年)。
- (5) 間壁忠彦・間壁茂子「吉備古代史の未知を解く」(新人物往来社、一九八一年)、同「奈良時代・吉備中之囀の母夫人と富ひめ」(吉備人出版、二〇一九年)を参照。
- (6) 「陰涼軒日録」文明十八年五月九日条。北村章「備前児島と常山城」(山陽新聞社、一九九四年)を参照のこと。
- (7) 本誌「真備町域における江戸時代〜明治初年の水害治水史」参照。
- (8) 「増訂小田郡誌」上(小田郡教育会、一九四一年)。
- (9) 両角倉一編「下草」(古典文庫、一九七八年)、同氏「宗祇年譜稿」(山梨県立女子短大紀要、十五号、一九八二年)を参照。
- (10) 「節翁公実録」宝永元年正月二十一日条(佐野家文書／「岡山県史 諸藩文書」、一九八三年)。
- (11) 「岡田村史」(岡田若友会編復刻、原著は一九三三年)参照。
- (12) 倉敷市所蔵永山卯三郎宛書簡類七一。
- (13) 藤原憲芳「真備ふるさと歴史館収蔵の岡田文庫について」(倉敷の歴史) 十八号、二〇〇八年)を参照。
- (14) 倉敷市所蔵太田家文書(未整理分) 自明治三十三年五月至明治三十四年四月下道製絲株式会社第八回考課状による。

- (15) 大島千鶴「三市合併五〇周年記念特集 合併資料と写真でたどる倉敷のあゆみ」(『倉敷の歴史』二十八号、二〇一八年)。
- (16) 昭和二十七年十一月十七日役場庁舎の建築費助成並びに起債許可に関する陳情書(倉敷市所蔵真備支所から移管文書一二三・一九・一)。
- (17) 『広報まび』二八四号を参照。
- (18) 『広報まび』八八号、九十号、一一一号を参照。
- (19) 『92年度真備町町勢要覧』による(数値は国勢調査値)。
- (20) 『広報まび』三七八号および三八〇号を参照。
- (21) 『広報まび』三八〇号および三八二号を参照。
- (22) 『広報まび』五二七号。
- (23) 竹野清「川辺橋」(『高梁川』四十号、一九八三年)を参照。
- (24) 倉敷市所蔵真備支所より移管文書七一・一二・一〇。
- (25) 小野克正・加藤満宏・中山薫「真備町歩けば」(岡山文庫三〇一、日本文教出版株式会社、二〇一六年)。
- (26) 倉敷市所蔵真備支所から移管文書二二三・三五・七を参照。
- (27) 西園神苑の完成は昭和五十四年(『広報まび』一二三三号)。
- (28) 『広報まび』一二四号に昭和四十六年(一九七二)の有井界限の状況が概説されており、「操業まであと一か月弱となった「協業組合水島鉄工センター」を始め、自動車整備工場、ガソリンスタンド、ドライブイン、タクシー営業所などが相ついで建設されて、にわかに活気を呈してきました」とある。
- (29) 原版ネガフィルム(倉敷市所蔵真備支所から移管写真・フィルム一二四・四・三七)をみると、本誌掲載の真備プラザ付近の写真と一緒に四周年記念セールの様子が写り込んでいる。
- (30) 『真備町史』(真備町、一九七九年)を参照。
- (31) 大島千鶴「三市合併五〇周年記念特集 合併資料と写真でた

- どる倉敷のあゆみ」(『倉敷の歴史』二十八号、二〇一八年)。
- (32) 『真備町のすがた』(真備町教育委員会ほか、一九八〇年)。
- (33) 倉敷市所蔵日名家文書「備考録」を参照。
- (34) 『広報まび』一二四号による。
- (35) 『広報まび』五九七号による。
- (36) 橋の構造については注(34)所引資料を参照し、用語については渡邊隆男「岡山の流れ橋」(岡山文庫二〇五、日本文教出版株式会社、二〇〇〇年)に依拠した。

【付記】展示会開催にあたり、貴重な資料の借用展示を御快諾くださった真備ふるさと歴史館・岡山県立記録資料館の皆様、ポスター掲出に御協力くださった皆様に、厚く感謝を申し上げます。(文責は畑和良 倉敷市総務課歴史資料整備室)

展示資料目録

真備町の歴史コーナー

I 古文書・記録類

No.	資料名	年月日	文書群名・番号
1	吉備大臣聖廟旧跡録	享和3年	太田家文書
2	伝・真備町尾崎出土質地磚(拓本)	天平宝字7年	林家資料2-8-19
3	乍恐口上(市場村喜村山論所日記)	貞享5年8月19日	太田家文書
4	備中兵乱記 全	天正3年乙亥奥書	永山家文書13-2
5	菟河部井水元米一冊之事	寛永15年12月	真備ふるさと歴史館収蔵資料
6	伊東長貞あて松平乗久書状	(万治4~貞享3年)1月1日	太田家文書
7	差上申一札之事	天保11年6月21日	太田家文書20-2
8	覚(陣屋大掃除夫米支給)	(年未詳)辰11月	太田家文書3-H-4-22
9	備中記 全	元禄11年1月	個人蔵
10	吉備郡川辺村地図	(明治33~大正8年)	永山家文書8-34
11	受取之証	明治20年7月26日	太田家文書
12	下道製絲株式会社定款・第式回課課状	明治26年・明治28年	太田家文書
13	メートル宣伝	大正14年6月	日名家文書
14	村議会議決録 吉備郡大備村役場	昭和27年3月5日	真備支所から移管文書
15	吉備線延長に関する陳情書	昭和32年10月	真備支所から移管文書123-19-2
16	井原線予定路線図	昭和42年ごろ	真備支所から移管文書
17	統合中学校予定敷地位置図	昭和42年3月	真備支所から移管文書123-30-16
18	町勢振興計画基本計画書	昭和43年度	真備支所から移管文書123-40-2
19	陳情書(移転就職者住宅について)	昭和47年8月19日	真備支所から移管文書123-19-5
20	町勢振興計画 土地利用計画図	昭和53年度	真備支所より移管文書71-22-11
21	真備町キャラクター マービーくん 50ポーズ	平成13年10月	真備支所から移管文書123-35-6
22	真備町町旗		真備支所市民課から移管刊行物103-4-8

II 写真・絵葉書

No.	タイトル	年月日	文書群名・番号
1	備中吉備郡呉妹村発見銅鐙		倉敷市立中央図書館移管写真
2	西山遺跡 特殊器台出土状況	昭和52年	真備支所から移管写真・フィルム
3	天狗山古墳の調査	平成10年3月	真備支所から移管写真・フィルム
4	箭田大塚古墳		真備支所から移管写真・フィルム
5	吉備真備産湯の井戸	昭和61年	真備支所から移管写真・フィルム
6	第7回まきび公奉賛町民まつり	平成3年7月	真備支所から移管写真・フィルム
7	桜城趾を東方より望む	昭和戦前期か	倉敷市立中央図書館移管写真
8	備中守護代連署触状案(東寺百合文書)	寛正5年	京都府立京都学・歴史館東寺百合文書WEB
9	川辺蔵鏡寺の建物	昭和27年	真備支所から移管文書
10	山陽道関ヶ原より狭掛城を望む	昭和戦前期か	倉敷市立中央図書館移管写真
11	岡田陣屋 藩邸玄関と国民学校	昭和16年	真備ふるさと歴史館収蔵資料
12	岡田陣屋町(中町)の景観	昭和38年	岡山県立記録資料館所蔵写真
13	岡田新道	昭和29年	真備支所から移管写真・フィルム
14	守屋勘兵衛重行の墓		真備支所から移管写真・フィルム
15	塩尻治兵衛翁頌徳之碑		個人蔵
16	妹尾嘉吉兼光夫妻の墓		個人蔵
17	旧下道郡役所の建物	昭和13年以前	真備ふるさと歴史館収蔵資料
18	旧黄薇小学校校舎	昭和27年	真備支所から移管文書
19	旧岡田村役場	昭和16年ごろ	真備ふるさと歴史館収蔵資料
20	旧箭田町役場 真備町役場(初代)	昭和50年	真備支所から移管写真・フィルム
21	真備町役場(2代)	昭和29年	真備支所より移管刊行物他72-4-9
22	真備町役場(3代)	昭和59年10月8日	真備支所から移管写真・フィルム
23	建設中の真備町役場(3代)と箭田集落	昭和59年6月	真備支所から移管写真・フィルム
24	真備町役場(3代)の議場風景	平成9年度	真備支所から移管写真・フィルム
25	真備の里道・まきび通り	昭和60年10月	真備支所から移管写真・フィルム
26	真備町イメージキャラクター誕生	平成4年10月	真備支所から移管写真・フィルム
27	吉備信用金庫真備支店界隈	平成25年3月	個人蔵
28	吉備真備駅前の町並み	平成14年1月	真備支所から移管写真・フィルム
29	真備町閉庁式	平成17年7月	真備支所市民課から移管刊行物等

III 絵図類

No.	タイトル	年月日	文書群名・番号
1	狭掛山見取之図	慶応2年2月	真備ふるさと歴史館収蔵資料

2	岡田武家屋敷・町屋図	元禄14～享保元年	真備ふるさと歴史館収蔵資料
3	小田川改修裁許図	宝永元年	真備ふるさと歴史館収蔵資料

写真目録

1 川辺

No.	タイトル	撮影年月日	文書群名・番号
1	木造川辺橋架橋	大正8年	真備支所から移管写真・フィルム124-39-4
2	木造川辺橋渡り初め	大正8年	真備支所から移管写真・フィルム124-39-4
3	旧川辺橋	昭和48年	真備支所から移管写真・フィルム124-39-4
4	新田川辺橋	昭和52年11月14日	真備支所から移管写真・フィルム124-31-2
5	川辺小学校	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-13-2
6	川辺地内町営住宅建設	昭和42年度	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-203
7	川辺幼稚園	昭和47年頃	真備支所から移管写真・フィルム124-1-5-55
8	旧矢形橋	昭和49年	真備支所から移管写真・フィルム124-1-4-280
9	新矢形橋渡り初め	昭和52年4月6日	真備支所より移管写真・フィルム2146
10	川辺旧街道沿いの街並み	昭和52年頃	真備支所から移管写真・フィルム124-9-56-6
11	川辺宿脇本陣	昭和63年5月末日	真備支所から移管写真・フィルム124-12-5
12	新川辺橋西詰めの坂	昭和52年頃	真備支所から移管写真・フィルム124-9-56-6
13	旧南山橋	昭和53年6月頃	真備支所より移管写真・フィルム3480
14	井原線工事進捗状況(鉄橋)	平成4年10月頃	真備支所から移管写真・フィルム
15	川辺分館落成餅投げ	平成7年3月5日	真備支所から移管写真・フィルム124-35-1

2 岡田・辻田

No.	タイトル	撮影年月日	文書群名・番号
1	黄薇中学校増築	昭和29年4月30日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-14
2	大備保育所竣工	昭和29年5月18日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-16
3	岡田幼稚園	昭和48年カ	真備支所から移管写真・フィルム124-1-2-45
4	岡田小学校	昭和51年以降	真備支所から移管写真・フィルム124-1-2-70
5	真備緑ヶ丘団地造成地・林鐘寺	昭和53年	真備支所から移管写真・フィルム
6	辻田の東真備団地	昭和53年	真備支所から移管写真・フィルム
7	岡田地区コミュニティ広場ラジオ体操	昭和53年3月頃	真備支所から移管写真・フィルム
8	辻田コミュニティ盆踊り大会	昭和54年8月4日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-10-68
9	大池の弁天様	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-1-2-35
10	真備東中学校	昭和56年頃	真備支所から移管写真・フィルム
11	堂応寺宝篋印塔	平成5年5月頃	真備支所から移管写真・フィルム
12	満願寺宝篋印塔	平成4年5月頃	真備支所から移管写真・フィルム
13	岡田ふるさと歴史館オープン時	平成6年7月3日	真備支所から移管写真・フィルム
14	岡田射越屋三宅邸附近	平成12年5月10日	真備支所から移管文書123-35-7
15	名探偵金田一耕助ミステリーウォーク	平成14年3月29日	真備支所から移管写真・フィルム124-27-2
16	長安県友好訪問岡田小訪問	平成14年10月31日	真備支所から移管写真・フィルム124-28-1

3 市場・有井

No.	タイトル	撮影年月日	文書群名・番号
1	有井橋から東方を望む①	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-2-5
2	有井橋から東方を望む②	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-2-5
3	有井バス停から南東を望む	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-2-5
4	有井交差点から東方を望む	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-39-4
5	空から見た蘭小学校①	昭和35年	真備支所から移管写真・フィルム124-13-2
6	空から見た蘭小学校②	昭和49年	真備支所から移管写真・フィルム124-13-2
7	蘭小学校の旧校舎	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-13-2
8	蘭保育園	撮影年未詳	真備支所より移管写真・フィルム2428
9	建設中のまきびの里保育園	平成3年12月	真備支所から移管写真・フィルム
10	蘭幼稚園の運動会	昭和53年9月24日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-9-118
11	たけのこ村の開村式	昭和52年5月3日	真備支所より移管写真・フィルム2060
12	倉橋町の小学生と交流田植え	平成15年6月21日	真備支所から移管写真・フィルム124-28-2
13	市場の女男池付近	昭和37年	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-156
14	市場地区移動保健所	昭和49年	真備支所から移管写真・フィルム124-1-4-156
15	総社市消防署真備出張所	昭和49年	真備支所から移管写真・フィルム124-1-4-4
16	有井バス停	平成元年4月30日	真備支所から移管写真・フィルム

4 箭田

No.	タイトル	撮影年月日	文書群名・番号
1	箭田の集落	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-2-10-3-3
2	箭田高等学校の薬ぶき校舎	昭和29年4月	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-36
3	箭田小学校の運動会	昭和31年10月26日	尾家氏寄贈資料
4	箭田小学校の新校舎	昭和30年2月	岡山県立記録資料館所蔵写真00114-D2
5	箭田中学校での町民体育祭	昭和42年10月8日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-181

6	空から見た箭田地区	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム
7	農協の青果物共同選果場	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-8
8	吉備真備顕彰ラテン語碑の除幕式	昭和38年10月	真備支所より移管写真・フィルム389
9	箭田商店街を走る倉敷駅行バス	撮影年未詳	真備支所から移管写真・フィルム124-2-2-564
10	真備プラザの付近	昭和54年	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-8-80
11	消防車入魂式	昭和41年12月7日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-179
12	真備町剣道スポーツ少年団	昭和49年4月21日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-4-27
13	第1回健康マラソン大会	昭和62年1月25日	真備支所から移管写真・フィルム124-11-1
14	八田神社の子ども神輿	昭和63年10月22日	真備支所から移管写真・フィルム124-11-4
15	小林垂星氏が竹工房を訪問	平成6年8月8日	真備支所から移管写真・フィルム
16	井原線の開通	平成11年1月11日	真備支所から移管写真・フィルム

5 上二万・下二万

No.	タイトル	撮影年月日	文書群名・番号
1	二万季節保育所開設	昭和42年5月	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-188
2	新二万橋落成式①	昭和45年11月25日	真備支所から移管写真・フィルム
3	新二万橋落成式②		真備支所から移管写真・フィルム
4	金山の遠景	昭和40年代	真備支所から移管写真・フィルム124-1-1-212
5	二万小学校キャンプファイヤー	昭和50年7月22日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-5-23
6	二万小学校運動会	昭和51年10月頃	真備支所より移管写真・フィルム717
7	さよなら木造校舎(二万小学校)	昭和63年7月頃	真備支所から移管写真・フィルム124-36-4
8	二万スポーツ少年団発足結団式	昭和53年9月19日	真備支所から移管写真・フィルム124-1-9-104
9	二万保育園体たづくりランニング	昭和55年2月頃	真備支所から移管写真・フィルム124-1-10-197
10	二万小学校交通安全パレード	昭和58年頃	真備支所から移管写真・フィルム124-6-43-1
11	下二万観光ぶどう園オープン	昭和61年9月	真備支所から移管写真・フィルム124-11-1
12	下二万コミュニティ広場遠景	平成元年	真備支所から移管写真・フィルム124-36-5
13	金峯寺裏山の桜	平成2年4月2日	真備支所から移管写真・フィルム124-8-5
14	金峯寺稚児お練り供養	平成3年4月3日	真備支所から移管写真・フィルム124-20-14
15	川柳で環境美化を(下二万・真和会)	平成6年1月23日	真備支所から移管写真・フィルム
16	二万大塚古墳発掘現地説明会	平成13年3月24日	真備支所から移管写真・フィルム

6 尾崎・妹・服部

No.	タイトル	撮影年月日	文書群名・番号
1	呉妹小学校運動会	昭和40年代	真備支所より移管写真・フィルム286
2	琴弾岩	昭和45年9月	岡山県立記録資料館所蔵写真05578-C3
3	呉妹幼稚園舎落成	昭和46年	真備支所から移管写真・フィルム124-1-2-19
4	尾崎地区を行く消防防火パレード	昭和48年度	真備支所から移管写真・フィルム124-1-3-141
5	真備公民館呉妹分館	昭和49年度	真備支所から移管写真・フィルム124-1-4-184
6	真備公民館服部分館	昭和50年頃	真備支所から移管写真・フィルム124-1-5-57
7	猿掛橋	昭和52年	真備支所から移管写真・フィルム124-1-7-75
8	カレーライスが大好物!(呉妹幼稚園)	昭和54年1月	真備支所から移管写真・フィルム124-1-9-75
9	井の口橋	昭和58年6月頃	真備支所から移管写真・フィルム
10	服部少年幼年消防クラブ夜回り	昭和59年3月頃	真備支所から移管写真・フィルム
11	旧宮田橋	昭和62年以前	真備支所から移管写真・フィルム
12	宮田橋竣工式	昭和63年2月17日	真備支所から移管写真・フィルム
13	石田の毘沙門天立像	平成2年3月頃	真備支所から移管写真・フィルム
14	熊野神社千歳楽(尾崎会)	平成5年	真備支所から移管写真・フィルム
15	井原鉄道開業を祝う呉妹幼稚園児たち	平成11年1月11日	真備支所から移管写真・フィルム

* 航空写真

No.	タイトル	撮影年月日	文書群名・番号
1	昭和22年(1947)10月13日の真備	昭和22年10月13日	国土地理院所蔵
2	平成元年(1989)10月の真備	平成元年10月	真備支所から移管写真・フィルム

※資料名は適宜省略,またはわかりやすい名称にしている。表中、資料の簿名および「倉敷市所蔵」を省略している。

※岡山県立記録資料館所蔵,真備ふるさと歴史館所蔵,京都府立京都学・歴史館東寺百合文書WEB,個人蔵とあるもの以外は倉敷市所蔵(歴史資料整備室保管)である。

平成30年度歴史資料講座

歴史資料整備室では、平成29年度に引き続き、所蔵資料を活用し、倉敷市域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。

毎回、受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。アンケートでも、「本当に予想以上の内容量でよかったです」「歴史資料講座は初めてでしたが、今後も参加したいと思います。とてもよかったです」「岡山県が橋の多さで全国1位ということがまずおどろいた」「災害に対してタイムリーな講演でした」「講座名に惹かれて受講しましたが、大変良い内容でよい講義でした」「資料収集能力に頭が下がった」「今までいろいろ参加させていただきましたが一番です」「研究内容をふまえ、市民にとり有用な提言を何か願いたい」「笑いを誘う語りで、とても良かったです」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 ライフパーク倉敷第一会議室及び
視聴覚ホール

■第1回目 幕府代官陣屋元村倉敷・大原壮平の幕末維新

開催日時：平成30年10月13日（土）14：00～16：00
講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）
参加人数：58人

■第2回目 おかやまの橋～人・もの・ところをつなぐ～

開催日時：平成30年11月17日（土）14：00～16：00
講師：前田能成（岡山県立記録資料館）
参加人数：39人

■第3回目 豪商未亡人不義密通事件～幕末倉敷の諸様相～

開催日時：平成30年12月1日（土）14：00～16：00
講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）
参加人数：57人

■第4回目 村役場日誌にみる戦中・戦後

開催日時：平成31年1月12日（土）14：00～16：00
講師：山下 洋（総務課歴史資料整備室）
参加人数：43人

令和元年度古文書解読講座

歴史資料整備室では、所蔵の古文書を活用し、「くずし字」を解読するために必要な知識を学んでいただくため、平成29年度に引き続き古文書解読講座（中級）を開催しました。

アンケートでは、「独特の文字、くずし字等、歴史の説明、熟語の説明聞け、とても楽しくおもしろく時間がすぐ終わる」「初級講座があれば受講したい」「演習はもう少し短いものがよい。文書の歴史的背景をゆっくりに教えてほしい」「いろいろ為になる中味の濃い講座でよい」「参加者の中からこうすれば解読が上手く行くとかの意見が聞けたら面白いかとも思う」「書画を長年している。中国古典と全く違った行書体にびっくりしています」「倉敷市内のどの地区から来られる方が多いのか知りたいです。他地区でも古文書講座が開かれるよう、開設支援などしていただきたい」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 真備保健福祉会館3階大会議室

■第1回目 旅人來たる

開催日時：令和元年7月27日（土）13：50～15：20

講師：山下 洋（総務課歴史資料整備室）

使用文書：黒石村文書、天城村文書、林家資料

参加人数：26人

■第2回目 江戸の役人からの書状

開催日時：令和元年8月3日（土）13：50～15：20

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

使用文書：大橋紀寛家文書

参加人数：25人

■第3回目 書状の特徴を学ぶ

開催日時：令和元年8月17日（土）13：50～15：20

講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）

使用文書：大橋紀寛家文書、東大橋家文書

参加人数：20人

新刊紹介

小谷英太郎『日清戦争従軍日記』

(小谷 弥 二〇一九年一月)

本書は、明治元年(一八六八)、窪屋郡沖村大字四軒屋(現在の倉敷市堀南)に生まれた小谷英太郎という人物が記した日清戦争の従軍日記を翻刻し、解説を加えたものである。彼は、明治二十七年(一八九四)六月に朝鮮国の仁川に上陸、各地で戦闘に参加し、病気などにも苦しみつづ、平壤を経て清国に入り、翌年七月に大連から帰国する。

日清戦争に関して、質量ともにここまで充実した従軍日記は全国的にもめずらしいと思われる。それは筆者の戦地での経験が、帰りの船上で「或は夢裡に彷徨するにはあらずやと疑はれた」ほど過酷なものであったことに加え、彼が高い文章力をもっていたことによるだろう。彼はまだ漢文の素養をもつ世代であり、それは戦地という非日常世界での状況や心情を書き記すうえで、実に有効な文体ではなかったかと、本書を読んで気づかされた。

※お問合せ・ご購入は、小谷弥氏(090-8713-

6520)まで。頒価一、〇〇〇円。

『薄田泣菫読本』

(翰林書房 二〇一九年三月)

明治から昭和にかけ、詩人・随筆家・ジャーナリストとして活躍した薄田泣菫すずたなきゆうきんは、現在の倉敷市連島町に生まれた。遺族から千七百点を超える書簡・写真等の寄贈を受けた倉敷市は、これらを活用すべく二〇〇九年に薄田泣菫文庫調査研究プロジェクトチームを立ち上げた。その研究成果は既に三冊の書簡集として刊行されており、本書はその集大成ともいえるべき「泣菫入門書」である。

内容は「泣菫の生涯」「泣菫の作品鑑賞」「資料編」の三部構成となっており、泣菫の人生や業績、著名な作品などが分かりやすく解説されている。また、貴重な写真を含め多くのカラー図版が掲載されているのも見どころである。序文にある通り「近代文学が古典になりつつある」現代にあつて、改めて泣菫の偉大な文業を見つめなおすことができる一冊である。

※お問合せは、書店、翰林書房(TEL03・6276・0633)まで。(倉敷市立中央・水島・児島・玉島・ライパーク・真備・船穂各図書館で閲覧・帯出可)。定価二、四〇〇円(税抜)。

『衣笠豪谷』

(岡山県立美術館 二〇一九年十一月)

倉敷出身の南画家衣笠豪谷(二八五〇～一八九七)は、早くに中国へ渡って清人画家や明清書画に接し、明治期日本南画の形骸化と衰退を憂いて中国文人画への理解に基づく画業を志した人物である。政府の殖産政策に携わる官僚としても活躍し、中国から水蜜桃すいみょうとうを持ち込み日本における桃栽培の端緒を拓いた。だが、今は彼の画業はおろか、その名を知る人も少ない。本書は、豪谷作品の魅力を広く周知する目的で、岡山県立美術館が令和元年(二〇一九)に実施した豪谷初の回顧展の図録である。

中国絵画の咀嚼と再構成、理想郷としての山水景と実景との融合を目指して描かれた山水画、文晁系画家の画風を採り入れた花鳥画には、一貫した清爽の気風が漂う。倉敷周辺の実景を題材にした作品やスケッチは、明治期の倉敷市域周辺の状況を知る歴史資料としての価値も高い。伝記・論考・関係資料も収録されており、豪谷について知るための基本文献が世に出たことを喜ぶたい。

※お問合せ・お求めは、岡山県立美術館(☎086・225・4800)まで。通販可。頒価一、二〇〇円。

新聞報道された歴史資料整備室(令和元年)(抄)

年月日	新聞	記事
平成31年2月6日	山陽新聞朝刊	水没の公文書修復 倉敷市職員ら本格化 1枚ずつ手作業 乾燥 泥、カビ落とし
令和元年5月29日	山陽新聞朝刊	真備の発展たどる 31日から保健福祉会館で展示会 写真や文書150点 江戸期から まちづくり足掛かりに
令和元年6月1日	山陽新聞朝刊	真備の歴史知って 「記憶」展 写真や絵図150点
令和元年6月2日	読売新聞朝刊	江戸期の小田川 絵図に水害記憶 真備で展示
令和元年7月2日	山陽新聞朝刊	倉敷・真備町地区 公的施設などの読み方 「まび」「まきび」混在なぜ
令和元年9月12日	山陽新聞朝刊	災害記録デジタル化 豪雨踏まえ市長意向 サイトで公開

■『倉敷の歴史』第三十一号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第三十一号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度(上限一八頁)
- ② ノート 八頁程度(上限一〇頁)
- ③ 史料紹介 八頁程度(上限一〇頁)
- ④ 郷土史家紹介 八頁程度(上限一〇頁)
- ⑤ アラカルト 二頁程度(上限三頁)

いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整

備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ(ワード・エクセルファイル)を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文(13級) 一行二五字×二〇行×二段(縦書)
註(11級) 一行三〇字×二七行×二段(縦書)

四 投稿の手順

令和二年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨(二〇〇字〜四〇〇字、アラカルトは一〇〇字〜二〇〇字)を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館(アーカイブズ)研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。予算の制約に伴う全体の頁数の制約等のため、必ずしも執筆いただけない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。原稿締切は令和二年十月三十一日です(翌年三月発行)。

原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。

六 校正

七 備考

原稿は市民向けの内容で、未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図・表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて通し番号で付してください。刊行物には発行所と刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えを御用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八 送り先

〒七一〇―一三九八 倉敷市真備町箭田
一一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

歴史資料整備室日誌（抄）

二〇一九年

◆ 平成30年度

（平成31年）

- 1・4～3・18 水損公文書の処置作業（真備中学校）
 - 1・12 第4回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）
 - 1・22 国立公文書館館長が水損公文書処置を視察（真備中学校）
 - 1・22 公文書の適正管理に関する講演会参加（岡山県庁）
 - 2・1 岡山県文書保存研修会参加（真備保健福祉会館）
 - 2・9 井原市文化財センター講座へ講師派遣
 - 2・19 国立公文書館専門職員が水損公文書処置を視察（真備中学校）
 - 3・15 第31回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
 - 3・31 『倉敷の歴史』第29号発行
- ◆ 令和元（平成31）年度
- 4・4～6 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
（岡山大学）
 - 5・24 第32回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
 - 5・31～6・3 資料展示会（真備保健福祉会館）
 - 6・11 『倉敷の歴史』第30号編集会議
 - 6・18～ 水損公文書の処置作業（歴史資料整備室）
 - 6・25 岡山大学教養学部へ講師派遣
 - 7・2 岡山大学教養学部へ講師派遣
 - 7・10 倉敷公民館寿大学講座へ講師派遣
 - 7・27 第1回古文書解読講座（真備保健福祉会館）

- 8・3 第2回古文書解読講座（真備保健福祉会館）
- 8・17 第3回古文書解読講座（真備保健福祉会館）
- 8・27 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が公文書館設置要望書提出
- 8・31～9・3 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）（倉敷市少年自然の家）
- 9・6 倉敷公民館通年講座・岡山市立大元公民館講座に講師派遣
- 10・6 第1回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）
- 10・9～11 新採用職員（中期）研修に講師派遣
- 10・31～11・1 中国・四国地区文書館等職員連絡会議参加（高松市）
- 11・6 福岡市埋蔵文化財センターで水損重要公文書の真空凍結乾燥
- 11・30 第2回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）
- 12・7 第3回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）
- 12・13 倉敷公民館通年講座に講師派遣
- 12・17 『倉敷の歴史』第30号編集会議

コラム

長野のムーブメント

二〇一九年十一月、長野県安曇野市で第四五回全史料協全国大会がありました。大会テーマは『『文書館』をつくるー市町村が拓くアーカイブズ活動ー』です。全史料協とは、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会で機関会員一三五機関、個人会員二八五名で構成しています。大会には全国から二五〇人程の参加でした。

長野県には、設立順に掲げると松本市、長野市、小布施町、東御市、安曇野市、須坂市、長和町、上田市の八市町に文書館が出来ています。全国的な先進地といえます。大会には県内の資料保存関係者だけではなく、未設地の市議会議員の方も来られ、熱心に質問されていました。一般市民にもアーカイブズの重要性が浸透しているようです。長野県では文書館設立のムーブメントが起こっていることを実感しました。

（定兼）

研究誌『倉敷の歴史』

1～30号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第14号	2004年3月	無償頒布
第15号	2005年3月	無償頒布
第16号	2006年3月	1部500円にて販売
第18号	2008年3月	1部700円にて販売
第19号	2009年3月	1部800円にて販売
第20号	2010年3月	1部900円にて販売
第21号	2011年3月	1部900円にて販売
第22号	2012年3月	1部900円にて販売
第23号	2013年3月	1部900円にて販売
第24号	2014年3月	1部900円にて販売
第25号	2015年3月	1部900円にて販売
第26号	2016年3月	1部900円にて販売
第28号	2018年3月	1部900円にて販売
第29号	2019年3月	1部900円にて販売

※各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に御来室の上で実物を御確認ください。または、歴史資料整備室ホームページ(<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/1911.htm>)で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2020年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は、郵送も可能です(要送料・代金先払い)。郵送による入手を希望される場合は、電話(086-698-8151)またはEメール(hisedit@city.kurashiki.okayama.jp)にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊(第30号)については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽「倉敷の歴史」第三十号をお届けいたします。御執筆くださった方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。また、貴重な資料の掲載を御許可くださった方々にも厚くお礼申し上げます。「倉敷の歴史」も記念すべき三十号を迎えましたが、これも市民の皆様方の御支援・御鞭撻のおかげです。今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

▽本号には、平成三十年七月豪雨災害を受けて、災害特集を冒頭に収録しました。内容は、過去の大きな水害の具体的状況と地域社会の動向を考察した論考、被災した資料の救出保全活動を再検討した論考です。そのほか、ノート三編、史料紹介一編、アラカルト一編、展示会記録、報告を掲載しました。

▽本年度の資料展示会は、今後の復興に向けた一助になればとの思いから、古代から連続と続く真備地区の歴史を古文書・絵図・写真などを通じて振り返る「真備の記憶―写真と資料でたどる―」を開催しました。来観者は四日間で五三八人を数え、資料展示会開始以来最多数が来観されました。また、七・八月に古文書解説講座を三回、十月から一月まで歴史資料

講座を四回、二月には玉島乙島守屋家文書調査報告会2を実施しました。これらの市民参加ができる事業は、今後ますます充実させるよう努力します。

▽倉敷市水損公文書保全プロジェクトチームでは、多くの方々の御協力を得ながら、専門機関の指導を受けて水損公文書を処置しています。福岡市埋蔵文化財センターに依頼して真空凍結乾燥も実施しています。処置する公文書はいずれも市民の権利や学校の歴史にかかわる重要な文書であり、水損公文書の処置は今後も継続してまいります。

▽これまでに市域に甚大な被害をもたらした自然災害ごとに関連資料をホームページで公開するなど、歴史資料を防災の観点からも活用する取り組みを今後行っていく予定です。ホームページについても御覧のうえ御意見をいただければと思います。

▽「倉敷の歴史」は、倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が編集しています。編集実務は総務課歴史資料整備室にて行いました。

▽「倉敷の歴史」第三十一号でも、原稿をお待ちしています。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。

（山本・山下・大島・畑）

倉敷の歴史

第30号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

令和2年3月31日

編集 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
発行 倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室
電話 086-698-8151
E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>